

京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から部落史連続講座を開催してきました。尚、二〇一六年度からは「差別の歴史を考える連続講座」と改称しています。

この講演録は、二〇一七年に京都府部落解放センターで開催した連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです。

6月16日 戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験したことは―排除と動員などの角度から―

関西学院大学非常勤講師 岸 博実

6月30日 幕末の宇治郷―御茶師、村役、山の者―

宇治市歴史資料館前館長 坂本 博司

7月28日 平安初期における俘囚の姓について―平安新京・新時代と蝦夷―

世界人権問題研究センター嘱託研究員 菅澤 庸子

10月6日 『職人歌合』にみる職人への眼差しの変遷

宇治市源氏物語ミュージアム学芸員 家塚 智子

10月27日 自死者たちの江戸時代―京都東山の寺院日記から読み解く―

大津市歴史博物館学芸員 高橋 大樹

11月10日 1920年代、水平社・衡平社との交流を進めた在日朝鮮人

―全国水平社の姉妹団体・関西朝鮮人聯盟を中心に―

佛敎大学・大阪大谷大学非常勤講師 塚崎 昌之

目次

戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験したことは	岸博実	3
― 排除と動員などの角度から ―		
幕末の宇治郷 ― 御茶師、村役、山の者 ―	坂本博司	21
平安初期における俘囚の姓について	菅澤庸子	35
― 平安新京・新時代と蝦夷 ―		
『職人歌合』にみる職人への眼差しの変遷	家塚智子	55
自死者たちの江戸時代	高橋大樹	75
― 京都東山の寺院日記から読み解く ―		
1920年代、水平社・衡平社との交流を進めた在日朝鮮人	塚崎昌之	111
― 全国水平社の姉妹団体・関西朝鮮人聯盟を中心に ―		

戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験したことは

― 排除と動員などの角度から ―

岸 博 実

タイトルは「戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験し

たことは―排除と動員などの角度から―」とされていますが、排除と動員という二つの面だけではなくて、もう一つの柱として被害ということにも目をそそぎたいと思っています。実は、数年前までは、視覚障害者と戦争の関係を捉えるときに、排除・差別と動員・参加、被害というこの三つの側面を考えていたのですが、最近、それでは足りないという気もしています。まだわずかの例しかつかめていませんが、戦時中に厭戦の言葉を残した盲学校の生徒たち、反戦・反軍の取り組みに参加した成人の視覚障害者が実在するという側面が見えだしています。四つ目の側面・観点として「厭戦・反戦」という角度から視覚障害者の体験を見ることもこれからはますます大事になってくると思っています。以上がタイトルに関わっての前置きです。

少し自己紹介をいたします。一九七四年に京都府立盲学校に新規採用の教員として着任いたしました。七年ほど前に退職をしたのですが、その後も週何時間かの非常勤を勤めています。国語科を担当しておりまして生徒たちの点字の指導をするという経験もしましたので、点字教育の歴史などについて論文を発表したことなどありますが、研究

者ではなく、現場の一教員です。

はじめに

この部落解放センターと盲学校のある千本北大路は決して遠い距離ではありませんので、盲学校についてもご案内をしておきたいと思います。元々は、日本最初盲啞院として、一八七八年（明治一一）に御池東洞院を少し上がった所、後に大丸となる大文字呉服店の建物を借りてスタートしました。その場所に記念の石碑があります。翌年に府庁前の現・日赤病院の所に校舎が置かれました。盲啞院を創ったのは古河太四郎という人物です。一九三七年（昭和一二）までこの地に盲啞院（盲学校など）がありました。

京都府立盲学校は一九三七年（昭和一二）に千本北大路の西南に移ります。それには特筆すべき経緯がありました。一九三四年（昭和九）の室戸台風で盲学校の校舎が大きな被害を受けました。隣の梅屋小学校も大変な被害を受けた関係があつて、一九三五年（昭和一〇）、府議会で盲学校を松ヶ崎に移転・新築しようと決定されます。ところが、関係者にとっては当時の松ヶ崎はとも田舎というイメージでした。盲啞院の子どもたちの通学が困難になるとい

ことが問題になりました。松ヶ崎移転は府議会できまったらけれど承諾できないとして、同窓会を中心に松ヶ崎移転反対闘争が沸き起りました。府の刑事課の刑事数名が移転反対の同窓生の家宅捜索まで行いました。激烈な闘いの結果、愛国婦人会なども味方につけ、文部省にも陳情していくなかで、一九三七年（昭和一二）に現在地に移転をいたしました。決定的な要素となったのは、千本北大路に市電の停留所が出来る予定だということで、見えない子の通学には停留所から近い方が良いという明確な主張を関係者が行い、それが受入れられたという事です。今は佛教大学の東側にも校地があります。

それは戦後校地を増やしたもので、一九三七年には千本北大路の西南、現在は高等部の生徒が通っている場所に移転してきました。

もう一つ触れておきたいことは、府庁前の京都盲啞院を益井茂平たち千本の眼科医が



ずいぶん支援してくれたことです。盲学校に今も残っている明治期の資料の中に、益井さん親子の名刺が何枚もあります。生徒の目の検査をして下さったり、盲啞院に寄付をしてくださったりということがわかります。

以上、前史的なことをざっとご紹介いたしました。レジュメに入ります。

一九八〇年代半ば、中曽根康弘さんが首相をしていた頃、「不沈空母」という言葉が浮上りました。その頃、戦時中の盲学校はどのような姿をしていたのだろうかということに関心を持つようになりました。いくつかの史料との出会いがあつて、その出会いの度に関心が深まって行きました。

「シナニ キラレル ヘイタイサンニ」という一九三七年（昭和一二）の生徒の作品、これは盲学校の移転・新築を記念する『塔影』という文集に収められています。初等部一年生の男子生徒が書いた文章です。

シナニ キラレル ヘイタイサンニ

シナニ キラツシヤル ヘイタイサン、オクニノ タメニ、ワタクシタチノ タメニ、ハタライテ クダサル コトヲ ヨロコンデ キマス。マイアサ、テウクワイデ、カウチャウセンセイ、ニ、センソウノ オハナシヲ キキマ

ス。カヘルト オトウサンニモ、キキマス。ドウゾ、シナ
ジンヲ タクサン コロシテ、ヨイヒトニ シテアゲテ、
クダサイ。ヘイタイサンガ タツシヤデ、キテクダサル
ヤウ、オイノリ シテ キマス。

後で社会問題になるオウムが「ボア」という言葉を使っ
て、殺すのはその人にとっていいことだという論理を押し
出しました。それとそっくりのことを国家がしていた時代、
初等部一年生の子が、これは一二月に出た文集ですから、
入学から半年の時点でこういう文章を書くように「育って
いく」教育が存在したんだということを感じました。日本
軍が南京に入って行くその同じ時に発行されたものです。

京都府立盲学校には、私が勤めて数年の時に出来た、百周
年を記念する「京都府盲聾教育百年史」という三〇〇頁を
超える学校史があるのですが、戦時中については一〇頁余
りしか書かれていません。こういう史実があったことには
触れられていません。学校史全体を見直すということも必
要だと痛感しました。

次は『戦争と眼』という東大の医学博士庄司義治という
人が書いた本です。次のような文章がでてきます。

「一億の国民が火の玉となって勝ち抜くために、先づ大

切なのは眼である。眼が悪くては銃はうてない。飛行機に
は乗れない。日本には七万の盲人がある。十二月八日宣戦
の大詔を拝した時、この七万の盲人ほど残念に思ったもの
はなかるう。」

ある意味では、当時の視覚障害者の心を正確に書き取っ
たともいえるかもしれませんが、私は「眼が悪くては銃は
うてない。飛行機には乗れない」というところに着目しま
す。つまり、人間の体を武器の一部と位置付ける考え方、
そういう考え方を東大の、後に日本眼科学会の会長になる
医師が書いた時代をどう捉えたらいいのかということを考
えさせられました。

レジュメに「失明軍人杖」と書きました。実物を二種類
持つてきました。これは元々見えない人の戦時体験とは性
格が違う話になります。軍人として前線に赴いた兵士の中
で負傷した傷痕軍人がたくさん生まれました。陸軍大臣、
海軍大臣の名で失明した兵士に贈られた杖です。眼の代償
です。

戦争体験の掘り起しという角度から考えたときに、私は
ひとつの課題意識をもっています。戦場ではなく内地の戦
況が悪化してからの空襲に関わって大都市を中心に空襲の

掘り起し、記録活動が行われてきましたが、その中に障害者の姿は登場しません。戦後の空襲体験掘り起し活動の一つの不十分さ、観点自体の乏しさを表してはいないかと気になっていきます。静岡の空襲の記録の中には、視覚障害の人に触れた部分があつてそういう問題意識をもつて取り組んだ人もいらつしやるんだと思いましたが。

次に音を聴いていただきます。「敵機爆音集」というレコードです。杖もレコードもヤフーオークションで入手しました。戦争ものとして商品になるという理不尽さも感じますが、もう一面では、生きた体験者から聞くということが難しくなっている局面で戦争を物に語らせる、物を通じて戦時中を復元してみるといふアプローチが始めています。そういう文脈のなかに置くことができるかなと思つています。南方の戦地で大きく破損することなく捕獲した米軍の戦闘機などを日本の兵士が国内まで運搬して戻つてきて、千葉県の上空を高度一〇〇〇、三〇〇〇、五〇〇〇メートルといった高さで実際に飛ばしてその音を録音したそうです。ロッキード、グラマンなど四機種です。見えない子どもたちがこれを聞いて、敵機を識別する訓練を受けた話に繋がります。

「見えない人」が「監視」を? どうやって?」と思わせる記事が戦時中の『点字毎日』新聞に載っていました。「能登半島の一角に立つて耳を澄まし敵機来襲に備へてゐる我らの友、盲人防空監視哨員を知つてゐるであらう／磨ぎ澄まされた我らの耳、晴眼者に勝るとも劣らぬ聴覚、十万人はこの有力なる武器で本土を狙う敵機を一機も皇国の空に入れてはならない／忘れられがちな盲人にも斯うした御奉公の道のあることを記憶せよ。」盲人が監視する? どういうことなのか。これを調べようという気がたかまりました。およそ一〇年かかりましたが、能登半島の付け根、七尾という町で実際に防空監視に従事した体験をおもちの盲人にお会いしてインタビューすることができました。後ほどお話しします。

1 民衆にとつての戦時体験

視覚障害者を中心に障害があるといわれる人たちの戦時中の様子を調べていく中で思つてゐることとして、先程、大空襲の掘り起しなどの中で障害者を置き去りにしてゐるんじゃないかと申しましたが、まだまだ掘り起こせていない障害者の体験を掘り起こすことは、あの時代と戦争の本

質をもう一度深く見直すという意味を持つのではないかと
思っています。また、健常と言われる人たちのあり方、戦
争の振り返り方、生き方の問い返しにもつながるのではな
いか、障害者の戦争体験を深めることは障害がないと言わ
れている人たちの人生、生き方を問い直すことにつながる
のではないか、そこを問わずに、ただ一部の人たちの経験、
マイナーな経験と位置付けてしまうと大切なことが失われ
はしないかと思っています。

徴兵・忌避についてです。東京の秋葉原で見つけたのが
この二冊です。『耳官能検査方法』と『視機検査方法』です。
徴兵検査の時に軍医がポケットに忍ばせておく本です。陸
軍省発行、マル秘。部外秘とあります。いずれも当時最先
端の視力・聴力の検査方法が縷々述べてあって、それだけ
にとどまらず、大きく章を割いて、聴覚障害の場合ですと
「偽聾及誇大難聴看破法」、視覚障害ですと「視力障害の
詐欺看破法」が展開されています。これらは自ら耳の詐病
や目を傷つけて検査に臨んでくるケースがあるので見抜き
なさいというものです。こういう行為をする人がいたとい
うことです。戦場に行きたくない、殺したくない、殺され
たくないという思いが素朴にあったのだと思います。「一

兵たりとも逃さない」という徴兵側とそれをかいくぐりた
いという激しい攻防がありました。自らの目に傷をつけて
でもという晴眼者の行為と、視覚に障害のある人の体験と
にはクロスする部分があつたのだと感じます。

私は障害者の「害」という字をそのまま使っています。
行政等で字の書きかえをすることをとがめるつもりはない
のですが、自分自身は、戦争で被害を受けて障害を負った
人たちのこと、社会モデルで見たときの観点から、「害」
という字をあえて残したい、そうしないと被害の面が薄く
なってしまうという考え方をもっています。

空襲について、同じ障害者でも障害種別によって空襲へ
の対処の上での困難に違いが生じました。共通性もありま
したが、状況が緊迫する空襲・地上戦での体験では、障害
種別の特色があつたと感じます。視覚障害の場合には、空
襲で町のあちこちに火災が起きていると感じたとしても、
どちらに逃げれば安全かを見出すのが困難だつたでしょう。
聴覚障害者にとっては、爆撃が聞こえない。典型的には広
島・長崎の原爆。聴覚障害の人たちの体験が掘り起された
本がありますが、そのタイトルが『ドンが聞こえなかった
人々』でした。沖縄では、発語の不明朗さを日本軍から問

わかれてスバイ視をされたという話もしばしば聞かれます。肢体障害者はどちらに火の手が上がっているかを見ることはできても周囲に瓦礫が埋まっていればそれに阻まれて避難することができないという辛さ、知的障害の人の場合は、自分の眼前に起きている事態をどうとらえるかについての困難が指摘できます。ハンセン病患者や病弱の方は隔離政策のもとで命そのものを切り縮められた、或いは事実上殺されたという激しい体験を忘れることはできないと思います。

以上を前提として、障害者と戦争、特に視覚障害者と戦争を四つの側面から考えるという中身に入っていきます。

2 「偏見」「差別」「排除」の側面

偏見・差別・排除の側面についてです。私が四三年前に着任した時は、まだ国際障害者年も訪れていませんし、養護学校義務化もまだという時期でしたので、保護者の中にも、障害観という角度からみると古い考え方の人、自分自身のお子さんの障害について恥ずかしいという思いを抱いている人たちがいらっしやいました。大きな背景としては、江戸時代までの歪んだ因果応報説の残りかすがありました。

明治に入って徴兵制度がしかれるなかで昔からの蔑視に於いて、御国の為の兵士になれないというあらたな価値づけ、レットルが加わることで障害者は肩身が狭くなっていきました。社会的な制度の面でも、盲聾教育は一八七八年（明治一一）に京都から始まったとはいえ、これらが義務制度になるのは敗戦後のことです。一九〇六年（明治三九）に全国の盲哑学校、聾学校の教員が東京に集まって研究会を開いて決議を行い、それを携えて、東京・京都・大阪の盲哑院・盲哑学校長が文部大臣のところに向いて建議をしました。盲哑教育の義務化を実施すべきだということ、盲哑院、盲哑学校型が多いけれどそれは便宜上やっている事であって、障害の種類も指導目標も教育方法も違うんだから、その専門性をふまえて別々の学校に分けてほしい、盲・聾の分離ということを要望します。時の文部大臣牧野氏は賛意を表しますが、実際にはずるずる引きのぼして、敗戦後に現在の憲法が生まれ、教育基本法、学校教育法という制度体制になって初めて義務化が実現します。その間、「ごくつぶし・役たたず・非国民」といった言葉の礫を浴びた視覚障害者は少なくありません。ただ、非国民といわれたという視覚障害者はあまり見聞きしません。どちらか

というところ、ごくつぶし・役たらず」と扱われたという報告が多いように感じます。親戚のおばさんの家に養われている見えない少女が書いた回想文のなかに、親戚のおばちゃんさえ、訪れた人に対して「うちには役立たず、足手まといになる子がいるからね」と説明をしている、隣組などからの米の配給の場で、「あんたのところには役立たず、ごくつぶしがいるけれど」という心無い言葉をいわれる。だからといってお米がもらわれなかったということではないけれども、辛い言葉がついてきたといった体験などが活字になっていきます。

3 「被害」「被災」の側面

次に、被害・被災の側面に入ります。この一覧表は一九四四・四五年度の二年間に全国の盲学校、盲啞学校が受けた空襲被害を日を追って列挙したもののごく一部です。太平洋側を中心にたくさん学校の被害をうけています。一九四五年七月四日には、「香川盲聾学校、爆風により大破」「徳島県立盲聾啞学校、校舎等全焼」「高知県立盲啞学校、校舎等を全焼」と、四国四島のうち三県が一昼夜のうちに全焼という大きな被害を受けました。長崎については現職校

被害・被災の側面<空襲>

・	3月10日	福島県平市立盲学校	校舎等全焼
・	3月17日	神戸市立盲学校	全焼
・	3月19日	愛知県盲学校	本校全焼
・	3月 末	沖縄県立盲啞学校	校舎焼失
・	5月25日	東京同愛盲学校	全焼
・	5月29日	横浜演習院	建物の7割を消失
・	6月 7日	大阪市立盲学校	講堂など焼失
・	6月18日	浜松盲学校	校舎全焼
・	6月19日	豊橋盲啞学校	ほぼ全焼
・	7月 2日	下関盲啞学校	校舎等ほとんど焼失
・	7月 4日	香川盲聾学校	爆風により大破
・	7月 4日	徳島県立盲聾啞学校	校舎等全焼
・	7月 4日	高知県立盲啞学校	校舎等を全焼
・	7月 9日	岐阜盲学校	全焼
・	7月 9日	和歌山県立盲啞学校	校舎など全焼
・	7月16日	大分県立盲啞学校	寄宿舎など焼失
・	7月19日	福井県立盲学校	教諭と生徒が焼死
・	8月	佐賀県立盲学校	全校舎備品など焼失
・	8月 2日	東京都立八王子盲学校	校舎全焼
・	8月 6日	広島県立盲学校	原爆により壊滅
・	8月 9日	長崎県立盲学校	校長が被爆し、後逝去

長が原爆のため亡くなり人的な被害がありました。多分あと一年かかるのですが、『障害者と戦争』という本の出版を準備をしています。その中で共同研究者が全国の盲学校、ろう学校の空襲被害についての悉皆調査の一覧化と分析に向けて作業をされていますので、もっと克明なもののみていただける可能性があります。中には、この空襲被害の結果、戦後再開できなかった盲学校もあります。学校の歴史自体がそこでストップしました。

さらに被害をいろいろな角度から見つめてみますと、生徒にむけた校長訓話のなかで戦局が語られ、軍人への感謝とか少国民としての自覚が求められました。しばしば授業がつぶされ神社参拝、慰問治療、慰問演奏が行事として行われました。盲学校ですと鍼灸のコースの生徒は軍需工場で働く人の疲労回復、戦場で傷ついた人の体力回復のために工場や病院を訪問して、あるいは幟旗を掲げて農村地帯を歩いて回って農家の人たちの疲労回復につとめるなど、間接的に増産や戦力の回復に役立つとしました。慰問演奏というのは、盲学校ではお琴などが盛んでしたから、音楽科の生徒たちが病院ににかけて慰問したことをさします。京都府立盲学校の場合は、府庁前にあった一九三七年（昭

和一二）まではごく近い御所にしばしば行きましたし、千本北大路に移ってからは今宮神社参拝が毎月のように行事として行われていました。防空壕掘りも授業の一環として造営作業が行われました。創立者の銅像も供出させられました。いろんな角度で、豊かな時間を過ごすはずの学校生活が傷つけられたように思います。

次は学童疎開です。去年NHKで「戦力とみなされなかった障害児たちの学童疎開」という主題での一時間番組が放送されました。通常の国民学校の生徒の疎開先は都道府県が責任を持つて探したそうです。しかし、障害があると戦力としてみなされないのです。全国の盲学校、聾学校、或いは肢体不自由児の学校である東京の光明学校では、現場の校長・教職員が疎開先を探さなければなりませんでした。タイミングも遅れて、「今更来ても遅い」とけんもほろろな憂き目もみていますし、大変な困難がありました。疎開の開始が遅れる、そして戦後、授業の再開が遅れるということが戦力外の扱いの中で生じました。大阪市立盲学校を卒業した佐野晃さんは、今もご健在で老人施設に入所しておられます。佐野さんの証言では、やはり疎開の開始が遅かったそうです。しかも行った先は高槻でした。お父さん

の運転する自転車の荷台に生活用品を積んで疎開しました。普通でしたら列車、トラック、バスなどで行く、都会から遠い地が疎開場所だったと思うんですが、「ほんそこやったんです」というのが佐野さんの言い方でした。「危ない危ない。私らの疎開はほんそこやったんですわ」。案の定、疎開先が空襲をうけます。すぐに職員会議が開かれてここには危ないから疎開をやめようと、中止してみんな逃げ帰った。「子どもやから、お父ちゃんお母ちゃんがいる家に帰れることは喜んだけどな」とおっしゃっていました。危ない危ない疎開というのが盲学校の疎開の一面としてありました。

盲聾教育の義務化が遅延していったこと、養護学校は設置もされなかったということなど、教育を受ける権利が奪われたという時代とくっっておきたいと思います。

4 「翼賛」「動員」「加担」の側面

次に、翼賛・動員・加担の側面です。役に立たないと言われるだけでなく、様々な形で盲人なども力を出せと求められました。まず、点字毎日新聞の、戦争への協力を強く訴える檄文です。一九四五年（昭和二〇）です。

「大東亜戦争第四年、苛烈なる新春である。ただの春ではないのだ。同胞の血に染まった新年である。屠蘇を酌んで心ゆたかに祝ふ正月ではない。ただひたむきに神前に心を聖め静かに決勝を祈念すべき新年である。我々は過去に於て陸海軍への『航空機献納』に、直接『兵器増産』に、将又第一線の神鷲たちの疲労回復のため『航空あんま』に、産業戦士のための『産報あんま』に、戦病勇士の『慰問治療』に、また『音楽報国』に『食糧増産』に、盲人としてなし得る、ありとあらゆる方面に挺身して来た。」決起を促す言葉が綴られています。

航空機献納について説明します。一九四二年（昭和一七）三月に大阪歌舞伎座で報国号献納飛行機命名式が行われています。海軍省として出した絵葉書があります。その写真の飛行機の翼の下に日本盲人号と書かれています。一九四〇年（昭和一五）、紀元二六〇〇年に戦時熱をあおるような様々なキャンペーンがなされました。全国の盲人が奈良の橿原に集まって会議をおこないます。その時決議されたのは、盲聾教育の義務化、盲・聾の分離、国立の点字出版所の新設といった切実なまともな要求がなっています。最後に参加者からの動議として加えられた決議があります。

た。それは全国の盲人の力で海軍にゼロ戦を献納しようという内容で、満場一致採択されたそうです。二年間、全国で募金活動を行います。こういう形で、目の見えない私たちでもできることはないかと考えた裏に、役立たないものとして見られた日々の辛さがあつたに違いないと思います。そういった軍用機や戦車を献納する運動は各地で行われました。職場・団体・町内・自治体、いろんな例があり、祇園の舞妓さんたちもゼロ戦を贈ったという記録があります。仏教会が贈ったゼロ戦についてほりおこした本がでています。

次は、盲人防空監視哨員についてです。点字毎日新聞の内容を点字から平がなに直しました。

「ななおしで もうじんが かんししよに 12にちから とおかかん ぜんこくてきに おこなわれた だい2じ ぼーくー くんれんに いしかわけん けいぼーかわぜんこく さいしよの ころろみと して ななおしの もーじん こばやし としお(32) おおみや つとむ(27) たかぎ かんじ(23)の 3くんが しない3かしの かんししよに それぞれ はいち。 ばくおんと その ぼーくー そくていに あたり せいがんしゃ

より すーびよー はやく ばくおんを ちよーしゅしかつ その ぼーくーも せいかくに はんてい」

この記事をみつけるまでに相当年月を要しました。大きな勘違いをしました。二人めの名前に「おおみや」と出てきますが、私はてっきり「大宮」と思つて時間を空費しました。実際には「近江谷」さんでした。やっと石川県立盲学校の卒業生名簿の中に近江谷さんがいらつしやることわかり、調べていく中でご本人に会うことができました。主に夜活動されたようです。双眼鏡で敵機来襲を見張っている晴眼の監視員に交じつて当番制で役割を果たしたという事です。記事では「数秒速く」とありますが、近江谷さんは「そうはいきませんでした」とおっしゃっています。七尾は軍港がありましたからそこへの機銃掃射などは聞かれたそうですが、「多少早く聴きつけて警察本部に電話して、空襲警報発令の情報を流したとしてもそんなに大した決定的な差はありませんでした。私たちがやっていて一番役にたったのは、七尾の町に起きた火事を消防署より先に見つけたことでしたかねえ」と笑つておられました。お会いした時近江谷さんは九〇歳で寝たきりでしたが、とてもクレバーな方で、正確な証言をしていただきました。

その監視哨員に従事するときの気持ちは「わたしのようなものでも役にたてると思うと嬉しかった」。「でも今からふりかえるともう二度とあんな体験はしたくない。」とおっしゃっていました。実は冒頭で紹介した「シナジンヲ タクサン コロシテ」と書いた少年にも一九八四年にインタビューしました。「ああ、私はこんなことを書いていたか。忘れていました。」とおっしゃっていました。その方は「もしもまた、ということがあるとすればもうそれまでに私は死んでしまいたい」と、思いを吐露なさいました。近江谷さんからも同じような言葉を伺いました。

「海軍技療手」のことをこの三年ほど、集中的に調べています。これまではそういう職が戦争末期の海軍にあったらしいところまででした。海軍技療手の歌があったということがわかってその歌詞を拾い出すことができました。

「四 戦ひ終へて帰り来る 嗚呼海鷲よ安かれと 良心
こめし技療もて 微笑みかはす顔と顔 明日の戦果を祈ら
まし 五 敵を倒してのちにやむ 海国男児の血をうけて
尽忠報国誓ひてぞ 海軍技療手今ぞ起つ 嗚呼光榮の技療
手や」

体験者によると「ぎりようて」と読むのが正しいそうです。（「ぎりようしゅ」と記憶している方もいらつしやいます。）これまでは、若干の文字資料と福岡の盲学校を卒業して海軍技療手になったという人に関する当時の同級生の証言しかなかったのですが、去年ある方の協力で、明石市にご健在の弱視の方で海軍技療手を経験したという人にお会いすることができました。その方も、「お国の為に役にたてる」と喜んで応募して訓練を受けました。東京水道橋の訓練所に集められたそうです。主となったのは健常のマッサージ師です。盲学校卒で全く目の見えない人は最初から資格として除外されていたそうですが、弱視の人については合格の可能性があったので応募して合格したとおっしゃっていました。印象に残っているのは、東京二子玉川にあった読売ランドという遊園地に連れて行かれて、落下傘塔というので高さ五〇メートルくらいまで持ち上げてそこから落下傘を背負って飛び降りるといふ体験。弱視の自分たちも落下傘を背負わされて飛び降りると言われた。怪我をした、足を挫いたという仲間もいたそうです。これまでわからなかったのですが、徐々に実態に迫れそうです。明石の方は自分の手書きノートに、海軍技療手養成の対象

となった人々の名簿をつくっておられます。それを頂戴できましたので、全国調査が可能になりました。亡くなった方が多いので難しいですが。

5 視覚障害者と盲学校を「戦争」に組み込んでいったのは

こういう形で半分追い詰められながら戦争に組み込まれていった障害者たちの姿をみる事ができます。戦争参加に導いたのは国であり、軍部であり、学校であれば文部省、自治体とあげて行くことができます。国に情報の公開を求めてもなかなかできません。東京目黒の戦史資料室にも足を運びましたが、盲人の防空監視などの資料は全くありません。各自自治体についても資料が埋もれていないか調査が必要だと思います。

陸軍大臣だった荒木貞夫は、文部大臣として参列した全国の盲哑学校長会議で、しっかりと盲聾哑の生徒を育てて職業自立をさせてお国の役にたてさせる、という趣旨の訓示を行っています。メディア、一般の新聞も点字毎日新聞、点字読売新聞も戦争へと視覚障害者たちを鼓舞していく記事でうめつくされています。あんまマッサージをとおしてお国のため献身する盲人を報道する時の「盲人でさへ挺身」

という記事の見出しが象徴的だと思います。晴眼者を鼓舞する材料として視覚障害者が扱われています。

盲人団体の幹部も「報国号」の献納運動を先頭に立って展開していきます。また、報国号とは別にもう一機を大日本鍼灸あんまマッサージ報国献納運動として起こした時の呼びかけピラには、呼びかけ人の中に、私にとつてはあまり見たくない名前が載っています。京都ライトハウスをつくった鳥居篤治郎です。戦争体系の中に組み込まれていった一人でした。全国の盲学校には御多分に洩れず奉安殿がありました。

今日、最もご紹介したいのが、一九四三年に京都府立盲学校で生徒向けに行われた訓話です。訓話を行ったのは、満州建国大学の森信三です。森信三は戦後、神戸大学を主たる場として研究者として活動しました。近年、道徳教育の推進論者の中に森信三を評価し押し出そうとする動きが目立ちます。その森信三の訓話が全文残されています。

「直接銃剣を取って大君のためにつくすことのできないみなさん方は、まず第一にご両親の安心されること、また喜ばれるようなことをとおしてかすかながらもお国のためにつくすべきでありましょう。その態度は皆さん方のつと

めにおいて一度自分がしようと思い立ったことはたとえいかなる妨げが起きようとも断じてやりとげるということであります。我が国ではどんな非常時局になったからとて、目の不自由なあなた方に工場へ出よとは言わないのであります。今日国家非常の時に際してあなた方は少年航空兵にもなれず潜水艦にも乗れず直接召に応じて出征することができない身の上であります。この点、あなた方と義勇隊の人とは全く正反対の極にあるといつてよいでしょう。すなわち国家のかつてなき重大なこの時において目の不自由なあなた方は一体どういう態度で生活されたらお国のためになるのでありましょうか。義勇隊の少年たちとか又は飛行機上に敵と体当たりをして散ってゆく同年輩の青年、さうした人々と自分をひきくらべてみて、目の不自由から来る身の至らなさに思ひを致されなければなるまいと思ひます。そうしないと日本国民の一員として生をこの国土の上に受けている意義を果たさぬということになるのであります。ですからたとえは食物、食べ物などにしても好き嫌いがいえなくなる、食べ物に対して絶対に不平をいわないというようなことは、目の不自由なあなた方としてまず第一に心がけるべきことでありましょう。次には自分の身

の周りのことに対してなるべく人手を煩わさないということとであります。ともすれば癩癩をおこしがちだった人が次第にそれを起こさないようになる」。(抄出)

朝起きて夜具を自分で片づける。それをするこによつてお父さんお母さんの負担を減らす、そういうことを通してあなた方もお国のために役立つことができるという訳です。確かに身辺のことを自分でやる力、自立ということは求められる側面があると思いますが、それを国家へと押し流していく、追い込んでいく教育が行われていた時代、だからこそ初等部一年生はあの作文を書いたんだなと思ひました。

6 「厭戦」「非協力」「反戦」の側面

では、最後の柱にうつります。厭戦・非協力・反戦の側面です。

この側面について考え始めたのは、ある講演会でお話したことに對する参加者の感想に「大変な時代だった。初めて知った。だけどなんだか救いがない」「あの時代の中でも私たちが前向きな意味で参考出来る言動、資料は残っていない」という問いがありました。まだまだ及ばない

のですが、できるだけ集めようと思ひ厭戦・非協力・反戦の側面、またもう少しひろげて「支え合つて生きた人々」というイメージも見つけ出していく必要があると思つています。

まず紹介したいのが岩波新書の『ある盲学校教師の三十年』です。戦時中、東京盲学校の教員をし、戦後山形盲学校の校長をした鈴木栄助という方がかいた本に次の一節があります。

「昭和十八年、初夏の頃だつたらうか。連合艦隊司令長官山本五十六の国葬を九段坂近くで弔つたころ。盲学校生徒を防空監視哨に立ててはどうかというささやきがまことしやかに取沙汰されるようになった。（中略）聴覚に鋭敏な彼らは百発百中とはいかなくても的中率は高かった。聴音訓練の成果が確認されて、いけるぞという予測が立ったためだつたらうか、今度は鉄筋建ての図書館屋上で防空監視哨の実験がはじまった。この実験は学校の意図で行われたものだったが、都心部の雑音の中で飛行機の爆音を識別するために耳をそばだてている姿は痛々しく思われた。夜、宿舎で監視哨は音楽科が本命かななどと冗談半分にはしゃけると、「音楽つて純音によるものよ。爆音のような雑音

にも鋭いのかと、ごつちやにされちや困るよ」とやりかえず生徒の笑い声の中にも何かしら淋しい響きがあつた。」
決して声高に拳を振り上げる、スローガンをかざすというものではありませんが、この言葉は真実を言い当てているなという気がしてなりません。多くの人に知っていただきたい言葉です。

次は、要求しても要求しても実現しない盲・聾分離、盲啞教育義務制実施に関わつて、一九三四年（昭和九）、帝國盲教育会会長の森清克が放つた言葉です。「国家財政ノ上ヨリ考察スレバ吾人ノ要求スル盲啞教育費ハ実ニ僅少ナルヲ以テ」と鋭く要求していたのです。分離と義務化を求める運動は、昭和一〇年代にはなし崩し的に消えていってしまいましたが、一九三四年（昭和九）、日中の間では戦火もひらかれている状況の中でこのように述べた会長がいました。森清克は日露戦争で失明した軍人で、後に大分盲学校の校長になった人物です。決して戦争反対とは主張していませんが、目の見えない教え子たちの教育を受ける権利については譲れない主張を持っていたのではないのでしょうか。

大正時代ですが、もっと積極的に反戦ビラまきに参加し

た小野兼次郎という人がいたことが次第にわかりつつあります。この人物は、京都ライトハウスの創立者鳥居篤治郎の一歳後輩にあたります。京都盲啞院を大正の初めに卒業して立命館中学で統合教育を経験したあとで大学入試をうける資格を得ました。当時は盲啞院を出ても大学入試をうける資格はありませんでした。立命に在学したことをもって立教大学を受けて合格します。早稲田大学の反軍運動に取り組む学生とつながって一九二一年（大正一〇）頃に東京でピラマキなどに参加します。晝民会という団体にも属しますが、治安維持法に問われて一旦上海に逃げます。上海でつかまって内地に連れ戻され裁判に付されます。その後再び国外に逃亡します。ウラジオストクに逃げたというところで足取りはピタッと消えてしまっています。

今私はエスペランティストの知り合いにお願いをしてインターネット上に彼を知りませんかという問い合わせをしています。がなかなか見つかりません。スターリン体制のもとで粛清をされたという可能性があると思います。この兼次郎を通じてあの時代の反戦運動に参加をした目の見えないう青年がいたという側面と世界史の根っこを問うようなテーマだと思っています。小野と共にエスペランティストで反

戦運動に参加したという視覚障害関係者、大阪市立盲学校の非常勤講師がいたということもわかってきております。伊東三郎という名前です。大阪のライトハウスをつくった岩橋武夫も京都の鳥居篤治郎もエスペランティストです。鳥居篤治郎は治安維持法違反で追われている小野兼次郎を一晩だけですが我が家にかくまったということもわかって来ています。そうした先人たちの思いを私たちはどう受け止めて進んでいかねばならないかということを考えさせられます。

障害者たちはいま、障害者制度をめぐって、「わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで」と声を大きく集め始めています。その輪の中に私も入って、憲法九条を守るという立場で調査や実践に取り組み続けていきたいと思っています。

戦時下、盲学校と視覚障害児・者が体験したことは
—排除と動員などの角度から—

関西学院大学非常勤講師 岸 博実

はじめに

1. 京都府立盲学校のこと 1878年 日本最初盲啞院創立
1937年 京都府庁前から千本北大路に移転
2. 史料との出会い 文集『塔影』・医学書『戦争と目』・失明軍人杖
(参考. 『敵機爆音集』レコードの音)

1 民衆にとっての戦時体験

1. 戦争は最も大量にイノチを傷つけ、《障害》をうみだす

- ① 徴兵・忌避
- ② 傷痕軍人・戦災傷害者

2. 空襲 障害児・者としての共通点 & 障害別の特徴

2 「被害」「被災」の側面

1. 教育内容 校長訓話・式辞
2. 行事 神社参拝、防空壕造り、慰問、銅像の供出
3. 空襲による校舎の焼失・損壊・廃校、生徒・教職員の死傷
4. 盲・聾分離や義務化の遅延
5. 学童疎開

4 「偏見」「差別」「排除」の側面

1. 障害観
2. 教育制度 廃疾
3. 「役立たず」「非国民」扱い

5 「翼賛」「動員」「加担」の側面

1. 点字毎日新聞『新春譜』
2. 零戦・日本盲人号の献納
3. 盲人防空監視哨員 近江谷勤さんの証言
4. 治療奉仕（報国按摩）・海軍技療手（戦死）

6 視覚障害者と盲学校を「戦争」に組み込んでいったのは

1. 国家・自治体、報道、盲人団体幹部
2. 盲学校の教育（例、森信三訓話）

7 「厭戦」「非協力」「反戦」の側面

1. 東京盲学校の生徒「雑音にも強いと思われるのは・・・」
2. 帝国盲教育会会長・森清克
3. 反軍ピラをまいた小野兼次郎&エスペラントを学んだ盲学生たち

8 《都市空襲の記録》類でも、光が当たってこなかった

→ 今・自立自助論 ← 憲法9条など

わたしたち抜きに、わたしたちのことを決めないで

幕末の宇治郷

— 御茶師、村役、山の者 —

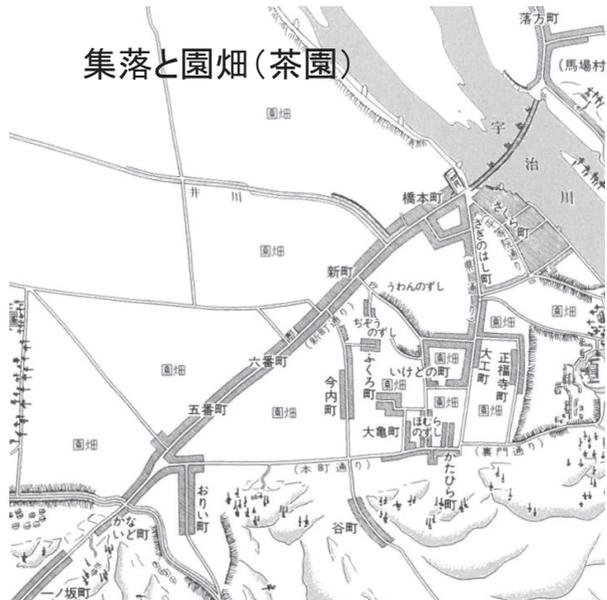
坂
本
博
司

勤務先は宇治市歴史資料館でして、そこで歴史的なことを扱ってきました。中でもお茶に関して調べてきました。今回は、たまたま番非人に関わる記録を目にしましたので「奈良史学」で紹介しましたところ、ここでお話をさせていただく機会を得ました。地域史的な視点からお話を進めていきたいと思えます。

はじめに

宇治について場所的に言いますと、南北では京都と奈良の間、北東から南西にかけては瀬田川・淀川・宇治川という淀川水系の中心になります。今日のお話の舞台になりますのは、宇治の中心地で宇治郷と呼ばれてきた地域です。宇治郷というのは新町通り（大和街道）を中心とした集落とその周りの園畑、南部に多くを占める山地からなります。人が住んでいるのは新町通り、県通り、本町通りのあたりです。集落は町名を名乗ります。約三〇ヶ町近くあります。橋本町・さぎのはし町・新町・六番町とあります。この六番町というところに、あとで触れますが、郷会所という郷自治の中心となる会所がありました。そのほか、三角形の町場の細い筋に沿って人が住んでいました。その周りに園

集落と園畑(茶園)



畑という文字が見えます。これは茶園、茶畑のことです。この宇治茶業というのは、高級茶ですので独特な作り方をします。地形は南西に行くほど高くなっています。

宇治市歴史資料館の前身は宇治市史という本の編纂所でした。ですから、資料館の目的は、地域史を立体的に資料

館という器のなかで展開していくことです。なかなか文献史料で位置づけていくことは難しいことでした。資料で語るといのは難しいです。

1 御用茶師と宇治茶業の実態

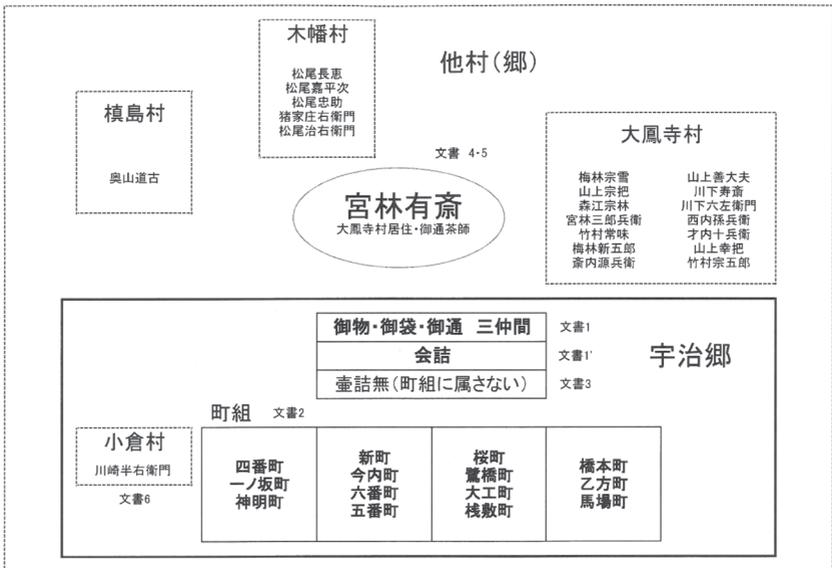
今は大分開発されてしまい、茶畑の雰囲気はなくなってしまうかもしれませんが、さきほど地図でご覧いただいたように集落の周りほとんど茶園でした。そこでつくるお茶は高級茶です。抹茶になる碾茶が中心になります。その栽培、加工は徹底した手作業で、選別に選別を重ねていくという特異な生産加工の方式をとっています。栽培の面で見ると、覆下茶園といって茶畑を覆ってしまいます。年中覆うのではなくて、茶摘みの一か月前くらいです。本来植物は光合成をして成長するのですが、あえて茶葉の成長を抑えてそこうまみ成分や栄養分を閉じ込めるということを古くから知っておりましてそういうやり方をとっています。そのお茶は摘採して、蒸してそして炉の上で乾燥させます。その後しばらく寝かせて徹底した選別、軸や葉脈は除けて葉肉の部分だけを選別します。それが碾茶になります。ですので大変人手がいる作業です。製茶の時期は大量に人が

必要になります。そして作ってそれを全部どこかに出すではありません。高級茶の流通は独特です。江戸時代ですと高級茶の消費者は大名・公家たち、財をなした商人たちです。最高級品は江戸幕府へ送られるということ、武家達の御用を承る御用茶師という人たちがいました。それは別に仲買、問屋という人たちもいます。その辺の仕組みは、実の所そんなにわかっておりません。大変錯綜した関係にあります。

表 2 宇治郷の人口と家数

年	人口	家数	備考
元禄3 (1690)	5,267人 { 男 2,747人 女 2,520	1,176軒	『元禄四辛未年京都覚書』による。
元禄13 (1700)	4,505 { 男 2,343 女 2,162	991	『元禄十六年京都覚書』による
正徳5 (1715)	4,401 { 男 2,271 女 2,130	1,016 { 家持 702軒 借家 314	『京都御役所向大概覚書』による
享保19 (1734)	4,049 { 男 2,039 女 2,010	851	『宇治郷明細帳』による
延享1 (1744)	3,117 { 男 1,562 女 1,555	730 { 高持 438 水呑 257	同 上
宝暦6 (1756)	2,764 { 男 1,423 女 1,341	672	同 上
文化10 (1813)	2,088 { 男 1,102 女 986	497 { 家持 465 借家 32	『宇治記』による
文化13 (1816)	1,632 { 男 842 女 790	533	『宇治郷明細帳』による

上いしましたが一九世紀初め、文化一三年には一六三二人にかなり減少しています。特徴的なことは、正徳五年には家数一〇一六に対して家持が七〇二軒、借家が三一四軒と圧倒的に家持ちの方が多いです。延享一年の記録では高持が四三八軒と多く、その傾向は文化一〇年でも家持が四六五、借家が三二〇というように家持・高持の率が高いという傾向があります。ここに住んでいた茶業に関わる人たちの中心となったのが、御用茶師でそこには三つの仲間がありました。宇治茶師三仲間といえます。御物(こもつ)・御袋(おふくろ)・御通(おとおり)です。そのほかに平茶師と言われる者がいます。御物が一〇軒あまり、御袋も一〇軒前後、御通は五〇数軒、平茶師その他は三〇軒になります。それぞれが苗字をもっています。江戸時代中ごろの申し合わせたの史料からそうした人たちの構成がよくわかってきます。宇治郷の中に、三仲間の茶師たち、その茶師たちをサポートする会詰(あいづめ)の茶師たちがいます。この御用茶師プラスαで町組を構成します。それ以外にも茶業に関わる人たちがいますが、宇治郷内では御用茶師中心のまとまりです。一方で郷外では、北接する村に大鳳寺村という村がありますがそこに大変有力な宮林という家がありま



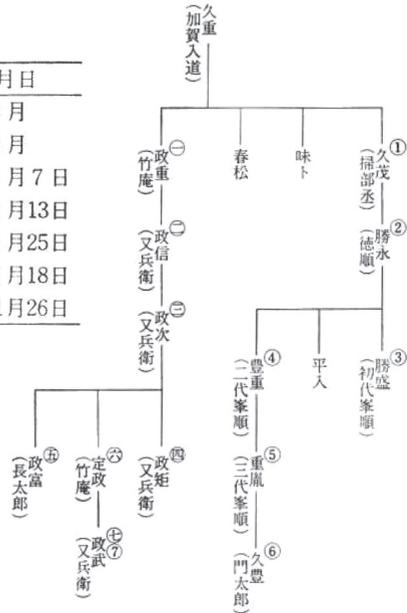
して、宇治郷以外は宮林が所管するということを自分たちで決めていきます。宇治郷は御用茶師仲間を軸にする。それ以外では、宮林を軸にまとまるようになっていきます。宇治茶師としては自分たちの利権を守る体制をとっています。一方で周辺の茶業家たちも認めます。これが茶業家たちの相関図です。特異な地場産業に関わって相当多くの家が林立していました。宇治郷で茶業に関わって苗字を持つという家々は一割を超えていると思います。

2 郷自治の混乱

宇治郷という村の自治に関してはどうかといいますが、江戸時代の初めから中ごろまでは、二つの上林家が代官格でした。幕府成立当初ですと上林久重から続いていくわけですが、この上林両家が御用茶師十家のトップでもありません。宇治郷の中に多くの茶師がいてその上層部の茶師の更にその上に茶師代官的に二つの家に乗っていました。それで、行政も茶業も並行して行われていました。その状態で推移しますと、馴れ合いというか、代官と茶師との間での関係性が緩やかすぎてしまいます。最も顕著な例が財政的な問題です。何かといえはすぐに幕府に援助を求めて助成

表 1 上林代官の系図

氏名	補職年月日	転免年月日
上林久茂	—	慶長11年6月
上林勝永	慶長11年6月	元和2年3月
上林勝盛	元和2年3月	明暦2年4月7日
上林豊重	明暦2年6月6日	寛文1年8月13日
上林重胤	寛文1年8月13日	正徳3年4月25日
上林久豊	正徳3年6月24日	享保4年6月18日
上林政武	享保4年	寛保3年11月26日



金を借り、それを何度も繰り返して、それが返済できない状態に陥る。そうなるとう自治そのものも混乱をしいきます。債務超過の状態です。この上林家は代官職を召し上げられます。そして、一八世紀半ば、代官が替わって行きます。主に京都代官とその周辺の行政官が受け持ちます。ころころ替わって、それぞれ長くは続きません。こういう状態で一九世紀まで及びます。このあたりのことは地元の史料がありませんので実際にはよくわかりません。およそ五〇年ほど、上林家は行政職から離れたのですが、一八〇〇年代に入ってから一旦上林代官の時代が復活します。多分地元では待ちに待った状況だったと思います。茶師連中としては、かつての上林体制に戻ろうと夢を

表 38 寛政以後の代官

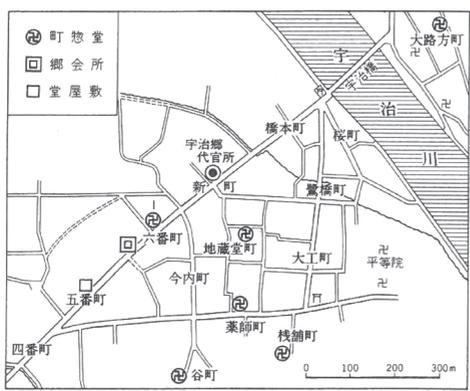
氏名	補職年月	転免年月
上林六郎久忠	寛政12・12	文化12・9
上林六郎久建	文化12・9	天保2・1
上林永二郎久賢	天保2・一	同 14・一
築山茂左衛門	同 14・一	同 15・一
小堀勝太郎	同 15・一	嘉永元・一
多羅尾久右衛門純門	嘉永元・一	慶応3・7
多羅尾織之助光弼	慶応3・7	同 4・一

表 36 宇治郷を支配した代官（寛保～寛政）

代官名	在任期間
角倉与一玄篤	寛保3年(1743)
内藤十右衛門忠尚	延享元年(1744)
青木次郎九郎安清	〃 2年(1745)
小堀十左衛門政良	〃 3年(1746)～宝暦3年(1753)
小堀数馬邦直	宝暦4年(1754)～天明8年(1788)
内藤重三郎忠恕	寛政元年(1789)～同 7年(1795)
小堀縫殿邦明	〃 7年(1795)～同 12年(1800)

つないだのではないかと思ひます。しかし、その時期も長くは続きませんでした。寛政一二年から天保一四年まででした。そこからまた代官がころころ替わっていくという形になります。上林でうまくいかないので京都代官がフオロする。ところがそれでもうまくいかなくて、信楽の多羅尾が所管するという歩みをとったことがわかります。

次は村の自治についてです。これも史料的には多くないのですが、各町々には町の代表がいまます。町年寄です。その下には月行事がいまました。それは別に郷全体として名主が置かれそのもとに百姓代といった職がおかれます。その郷全体の拠点が郷会所です。郷会所には記録を残すことが慣習としてあります。この宇治郷の



郷会所と宇治の町々

宇治郷留日記



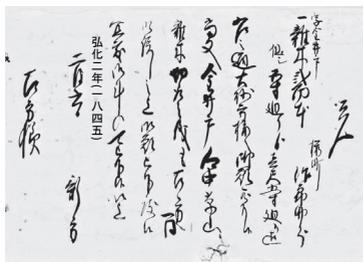
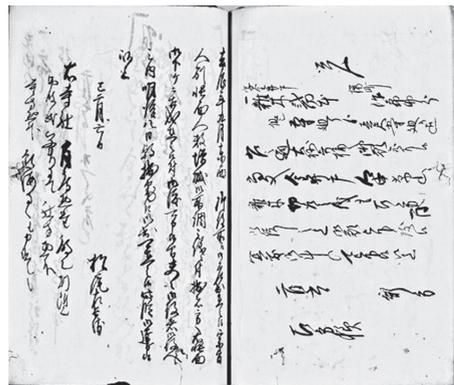
状況を記録した史料「宇治郷留日記」はこれだけしかありません。上の三冊が明治、まん中二段が万延・文久・元治・慶應、左下二冊が弘化二年と四年、右下二冊が宝暦と文政です。

レジュメの史料①に、「宇治郷の儀、去る丑年（文政一二）より惑乱に及び候ところ、当春双方和融相整候

につき」とあり、話がうまくまとまったと書いてあります。「当郷名主年寄共御用向並びに郷用勤方等閑の取斗」、郷のトップたちが大変混乱した状態にあったということです。具体的にどういふことかといいますと、史料②の上林牛加という当時の茶師が書きましたものの中に、「別に新規の会所を建、夫より古方・新方と、両会所になり」とあります。ですので、先程、郷会所で郷の自治が行われていたといいましたが、文化・文政期に分裂をしているのです。「新会所も借財多持がたく、遂に古方と一所に成り、其時新方年

寄老人古方会所へ入込みて」と新方・古方という村役たちも相当な借財をしなから、これも馴れ合いのようなものだったと思うのですが、新方の方が古方に乗り込んで郷の自治を進めて行ったということが書かれています。ただこれも実態としてどうなのかはよくわからないのですが、文書の中にたまたまこのような文書がありました。

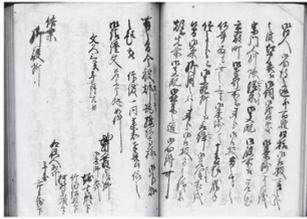
差出人は新方で受取人が古方です。内容は、字金井戸の雑木二〇〇本を伐り取りますよというものです。なぜこのようなことを届けでるかという点、雑木を



年貢不足分にあててゐるんです。雑木の伐採については淀の土砂方が許認可権をもっているのです。そこへ照会をしておいてくれという内容です。行政文書は古方から出すけれども、実際には新方を通して古方にリレーするということです。郷の内部が大きく二分していたということだと思います。

代官は交代が続く。郷の村役たちが大きな借財をつくつていく。村役たちも大きく二つに分かれている。かなり混乱した状態にあるといえます。そんな中で、茶師仲間にも属する人たちは村役はしません。何故かという、御用茶師たちは自分たちの身分は武士だとずっと主張しています。ところが文久三年に覆されます。この御茶師たちも借財を抱えて火の車状態です。もうあなたたちのいうように武士身分ではないのですよといわれ

「茶師は百姓身分」

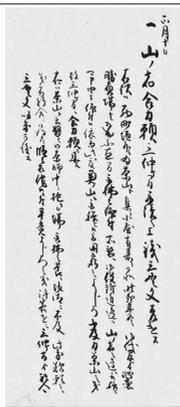


③差上申一札之事
(文久三年七月二十日 宇治郷留日記)
御茶御用ニ付罷出候節者別段盜難火災喧花口論等何事ニテハ須臾願届身分御取立之儀者都而百姓同様(中略)御茶御用之外身分御取扱方之儀者都而先前御支配御仕来之通御心得可有之

ても、あくまでも武士身分だと主張し続けます。代官、御茶師、村役それぞれ入り組んでいた状況が幕末には見られず。

3 記録のなかの山の者

今日の話の中心は、代官や御茶師、村役とは違って一番下にいる人たちの記録です。断片的な記録しかありません。最初に目にしたのは、単独で浮いたような記録でした。箱にも冊子の表紙にも「無尽蔵」というタイトルがつけられていました。成立したのが文化一三年です。この中の文政三年のところに唐突につきのような記事がでてきます。「正月十日 山ノ者合力願三仲ヶ間示談之



④(無尽蔵)上林春松家文書 文政三年(一八一〇)正月十日
一 山ノ者合力願三仲ヶ間示談之上錢三貫文差遣ス
右取(八西町垣外)ニ為茶山ト乘リ小屋有来り候処 昨卯年交御代官より博奕勝負場ト相成不宣間、取払被仰付所縁(御役所近辺)山ノ者迎取給テ可申由被仰付依而此度奥ノ山取給ヒ候旨、困窮之よじろ不及カ、茶山之義故三仲ヶ間ニ合力願 来リ
右(茶山ト云留)ニ御茶師中に拘り候場、取払之節ニ沙汰不_レ及、此度數願之義不都合候得共、段々相談候ニ付、畢竟よじろ之義許容遣、三仲ヶ間より願入(三貫文呼寄相渡ス)

上銭三貫文差し遣わす」山の者とは番非人のことです。こんな形ででてくるのはこれが初めてです。西町は宇治郷の集落の最西端です。「右訳は西町垣外に茶山として集まり小屋ありきたり候」、西町のはずれに茶山という小屋があり、そこに人が集まっていたようです。「去卯年冬、御代官より博奕勝負場とあいなり宜しからざる間、取り払い仰せ付けられ所替え」、茶山という場所が博奕場になり良くないので場所を替える事になりました。その場所は「御役所近辺か山ノ者辺に取り繕い申すべく由仰せつけられ。よつて此度奥ノ山に取り繕い候旨、困窮のよじろ力及ばず、茶山の義故三仲間合力願に来る」、奥の山は平等院の裏手になります。「右は茶山と言ひ習い御茶師に拘わり候場、取り払いの節に沙汰に及ばず、此度嘆願の義不都合に候えども、段々相詫び候につき、畢竟よじろの義許容遣わし、三仲間より願人へ三貫文呼び寄せ相渡す」、本来は関りのないことだけれど、此度願つてきたので、三仲間より三貫文、小屋移転の費用として遣わしたという記事です。宇治のはずれに茶山というところがあつてそこに山の者たちがいた。冬になってそこが博奕場になり問題になったので移転ということになり、奥の山に移ったというものです。

それから意識して「宇治郷留日記」をみていますと、弘化四年に次のような記録がありました。

三月二十六日 一伊丹酒 銘玉川 壺斗樽壺つ 右近衛殿御殿より郷役人へ下され候」。これには前段がありまして、宇治の

上林が近衛家に借財をしましてそのかたとして宇治郷の山林をあてました。結局払えなくなってその山が近衛家のものになりました。その山は近衛家名義で運営されるようになるのですが、その時に近衛家が出した条件は、木々に手を入れないでほしいというものでした。でも日常の管理そのものは必要なのでそれは郷内の山の者にさせますと郷の役人が近衛家と話をつけます。これは近衛家と直接やり取りをする訳ではなくて、近衛家に入りをしている菱木直太郎が間に立ち、抵当に入つて近衛家の持ち物になった山の日常の管理を宇治郷でうけてそれを山の者にさせるという約束をします。話がまとまつてそのお礼として近衛から

「挨拶」は伊丹の銘酒玉川

宇治郷留日記 弘化四年（二八四七）

三月廿六日

一伊丹酒 銘玉川 壺斗樽壺つ

右者近衛殿御殿より郷役人へ被下候。二月廿五日御家来小沢市次郎殿使者三而上林主人殿持山御立木御殿御用木二相成候付。番ノものへ御申付。木紛失不仕候様頼候段被申出候。則二月所記有之候。右為御札被下候事也。菱木直太郎方。知有之候を取二遣候也。

伊丹の酒がもたらされたという記事です。

これも弘化四年の記事です。この御壺とい

うのは江戸にもついでく茶壺のことで。御

茶壺道中の役人がやってきてセレモニーがあ

り、それが宇治から出て行くということを毎

年繰り返すのです。出立前に夜廻りが行われ

ていました。二度夜に廻るらしいのですが、一度廻ったあと雨が強く二度目はとりやめになります。山の者が台所に腰を掛けておりました。正次郎、次郎介、庄三郎、伝蔵

というの村役です。郷会所に山の者もあり、その奥には村役もいて酒を飲むことになった。山の者にも酒がふるま

われたようです。しかし、伝蔵はそんなことは言っていないと言う。次郎介と二人の時に次郎介が山の者にも飲ませ

ようかといったら、それはダメだと伝蔵は言ったが、その

御壺出立前夜の郷会所

宇治郷留日記 弘化四年（一八四七）四月

夜廻り香度御廻り候処、雨に成候へ、逆も式

度目廻り八御止二成申候

香度廻り式度目迄の間、山ノもの会所二居候間

山之モノ、台所二腰掛、会所金次郎、おやま、嘉金

次郎、右八奥にて正次郎、次郎介、庄三郎、伝蔵

酒吞申候跡、台所に取れ山ニも吞せト、宇八へ申

付候ゆへ也

しかし伝蔵ハ左様申付不申候、夫より前次郎介

伝蔵式人之時、次郎介山ニも吞せ可申哉と被申

候所、イヤ夫止可被申候と伝蔵申候也、其取二

候所、其後大人致大場ニ也てより又右之通也

山ニ酒進ヌ事候へ八酒と徳りと別にえて可宜敷

一所吞候事ハ甚不答（敬）也

乍併今夜山武人会所二夜明迄居候積り候よし、

右徳利ハ一所に候とも酒吞猪口ハ銘々別々ニ

なるよし後二承候也

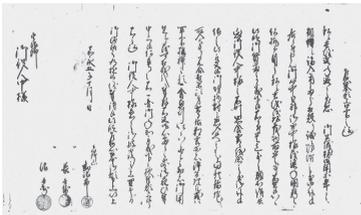
あと人数が増えているのまにかうやむやになってしまった。山の者と一緒に飲むのは良くない。もし酒を出すことがあっても徳利は一緒でも、猪口は別のものにするということが書かれています。

毎年將軍家の茶壺を迎え入れ、送り出すという宇治郷の独特の「御用」にも、少なからず山の者が関わったということがわかります。

この証文は記録の中に挟み込まれていました。「当所山」

軽演劇のプロデュース

宇治郷留日記に挟み込まれた文書



乍恐奉願上口書之趣

一私共儀近年追々乍恐御公儀様御用毎年年々相

続ニ諸人用多分相懸り誠ニ難洗之至御座候

右一付而者御郷中且那御衆中様も連年困窮

之訳御二而自私共儀も頂戴物取実等不宜

候ハ、此段御覽察可被成下候、右二付是

迄度々願出候得共、郷御役人中様之不叶思

食、実ニ残念之至御計候、依之此度又候御時

柄対シ恐入候へとも当秋稲作取入方互合

相果次第、芝居狂言亦者淨留理共、或ハ軍書

講釈之類、公儀行仕候ハ、少シ之処者御用

足シニも可相成部ニ奉存、右近御心察之処御

窺ハ奉申上候、何卒〃〃右一円御承知被成

下候様奉願上候、右之趣御役人中様急々御

披露之上且敬御沙汰被為遊候儀奉待候、此

段乍恐奉願申上以上

嘉永五子十月日

当所山 勘治郎印
同 長兵衛印
同 治兵衛印

宇治郷御役人様

という肩書もついています。三人の連名です。この人たちが宇治郷に対して芝居・狂言・浄瑠璃・軍書講釈といったものを催したいということをいっています。山の者と言われる人たちのやっていたこと的一端なんでしょうが、芸能にも関与していたことがわかります。急いで秋の取り入れのあとに催したいので早く決めてほしいという主張です。これだけのことしかわからないのですが、当所山という肩書でこうしたことを宇治郷に対して願ひ出るということがあったということがわかります。

これも弘化四年です。郷会所に山の者が二人やってきた。先日より酒波様(宇治郷の氏神である宇治離宮下社の神主)のところへ居ついた無宿者を追い払うはずだったが、病人なのでしばらく置いていた。米坂(神社の御旅所)に置いていたが、今朝死去した。非人で行き倒れて亡くなったので、その後山の人に片づけさせたといいことです。こうしたことも山の者の仕事

死亡した浮浪者の処理

宇治郷留日記 弘化四年(一八四七)

四月十七日朝、山ノもの兩人来候、先日より酒波様宿り付候無宿もの追払可申候置ニ、病人ニ而監置被下旨頼候付、米坂一置候、他所ノ私候而も病人候事故、先方より彼是申候も如何存、右取斗仕候所、今朝死去仕候段申出候付、非人二候ハ、其方共下小屋へ申付片付候得と申候也

だったということがわかります。

次は山の者ではなくて野非人が畑を荒らす者を見つけて格闘し、その結果相手に傷つけられて腕が動かなくなってしまうのですが、大変健気な働きであるというので、ご褒美をもらいます。一方の野荒しをしていたものは京都町奉行の獄中で亡くなってしまう。宇治郷の野非人の徳次郎本人、息子、山の者治兵衛・勘次郎四名へご褒美が与えられます。役所から百十枚、銭七百文です。考えたら当然のことなんです、それにわざわざご褒美の記事がでてきています。

野荒らしと格闘した野非人へのご褒美

宇治郷留日記 文久元年(一八六一)

申渡

宇治郷非人徳次郎疵請候一件、京都町奉行所より候使之者相越一件、於奉行所二吟味中相手無宿嘉兵衛牢死いたし候二付吟味流ニ相成候旨下雑色之者より申渡候趣を以申出、其節之次第承り候処、右於町奉行所吟味相成候事ニ而始末直々相糺候事二者無之候得共、今般尋之上承り候趣ニ而者疵請候次第野守候食相守候より之義、町奉行所鳥目菅貞文遣之候、郷方ニ而も徳次郎義健氣之働いたし疵請片輪ニ罷成候もの儀ニ付、心附遣候様可致候、右者京都町奉行所におもて吟味中相手之もの牢死いたし吟味流ニ相成候義ニ者候得共、其段郷方役人望出候ニ付而者申立候趣を以、支配限及沙汰候事ニ付此段可相心得候

西四月

当百拾枚 御役所様より御褒美 銭七百文
助精差遣候也 宇治郷より
本人徳次郎 同伴兄菅人 山ノ者 治兵衛 勘次郎 〆四人
西四月廿一日朝五ツ時 喜兵衛相渡

今度は無宿非人のトラブルの記事です。無宿非人が住み着いているんな事件をおこしまして罰せられます。その時に主犯格の者を連行するのは郷の中の非人でした。この非人は山の者になるのだと思います。

人為的な開発や災害によって生じる突発的あるいは経年的な変化を除くと、地域そのものは基本的に変わりません。しかし、生活に関わる要素と人を含む多様化と拡大といった一つひとつの出来事の積み重ねが、やがて社会それ自体の構造の変化を促進します。こういった中で、たまたま記録された「非人」をめぐる断片的なうごきを、今回はご紹介いたしました。

無宿非人と非人頭

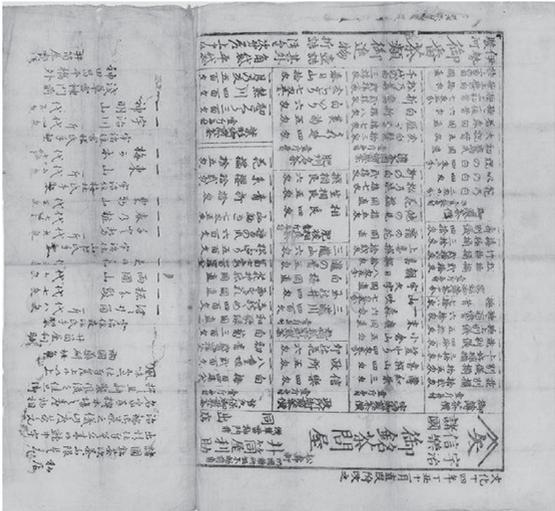
宇治郷留日記 文久元年（一八六一）

非人仁太郎伴留吉儀疫症候而不相勝候
処、追々重体罷成候二付、郷下候之上、非
人頭預ケ養生申付候条、得其意此書付披
見次第重立候郷役人之内言人非人頭召
連可能出候、其節此書付可返者也

信楽御役所

西九月十四日

城州久世郡宇治郷役人



- 1 御用茶師と宇治茶の奨励
 御茶師・御茶所・御茶所
 宇治茶師三郎 御物・御茶・御酒
 表・2
 元二名の申し合せ 持ち寄る茶人たる
 大庵茶師 表の
- 2 郷自治の祖
 村役 村役
 方・方
 「茶師世直し身」
 3 記録のなかの山の者
 「茶山」の移転
 「茶山」は伊丹松尾五川
 御茶出前夜の御茶所
 懸渡橋の口子一入
 野暮らして格闘と野非人の二義
 無罪非人入部
 宇治の秋歌 控節

表 2 宇治郷の人口と家数

年	人	家	世帯	備考
元禄3 (1686)	5,207人 (男5,243人 女5,250人)	1,739戸		『宇治町志』本町家数 寛政12に上る
享和3 (1810)	4,565 (男5,343 女5,182)	981		『元禄十六年寄附帳』 『元禄十六年寄附帳』 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
正徳5 (1713)	4,400 (男5,273 女5,029)	1,010		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
享和19 (1736)	4,089 (男5,010 女4,811)	851		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
延享3 (1746)	3,417 (男4,552 女4,253)	700		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
宝暦8 (1756)	2,754 (男4,182 女4,281)	672		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
天明 (1781)	2,088 (男3,866 女3,842)	497		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数
文化12 (1818)	1,622 (男2,793 女2,793)	533		『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数 『宇治町志』本町家数

表 38 寛政以後の代官

氏名	補職年月	転任年月
上林六郎久忠	寛政12・12	文化12・9
上林六郎久建	文化12・9	天保2・1
天保2・1	同 14・	同 15・
桑山茂左衛門	同 14・	嘉永元・
小畑辰右衛門	同 15・	慶応3・7
多羅尾久太郎	同 15・	同 4・
多羅尾辰之助光強	同 15・	同 4・

■表 7 井田屋利助の便袋表

茶種	桶(石)	桶代の高札に貼額
選茶	12カ石77斤	600～3800円(約40%)
選茶	32カ石9分5厘10斤	4000～10000円(約70%)
宇治煎茶	37カ石50	400～2800円(約100%)
選茶選茶	13カ石50	1700～4000円
茶種(山)		
茶種(伊勢)	4カ石6	500～800円
茶種(伊勢)		
茶種(伊勢)	4カ石10	500～1300円
茶種(伊勢)		
茶種(伊勢)	148石7カ石15斤	200～2000円
茶種(伊勢)		
茶種(伊勢)	300石7カ石500文	400～670円

平安初期における俘囚ふしゆうの姓せいについて

— 平安新京・新時代と蝦夷えみし —

菅澤庸子

1 日本律令における「帰化」「夷狄」^{いいてき}と蝦夷^{えみし}

蝦夷がどういふ存在だったのかというところからお話をしておこうと思います。帰化という言葉をお聞きになったことがあると思います。現在、日本の法律用語として、国籍が変わることを帰化といっているのですが、歴史用語としての帰化というのは少し違っています。「王化（王の徳による教化）に帰す（従う）こと」という意味です。王の偉大なる徳に教化されて、あなたに喜んで従いますと王の徳に従ってその中に入った人を帰化した人、或いは化内人^{けないじん}といえます。これは元々日本がもっていた思想ではなくて中国から取り入れた思想です。

日本では古代国家をつくる時に、律令という法律をもとにして国づくりをしました。中国の法律を元にして日本風アレンジし、取り入れるものは取り入れ、合わないものは切り捨てて、中国の律令をベースにして日本にあった律令を編纂しそれを元に国づくりをしました。日本の律令の中には、中国の思想が色濃く入っていますので、その中には化内の人とか化外の人について法的な区別があります。その区別は国が戸籍でその人を支配できているかどうかの基本になっています。

具体的にいいますと、人間を国が支配する、把握するということは、人間の台帳をつくるということです。人間の台帳というのは戸籍です。一人一人を区別してその人が個人としてわかるように、下の名前だけだとたくさんいますので、上の名前もつけて一人を確定するようにして、どこに住んでいるだれだれさんで歳はいくつで、その人の身体的な特徴まで書いているというものです。戸籍に記録をして、戸籍に記録された人に国が土地台帳を元にして、田地を分け与えます。それを班田といえます。班は分けるという意味です。その班田から税をとります。また、調とか庸というのは、各個人にかかる税で人頭税です。戸籍を元にして一人ひとりに課します。土地は戸籍に従って六歳以上の全ての人に与えます。成人の男性には、調や庸といった税もかけます。戸籍にしたがって徴兵も行います。こういった行政措置が行えると認められ、かつ自分から進んで王に従いたいという意思をもって自ら帰降した人が帰化した人ということになります。

日本がお手本にした唐の律令の場合は、唐は世界帝国ですから、唐に住みたい人、唐に帰降した人、あるいは唐に侵略されて統治に従う人とか唐の領域内に入る人がたくさ

んでできます。そういった人が唐の支配に入る場合は、化内人に成り得る者、成り得ない者の区別が唐の律令にはありません。けれども日本の律令には成り得る者と成り得ない者の区別があったことが指摘されています。成り得る者には、朝鮮半島諸国および唐からやってきた人々です。成り得ない者、想定外の者は日本列島内で当時の政権の統治の力が及ばない地域に住んでいる人々、東北の方に住んでいた蝦夷、種子島のあたりの南の島に住んでいる人々、隼人と呼ばれる南九州の人々が当初の律令では成り得ない者、想定外の者として「夷狄」とされました。この夷狄への対応に変化が現れたのが平安初期の桓武天皇の治世下です。桓武天皇の治世が始まった平安時代の初期にスポットをあてて考えていきます。

桓武天皇はご存知の通り平安京をつくった天皇です。それまでは、百年近く奈良の平城京に都があったのですが、隣の山背（のち山城）の国に都を移しました。新しい体制を敷いて様々な改革をやりやすくするという意味があったといわれています。桓武天皇は新しい政治をするためにいろいろな改革をしてみた天皇です。その中で、それまでの支配する側と支配される側がどういふふうな秩序にもと

づいていくかという把握を改めておこなうということをしていきます。

この当時は良という身分と賤という身分がありました。良は一般的な民衆です。賤は人間扱いがされず売買の対象になった人々です。これまでの律令では良と賤の間では結婚は禁止でした。子どもが出来てしまった場合は子どもは賤民になってしまいました。桓武天皇の時代では、この子どもは良とされて良と賤の区別を廃止していく方向になっていきます。また、いろいろな階層のカバネ姓の再編や氏族ごとの本系帳を提出させてそれぞれの氏族がどういふ立場の氏族であるかを明確にさせていきます。こういったようなどんな階層の人がいるのかという、人の把握をしていきます。

そのなかで、夷狄視されていた隼人は、奈良時代の途中からすでに戸籍には付されていて中途半端な存在だったのですが、桓武天皇の時代に、化内人、公民であるというような公民化が完了して夷狄ではないという身分が確定します。公民というのは、帰化という概念からいうと化内にならるので、律令の法制度の中でいうと、百姓といわれている人たちです。日本の場合は、百姓とはあまり言われ

なくて公民と呼ばれています。戸籍に付して班田を給付されて租、庸、調などの税を課されるような人々です。隼人は奈良時代の早い段階で戸籍には付されていたのですが、班田の給付はされていませんでした。従って班田を元に課される租は課されていませんでしたし、調や庸も課されていませんでしたが、桓武天皇の時代に班田が給付されます。外の民が日本の天皇に挨拶に伺うことを朝貢といいますが、それまでは化外の民ということで朝貢を儀式として六年に一回していましたが、その朝貢も停止しました。これで隼人の公民化が完了したといわれています。延暦二十年です。ほぼ同時期に同じ夷狄とされていた蝦夷に対する「公民化政策」も始められました。桓武天皇の頃から始められて息子の嵯峨天皇が亡くなるまでの平安初期の段階まで公民化政策が行われていました。東北との間で戦争が何回か行われていて、桓武天皇時代に大規模な戦争が起こるのでありますが、その戦争に伴って帰降してきた人を全国的に移住させます。この強制的に移住させた蝦夷の人が公民化政策の主な対象となりました。けれども、結果としてはこの公民化政策は失敗であったといわれています。公民になった人はいるにはいますが、史料によると本当に少なく結果的に

は宙ぶらりんで半分公民だけれど、半分夷狄視されるというような、「俘囚かひりゆう」といわれる身分に平安時代を通じて固定されてしまいました。

俘囚というのは帰化した民でありながら、戸籍同様の俘囚計帳に記録されながらも租、調、庸が課せられないという公民としての条件がそろっていない状況でした。これについては、戦争の結果強制移住させられた人々が移住先で地元の人々とうまくできずにいるんな問題や反乱を起したりとかいうようなことが指摘されているのですが、今回は、それとは別の視点で、平安初期、公民化政策が試みられていた時代の蝦夷が日本の社会でどういう立場であったのかということについて、名前に着目して探っていこうと思います。

2 古代律令制下の姓

律令制下の姓というのは、今の姓とは違います。とても社会的なものになっています。律令制下の姓名の構造について「藤原朝臣道長」を例にあげます。「藤原」がウジナ「朝臣」がカバネで「道長」が個人名です。ウジナとカバネで「姓」となります。カバネは漢字で書くと「姓」で、

どちらのことなのかわからなくなるので、ここではカクカナでカバネとします。ウジナは血統を表す血の符号で一族をあらわします。カバネは、その一族が社会的にどんな階層にあるのかを示す記号です。天武天皇の時に八色の姓、八種類のカバネが制定されていてそれがベースになっています。真人、朝臣、宿祢、忌寸、道師、臣、連、稻置とあり、八つのランクです。真人は天皇の親族になります。名前を名乗っただけで社会的ランクがわかります。カバネは固定されておらず、社会的地位が上がるとカバネもあがります。カバネは付けられる場合と無い場合があります。その場合、カバネを持っている方が社会的ランクは上です。姓が無い場合もあります。それは一番上と一番下です。天皇は姓を持ちません。また、奴婢も持ちません。古代の律令下では姓でその人の社会的地位が一目瞭然でした。だからこそ桓武天皇は、新しい体制を築くためにカバネの再編を行いました。姓を与えることができるのは天皇だけです。姓に関しては政権の主体である天皇が与えます。ですから姓というのはその当時の政権にとってその人がどんな立場なのか、政権から見てどんな対象なのかということを表すものだといえます。

社会的地位が変わるとカバネのランクが上がって行くというのは先程説明しましたが、ウジナが変わる場合もあります。ウジナも併せて姓が変わるケースがあります。レジュメに三つの場合をあげています。まず、身分が変わった場合です。賤しい身分であったのが解放され改姓を願って新たな姓を賜ることがあります。例として、「河内手人刀子作」が養老四年に願い出て「下村主」という姓を与えられています。この人の祖先は大化の前代に軍事関連の職能に従事して代々職を世襲していた雑戸の身分だった人です。この養老四年の段階ではこの人は雑戸という身分から解放されていて、新しい姓をもらいたいと願い出ました。この姓では私が雑戸の血を引いていることがわかり、人の恥とする姓なので新しい姓をほしいというのです。

次は功績を賞する場合です。良いことをしたのでその功績にちなむ姓が与えられた例です。「猶原造」が「勤臣」という姓を与えられます。この人は駿河国の国司なのですが、領国内で黄金を発見してそれを献上した功績から勤勉に働いた臣下ということで「勤臣」という姓を与えられました。また、「造」というカバネから「臣」というカバネに上昇しています。

次は、本姓を持っていた外国の人が日本にやってきて帰化し、日本になじんだために日本風の姓を申請して賜ったという例です。日本の本拠地にちなむ姓であったり、出自が高貴な場合は出自国の名にちなむ姓が与えられたり、抽象的な美称が与えられたりしています。例としては百済の人の「王」という姓から「楊津連」という姓を与えられたものがあります。楊津は日本の地名です。カバネも無しから連を賜っています。百済の王族の姓である「余」から「百済公」という姓をもらった例もあります。高貴な人なので出自国の名前「百済」とカバネの「公」をもらいました。高句麗の行政区分である「上部」が出自の、「王」という姓をもった「上部王」は、「豊原連」という姓をもらいました。豊原というのは地名ではなく美称だと思われ、連というカバネももらっています。「晏」と「徐」という姓の二人は、「栄山忌寸」という同じ姓をもらっています。栄山というのは美称で栄えているというような意味、忌寸はカバネです。「晏」も「徐」も全く違う一族なのですが、同じ姓をもらっているという事は、日本の律令下でもらう姓というのは血の符号よりも社会的な地位を表す意味の方が強いということがわかります。

これらのことから、蝦夷といわれた人の社会的な地位は姓をとおして見ることが出来るのではないかと思います。どのような姓が与えられたのか。姓が改まった場合はどんな姓に変わったのか。それらからその人が社会からみてどんな立場にあり、どう見られていたのか。申請して変わる必要があるのか、どう見られたいと考えたのか—ということを窺い知ることができるとは思いますが。

さて、蝦夷の姓にはどういったものがあるかというと、支配する形態によって大きく二つに分類されます。集住して部族的なものを残したまま帰降した人は「蝦夷」と呼ばれます。それとは別に、個々に帰降して個別に把握された人は「俘囚」と呼ばれます。「蝦夷」と判別されて「蝦夷・その地名・公・個人名」という名乗りになります。姓としては「地名+公」が与えられます。身分は蝦夷です。別々に把握された人は俘囚という身分表示をしたうえで、「吉弥侯部」という姓が与えられます。他の例もあります。が、圧倒的に「吉弥侯部」という姓が多く与えられています。「俘囚・吉弥侯部・個人名」という名乗りになります。「吉弥侯部」というのは、王の臣下という意味です。九世紀段階で「吉弥侯部」とでてくるのはほぼ俘囚です。

今回は全国に移配された蝦夷の姓を取り上げます。律令政府と東北との軍事衝突は奈良時代からありました。その結果帰降してきた人々を俘囚と呼び、帰降してきたその人たちを内地に強制移住させるといふ政策が行われました。

奈良時代の頃は九州の軍事関係の場所に配置されたり、貴人の賤民にされたりすることが多くありました。平安時代に大規模な東北戦争がおこります。三八年戦争と呼ばれています。桓武天皇のお父さんの時代から子どもも嵯峨天皇の時代まで三八年間東北と戦いました。奈良時代の小競り合いの戦闘とは規模が全く違い大規模になったので帰降してきた人もたくさんになります。これまでとは較べ物にならないくらいです。桓武天皇の代の時になされた戦争が三八年戦争の中でも中心的な戦争だったのですが、その時に帰降してきた人たちは大変多くなります。その人たちは、これまででは西の方のある限られた地に強制移住させられていたのですが、この平安初期になりますと、全国的に移配をするようになります。それがこの図になります。こういった生まれ故郷から遠くに強制移住させられた人々がいたというところが、平安初期の蝦夷対策の大きな特色でもあります。公民化政策も、全国に散らばった蝦夷を公民化すると

いうところからはじまっています。公民化政策は途中でとん挫しますが、その人たちがどんな社会的な地位にいたのかを、戦争や反乱とかいった事跡からではなく、姓というものからみることはできないかということでした。

3 全国移配蝦夷の改姓例

全国に移配された蝦夷が改姓した例が少数ながら存在しています。改姓は身分からの解放や功績にともなってされたということを示しましたが、全国移配された蝦夷の改姓例をみてみますと、この時期、蝦夷という夷狄の身分から公民化への政策がとられていたのですが、姓が変わったときにそれに伴っての公民への身分移行は見受けられませんでした。確認することができた改姓例は五つあります。

史料①「撰津国俘囚勲六等吉弥侯部こなり子成等男女八人 陸奥国勲六等吉弥侯部押人等男女八人に雄谷を賜姓す。」ここでは「吉弥侯部」が「雄谷」という姓に変わっています。カバネはありません。雄谷という地名を想起させるようなウジナに変わっています。

史料②「伊予国人勲六等吉弥侯部勝麻呂 吉弥侯部佐奈布留 二人に姓野原を賜う。」ここでは「野原」という姓

が与えられています。カバネはありません。野原は地名を想起させるウジナです。この人は「伊予国人」とありますので俘囚でしたら「伊予国俘囚」と書かれるはずですが、俘囚という身分からは解放されていることがわかります。俘囚から公民にかわっています。「伊予国人勲六等吉弥侯部」とありますので、身分が変わった時に吉弥侯部という姓が変わったのではないことがわかります。いつ身分が変わったのかはわかりません。身分が変わったあとで「野原」という姓になっています。おそらくその土地になじんで地名を想起するようなウジナが与えられた、それにふさわしいような人と社会的に認められたということだと思います。

史料③「俘囚勲五等吉弥侯宇加奴 勲五等吉弥侯志波宇^し 勲五等吉弥侯億可太^{おくかた} 等に物部斯波連を賜姓す。」ここでは「吉弥侯」から「物部斯波連」に変わっています。「物部十斯波(地名)十連」、物部というのは名家です。その地域に大きな勢力を持っている名家に従っている人はその人の姓を冠した名乗りをすることがあり、こういった名前は、地域に良く見受けられる名前です。この改姓した人は、その後承和七年に外従五位下を叙位されています。これは結構高い位です。地方に住んでいる人で五位を貰うのは名

誉なことです。承和三年から七年にかけて東北地方で戦争があるので、その時に軍功を示した人物です。斯波という地名を冠する姓に改姓されています。斯波というのは陸奥の国に斯波郡という地名がありますのでその地縁を示しています。そこから成長していった新興層の出身ではないかと思われます。地図のVのあたりです。無カバネから連姓になったことから、社会的階層が上昇したことがわかります。連はこの時期勢力のある層のカバネで新興豪族としての勢いを示しています。

史料④「豊後国人外従五位下吉弥侯部龍麻呂に貞道連^{たつまろ}を賜姓す。」は「吉弥侯部」から「貞道連」になっています。無カバネから連のカバネをもっている姓になりました。社会的階層が上昇したことがわかります。この人は移配された豊後の国で勢力をもったということがわかります。ウジナの「貞道」は他にはみえないのですが、抽象的な儒教的な徳目を思わせるようなものになっています。それに合ったような存在と思われれます。姓は自分から申請し許可されて天皇からもらうという形か、天皇からこういう姓を与えるという二つのパターンがあるのですが、大概の場合自分から申請して天皇から賜るという形になります。そ

ういう場合でも社会的に認められないと許可はされません。こういったウジナを名乗るにふさわしいような存在になったというお墨付きを天皇からもらったということになりません。しかもこの人は「豊後国人」となっているのです、身分的にも公民に既に上昇しています。吉弥侯部姓ではありませんが、俘囚ではありません。更に「貞道連」という姓をもらうようなことになっています。

史料⑤「播磨国飾磨郡散位正七位下叫綿麻呂に春永連を賜姓す。元夷種なり。」ここでは「叫」から「春永連」に変わっています。無カバネから連というカバネをもらっていますので社会的階層が上昇したことがわかります。移配先の播磨国で勢力を有したと思われるです。「元夷種なり」とありますので、蝦夷から公民へと身分上昇しています。ウジナの「叫」は「鼻」(つよい、たけしい)に通じます。勇猛な蝦夷の首長という意味でつけられた可能性があるとされます。もともと部族性を保った蝦夷であれば普通は地名が姓につくのが通常のパターンなのですが、この「叫」という字をつけるということは、地名には見つからないので漢字表記の誤りだった可能性があります。あるいは、蝦夷が住んでいた地名は現在のアイヌ語で通じるような地名

がありますので、アイヌ語表記の音を漢字で当て字をして地名で書くということが東北地方でみられ、これもその可能性があります。「春永」というのは地名にはみえません。ウジナで春という字がつくのはいくつかあるのですが、そういったウジナは大概抽象的な美称としてつけられたウジナが多いです。これも美称ではないかと思えます。「春が永く世にときめき永く栄える」というような抽象的な良い意味をもった可能性が高いと思えます。地名によらず抽象的なウジナをもつということは教養・文化の浸透度を思わせます。

ここまでが改姓した例です。公民化政策が集中して行われるのは延暦の終わりころから天長年間くらいまでで、以降は蝦夷の反乱が各地で続き混乱の時代になります。それが史料④や史料⑤のように天長以後の承和年間に、即ち公民化が集中して行われた時期以後に社会階層の上昇を示すカバネをもらったり、日本的な文化教養が表われたり、在地との共生を思わせるようなウジナの改姓の例がみられるというのは注目されます。

4 身分移行例と姓の関連

次に身分移行と姓の関連をみると、平安初期の俘囚の公民法政策の時期、俘囚の身分が移行したとか過去に移行したことがわかる記事は少なく、レジュメにあげている五件しかありませんでした。

一件目は前出史料②の吉弥侯部勝麻呂らで「伊予国人」、「人」とあるので、すでに公民だったことがわかります。二件目の天長元年の史料の公子部八代麻呂らは「課民」になったとあります。調庸を課すことのできる人を課民といえます。公民と同じ意味です。三件目の天長五年の史料の吉弥侯部奥家は、「既に皇風に染まり」「志平民に同じ」「野心既に忘れる」と書かれています。もと俘囚であることがわかります。官舎や池溝や道橋の修造などの労役に励んでいて国司が地域に監察をするために入ってくるときには送迎の礼が大変優れていたということが特記されています。この人は俘囚身分から白丁という身分になりました。白丁とは無位官職なしの公民のことです。四件目の承和四年の史料の吉弥侯部龍麻呂は前出の人で、「豊後国人」とありますので、すでに俘囚身分から公民になったことがわかります。五件目の承和一〇年の史料の叫綿麻呂も前出の人で、

「元夷種なり」とありますので蝦夷から公民、しかも有位者、連というカバネを持ちウジナも美称になっています。

こうしてみていきますと、身分は変わったのですが「吉弥侯部」姓の四例とも姓は改められていません。以前に見たように、雑戸という姓を嫌って、雑戸と思わせるような姓を変えてほしいと改姓を願出するなど、奈良時代には人から卑下されるような身分から解放された場合は、それがわかるような姓は改めてほしいと申請して許可される例がいくつも見られます。俘囚の場合は「吉弥侯部」とあればわかりません。でも身分が移行した際に「吉弥侯部」という姓を変えていません。公民になつてから、大分たつてから「吉弥侯部」姓から変わる例もありますが、身分移行に伴って変わるということはありません。

史料⑥は、公民の「伴部」という姓から「吉弥侯」に変えたいといって許可されたというものです。「吉弥侯」「吉弥侯部」も俘囚に圧倒的に多い姓なのですが、この人はその「吉弥侯」に改姓しています。ということは「吉弥侯」「吉弥侯部」は恥ずかしい姓という認識はなかったのではないかと思われます。

史料⑦は、「夷俘」を個人の呼称とすることを禁止する

という史料です。ここでは、役人や百姓（一般の人々のことです）が、全国に移配された夷俘に対して、姓を持つているにも関わらず、いつも「夷俘」と呼んでいる。官位や姓で呼ばずに「夷俘」とよぶことはいけない。官位を持っていれば官位に従って呼びなさい。官位がなければ姓名でもって呼びなさいという命令が弘仁五年に出されています。姓を持つということは天皇の臣下になったということで、同じ統治下の民であることを示す姓を呼ばないで外の民である「夷俘」と呼ぶことは当時の差別認識がみられるといえます。「吉弥侯部」という姓は全く悪い意味はありません。君臣という意味ですので。俘囚はみな持っている姓なので、**「吉弥侯部」という姓を恥じる姓だと蔑視する**というところまでも行かないような状況です。姓をもっていることを認めないというような差別認識があったと考えることができると思います。

わさむら

東北戦争以降に全国移配された蝦夷の社会的地位を姓を通して考えるとどのようなことが見えたのか。俘囚を示す「吉弥侯部」という姓は俘囚身分から脱した場合でも身分

移行と共に「改姓」の例はみられませんでした。恥じる姓とはされなかったけれども、姓そのもので呼ばれないというもう一つ上の差別意識がその背景にあったのではないかと思われまます。その一方で公民化にむけて政権の積極的施策が途切れたと言われている承和年間に、先程見たように、在地との関係を深め勢力をもったことを示すカバネ姓の上昇や内地との文化共生がうかがえるウジナに改姓するというような移配蝦夷の存在は、例は少ないですが注目していると思います。

反乱や争いからも蝦夷の存在のありようを知ることができますが、それとは別にその人たちが社会的にどのような存在としてみられていたかを姓を通して見ることができ、彼らが社会的認知を受けていた可能性も見ることができないかと思われまます。

平安初期における^{かしのう}俘囚の姓について — 平安新京・新時代と^{えみし}蝦夷 —

菅澤 庸子

1 日本律令における「^{いひてき}帰化」「^{あまし}夷狄」と^{えみし}蝦夷

帰化・・王化(王の徳による教化)に帰す(従う)こと。

→ 帰化した人、または王の徳化の下にある人を「化内人」。

古代日本律令の「化内人」「化外人」の法的区別・・国が戸籍で個別に人を支配できていることが基本。
: 戸籍に付し、田地を分け与える(班田)。調庸の税を課す単位としても統治する。これらの行政処置が行なえると認められ、かつ^{いひてき}帰属の意志をもって自分から帰降した人 = 帰化した人

唐の律令・・化外の民の帰化にあたり、化内人に「なり得る者」「なり得ない者」区別なし

日本の律令・・「なり得る者」

朝鮮半島諸国および唐からの人々

「なり得ない(想定外)者」^{あまし}蝦夷、南島人、隼人など^{いひてき}夷狄

・・・この「夷狄」への対応に変化が訪れたのが平安初期の桓武天皇治世下

桓武天皇の時代

: ^{やしろ}山城遷都・・新しい体制を敷く → さまざまな改革

: 支配層と被支配層の把握を改めて行なう

例) 良賤間の子の良民改定、官僚階層のカバネ姓の再編、氏族ごとの本系帳提出

^{いひてき}隼人の^{いひてき}公民(化内人)化完了

公民: 戸籍に付して班田を給付され、租や、調庸の税を課される民

延暦19年(800)隼人への班田給付、延暦20年(801)朝貢停止

ほぼ同時に ^{いひてき}蝦夷に対する「公民化政策」が始められる・・・平安初期 ^{あまし}嵯峨天皇(842年没)
が権力中心だった頃まで

* 対象は主に平安初期の東北戦争期に全国に移配された^{あまし}蝦夷 @年表参照

・・公民になった例は史料上少なく、結果的に大半が「俘囚」という中間的な身分に固定

(天皇に従い帰化した民でありながら、戸籍同様の俘囚計帳に記録されながら、租調庸が課せられない = 公民ではない)

* 現実の「夷狄」として^{あまし}蝦夷を規定するのになわりがなく(富裕になっても俘囚身分のままの例あり)、むしろ政治的に固定して強調する(諸国に移住させて文化の違いを示す)施策だったという説もある。

平安新京・新時代の動きの中で、^{あまし}蝦夷(主に諸国移配された^{あまし}蝦夷)の社会的地位はどうであったのか。

→ 税負担や反乱などの視点とは別の視点・・^{いひてき}蝦夷の姓に着目してみている。

2 古代律令制下の姓 ・ ・ 俘囚の社会的地位を知る手段としてなぜ「姓」に着目したのか

(1) 律令制下の姓名 の構造

姓 (ウジナ+カバネ) + 個人名

ウジナ ・ ・ 古来からの氏族では多く血統を示す

・ ・ ○部の場合 (○が前代の皇族・豪族の場合: その私有民集団出自、

○が前代の機構・役職の場合: そこに隷属していた集団出自者など示す)

カバネ ・ ・ 社会的階層を示す 真人 > 朝臣 > 宿禰 > 忌部 > 道師 > 臣 > 連 > 稻置

カバネ有り > カバネ無し

姓有り > 姓無し * 奴婢は姓を持たない

日本古代における姓の性質: 社会的地位を示す機能

天皇が唯一の姓賜与の主体 ・ ・ 政権からの名づけ

(2) 改賜姓のケース

① 身分の解放 (で改姓を願い出て、新たな姓を賜わる)

例) 河内手人刀子作 → 下村主 (『統日本紀』養老4年(720)6月27日条)

雑戸(大化前代に軍事関連職能に従事した人々)からの解放で職掌を示していた姓を「人の 恥とする姓」として新たな姓(下+村主)が下賜

② 功績を賞する(政権(天皇)から功績に因む姓が与えられる)

例) 猶原造 → 勤臣 (『統日本紀』天平勝宝2年(750)3月10日条)

国司が領国内で黄金を発見献上した功績から、職務に勤勉という意味の姓が天皇から下賜

③ 本姓を持っていた渡来者が、日本になじんだため新たな姓を(申請して)賜わる

(日本での本拠地に因む姓、出自が高貴な場合は出自国の名に因む姓、抽象的な美称など)

例) 王(百済の姓) → 楊津連 (日本地名: 摂津国川辺郡楊津郷+カバネの連)

余(百済の王族の姓) → 百濟公 (出自国名+カバネの公)

上部王(高句麗の行政区分上部+高句麗の姓) → 豊原連

(美称・土地関連の功績+カバネ連)

『統日本紀』天平宝字5(761)3月15日条

晏(唐の姓)と徐(唐の姓)の2名 → 梁山忌寸(美称+カバネ忌寸)

『統日本紀』延暦3年(784)6月2日条

・・・蝦夷の社会的な地位を 蝦夷の姓(どのような姓が与えられたか、改姓の場合どう変わったか)から見ることはできないのではないかと

蝦夷の姓・・・支配における2つの形態によって大きく2つに分類

集住形態のまま在地安堵

「蝦夷(夷)」と身分表示した上で

首長に対して「地名+公(首長、王の意味のカバネ)」姓賜与

・・・蝦夷(夷)+地名+公+個人名

帰降者を地縁とは別に個別配置

俘囚と身分表示した上で

「吉弥侯部」姓賜与が圧倒的多数
 ・ ・ ・ 俘囚 + 吉弥侯部 + 個人名

キミとコ → 君臣概念が成立した7世紀以降に東国で誕生した姓（平川南氏）
 部制的な関係がたどれない人を戸籍に編成する際に造り出されたとされる（伊藤循氏）
 なお俘囚の吉弥侯部姓の初見は神護景雲元年（767）

今回は、全国に移配された蝦夷（俘囚）の姓を取り上げる

3 全国移配蝦夷の改姓例

少数ながら存在。しかし改姓に伴った公民への身分移行は見受けられない。

(1)	延暦 22 年 (803)	吉弥侯部	雄谷
(2)	弘仁 4 年 (813)	吉弥侯部	野原
(3)	承和 2 年 (835)	吉弥侯	物部斯波連
(4)	承和 4 年 (839)	吉弥侯部	貞道連
(5)	承和 10 年 (843)	叫	春水連

- (1) 吉弥侯部 → 雄谷 (延暦 22 年 (803)) 史料①
 無カバネ 地名を想起させるウジナ（雄谷は地名で確認できず）
- (2) 吉弥侯部 → 野原 (弘仁 4 年 (813)) 史料②
 無カバネ 地名を想起させるウジナ（野原は地名で確認できず）
 「伊予国人」俘囚 → 公民の勲位者 身分移行の時期は不明
- (3) 吉弥侯 → 物部斯波連 (承和 2 年 (835)) 史料③
 物部 + 斯波 (地名) + 連 奥羽の移住民系氏族の名乗りに酷似

改姓した 俘囚勲五等吉弥侯字加奴 は承和七年に外従五位下を叙位され、承和 3 年から 7 年にかけての承和の憂乱に軍功を示した人物。

斯波の地名を冠する姓に改姓 → 陸奥国斯波郡（V区 弘仁 2 年 (811) 設置）に地縁しめす そこから成長した新興層か

38 年戦争終結後 東国からの移民政策停止 → 斯波郡など新設置の郡は移民にかかわって俘囚が中心になったとされる（今泉隆雄氏）

- ・ 地縁を示す
- ・ 従来の奥羽移民系豪族の姓に准じた名乗り
- ・ 無カバネ姓 → 連姓 カバネの示す社会的階層の上昇
 連もまた移住地系豪族のうちこの時期勢力ある層のカバネ
 → 新興豪族としての勢いを示す姓

- (4) 吉弥侯部 → 貞道連 (承和 4 年 (839)) 史料④
 無カバネ姓 → 連姓 カバネの示す社会的階層の上昇

連は地方豪族のうちこの時期勢力ある層のカバネ
移配先の豊後国で勢力を有したと思われる
ウジナの「貞道」は他にみないが、抽象的な儒教的徳目を思わせる。

(5) 叫 → 春永連 (承和10年(843)) 史料⑤

無カバネ姓 → 連姓 カバネの示す社会的階層の上昇

連は地方豪族のうちこの時期勢力ある層のカバネ
移配先の播磨国で勢力を有したと思われる

「元夷種」 蝦夷 → 公民の有位者 身分移行の時期は不明
ウジナの「叫」は他にみない。

「叫」の字は「梟」(つよい、たけしい)に通じる

「梟帥」は夷賊の長。タケル(日本書紀ではクマソタケルのタケルはこの字をあてる)

→ 勇猛な蝦夷の首長の意味か

蝦夷(部族性保ったもの)の姓ならば、陸奥の地名の漢字表記誤りか。

アイヌ語表記の音を漢字で当て字した可能性あり。(現在不明)

「春永」は地名にみえず。春のつくウジ名は美称が多いので、これも美称か

「世にときめき永く栄える」意味か。

地名によらず、抽象的なウジ名は教養文化の浸透度を思わせる。

公民化政策が史料上にみえるのは天長年間までで、公民となった事例もみえずにそれ以降は蝦夷の反乱が各地で続く。

その中であって天長以後の承和年間に(4)(5)のような移配先での社会階層の上昇を示すカバネと、文化教養的な浸透すなわち在地の文化との共生を思わせるウジ名への改姓がみられるのは注目される。

4 身分移行例と姓の関連

平安初期 俘囚の公民化を明示した 38年戦争直後から

公民化政策施行の弘仁天長期から承和に至るまで 俘囚の身分移行あるいは過去に移行したことがわかる記事は5例

●弘仁4年(813)2月21日条『日本後紀』前出史料②

伊予国人勲六等吉弥侯部勝麻呂 吉弥侯部佐奈布留(野原賜姓記事)

「伊予国人」とある・・・すでに俘囚身分ではなく公民

●天長元年(823)10月13日戊子条『類聚国史』

常陸国俘囚公子部八代麻呂ら21人 課民(公民化)

●天長5年(828)7月13日丙申条『類聚国史』

肥前国人白丁吉弥侯部奥家 に 叙位少初位上

奥家は「既に皇風に染まり」「志 平民に同じ」「野心既に忘れる」→もと俘囚

官舎や池溝や道橋の修造などの公役に励み、国司入部の際の送迎の「禮」が優れていた

俘囚 → 白丁（無位官職なしの公民）身分 → 有位者 ∴ 善行を褒章

●承和4年（837）3月13日条 『統日本後紀』 前出史料④

豊後国人外従五位下吉弥侯部龍麻呂（貞道 連 賜姓記事）

「豊後国人」とある・・・すでに俘囚身分ではなく公民

●承和10年（843）2月15日甲戌条 『統日本後紀』 前出史料⑤

播磨国飾磨郡人散位正七位下叫綿麻呂 に賜姓 春永連 「元夷種なり」

蝦夷 → 公民の有位者 無カバネ姓 → 連姓 ウジ名も美称に改める

俘囚に特有の特殊な姓「吉弥侯部」を身分移行に際して改めていない・・・なぜか

①公民身分の 伴部 → 吉弥侯 への改姓例（承和11年（844）7月） 史料⑥

唯一忌まれる「部姓」は外しているが 部姓を外した伴姓ではなく吉弥侯に

吉弥侯も吉弥侯部も 俘囚に圧倒的に多い姓

・・・卑姓という認識はない

②「夷俘」を個人の呼称とすることの禁止（弘仁5年（814）12月） 史料⑦

官司百姓の蝦夷への差別認識を示す史料とされる。

姓名で呼ばず、常に「夷俘」と呼ぶ

→ 天皇から賜与された、同じ統治下の民であることを表示する「姓」を認めず、中華世界の外の民を表示する「夷俘」と呼ぶことに当時の差別認識がみうけられる

さいごに

：東北戦争以降の全国移配蝦夷の社会的地位・・・ 姓を通してどのようなことがみえたか

4でみたように、俘囚を示す吉弥侯部姓は俘囚身分から脱した場合でも、身分移行とともに「改姓」の例はみえない

→ 恥じる姓（卑姓）とされなかったが、「姓」そのもので呼ばれないというもう一つ上の差別意識が背景にあったと思われる。

その一方で、公民化にむけての政権の積極的施策が途切れたとされる承和年間に、

3でみたように、在地との関係を深め勢力をもったことを示すカバネ姓の上昇や、内地の文化共生がうかがえるウジナに改姓する移配蝦夷の存在は、少数ではあるが、注目したい。

平安初期における俘囚の姓について

- I区 1区 : 国造制施行地域(大和政権はこの外側の住民を蝦夷ととらえていた)
- II区 2区 : 7世紀中葉～後半 進出
- III区 3区 : III区は7世紀末本格的進出 8世紀初(養老4年・720)大規模反乱
8世紀前半 再構築改革
3区は 8世紀前半進出
- IV区 4区 : 8世紀後半進出
IV区は進出に強力な抵抗 38年戦争(宝亀5・774～弘仁2・811)へ
(V区への進出めざしたIV区への進出)
- V区 : 8世紀末 桓武朝征討(3次にわたる 38年戦争の中心) 戦場地
9世紀初頭 版図に入る



図25 古代東北の郡および城柵配置図

平川南『東北「海道」の古代史』(岩波書店 2012年)所載の「図25 古代東北の郡および城柵配置図」に
今泉隆雄・藤沢敦「古代史の舞台 東北」『列島の古代史1 古代史の舞台』(岩波書店 2006年)所載の「図2 奥越羽三国の地区区分」(*政治支配の観点からの地区区分)
を加筆して作成。

平安初期(延暦13年(794)の「征夷」以降)の
 俘囚の移配地



※『延喜式』主税寮出等本稻'条に
 俘囚料・夷俘料の計上ある35ヶ国
 + 攝津国(『日本後紀』延暦22年4月25日条)

史料①『類聚国史』卷190 延暦22年(803)4月25日条

摂津国俘囚勲六等吉弥侯部子成等男女八人 陸奥国勲六等吉弥侯部押人等男女八人に雄谷を賜姓す。

史料②『日本後紀』弘仁4年(813)2月21日条

伊予国人勲六等吉弥侯部勝麻呂 吉弥侯部佐奈布留 二人に姓野原を賜う。

史料③『続日本後紀』承和2年(835)2月4日己卯条

俘囚勲五等吉弥侯字加奴 勲五等吉弥侯志波字志 勲五等吉弥侯儼可太 等に物部斯波連を賜姓す。

史料④『続日本後紀』承和4年(837)3月13日条

豊後国人外従五位下吉弥侯部能麻呂に貫道連を賜姓す。

史料⑤『日本後紀』承和10年(843)2月15日甲戌条

播磨国師磨郡散位正七位下 叫 綿麻呂に春水連を賜姓す。元夷種なり。

史料⑥『続日本後紀』承和11年(844)7月3日甲申条

出羽国最上郡人外従五位上勲七等 伴部道成 男 外初位上勲九等継益 白丁吉継 継守 同姓勲九等福尊等 七人に吉弥侯を賜姓す。

史料⑦『日本後紀』弘仁5年(814)12月癸卯朔条

帰降の夷俘 前後に数あり。仍て便を計り宜しく安置しべし。官司百姓 彼の姓名を称さずして常に夷俘と号す。既に皇化に馴れ、深く恥となす。宜しく早やかに告知して 夷俘と号すこと莫かれ。自今以後 官位に随ひて之を称せ。若し官位無くば 即ち姓名を称せ。

参考文献

加藤晃「我が国における姓の成立について」『続日本古代史論集』上巻(吉川弘文館 1972年)

拙稿「八世紀における新来渡来人の改賜姓について」『世界人権問題研究センター研究紀要』4(1999年)

同上「平安時代における蝦夷の「帰化」―「俘囚」身分の固定をめぐる―」『世界人権問題研究センター研究紀要』18(2013年)

伊藤循「古代王権と異民族」『歴史学研究』665(1994年)

同上「「君子部」木簡と俘囚」『日本歴史』803(2015年)

平川南「俘囚と夷俘」青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』(吉川弘文館 1987年)

今泉隆雄「辺境支配の変容」『古代史の舞台 東北』『列島の古代史1 古代史の舞台』(岩波書店 2006年)

鈴木拓也編『三十八年戦争と蝦夷政策の転換』(吉川弘文館 2016年)

平安初期における蝦夷（俘囚）の公民化政策 『日本後紀』『類聚国史』より

延暦17年(798)	蝦夷（俘囚）に対する調庸徴収は当代は免じて次の世代から実施 (九州で実施しようとしたが「旧俗を存し未だ野心を改めず」)
延暦20年(801)	蝦夷（俘囚）に対して田租徴収検討するが延期 「風俗に練れない（慣れない）」
弘仁2年(811)	2月 諸国移配の蝦夷の生活窮乏者に親子二代にかぎり公糧支給 3月 (諸々の給付のための) 台帳(俘囚計帳)を諸国に進上させる 閏12月 宝亀5年(744)からの38年戦争終結
弘仁3年(812)	諸国に夷俘長を置く(移配蝦夷(俘囚)の中からリーダーを選出し法が遵守されるよう取り締らせる)
弘仁4年(813)	2月 飢饉の際に諸国俘囚にも賑給(被災者への緊急支給)を定める(公民同様の福祉策) 11月 諸国に夷俘専当国司(二等官以上の国司一人をその国の夷俘担当官として夷俘を教諭し、夷俘の要請に迅速に対応させる)を置く
弘仁5年(814)	役人や一般の公民が、夷俘(移配蝦夷俘囚)を個人の官位姓名で呼ばず「夷俘」と呼ぶことを禁止 官位または姓名でよぶよう命ずる
弘仁6年(815)	摂津・美濃・丹波・播磨などの国の五位以上の夷俘の節会見参(朝廷の年中行事後の宴会参加)を認める(*蝦夷の「朝貢」は光仁天皇の宝亀五年<774>正月に同年から始まる38年戦争に際する処置として停止。この見参は外臣でなく内臣の礼)
弘仁7年(816)	班田支給から6年経った蝦夷(俘囚)からの田租徴収を諸国に命じる
弘仁8年(817)	常陸国の蝦夷(俘囚)が「貧乏」なので田租免除の延長を願う
天長年間 (824~834)	農耕に励み貧民救済をした蝦夷(俘囚)や儒教の徳目を身に着けた蝦夷(俘囚)を表彰する記事が見られる
承和9(842)	嵯峨太政天皇 死去
承和~斉衡年間 (834~867)	東北で擾乱発生。
嘉承~元慶年間 (848~883)	上総国などで俘囚の反乱
10世紀初頭	この頃編纂の『延喜式』に諸国から移配蝦夷(俘囚)の生計に充てる禄として「俘囚料」「夷俘料」が計上される(俘囚・蝦夷は租調庸の課税対象者となっていない)

『職人歌合』にみる職人への眼差しの変遷

家塚智子

1 職人歌合について

「職人歌合」は鎌倉時代から室町時代に作成されたものです。貴族たちが職人に仮託して和歌を詠み優劣を論じたもので、現在四種五作品が伝わっています。鎌倉時代に作られたものが『東北院職人歌合』『鶴岡放生会職人歌合』です。室町時代には『三十二番職人歌合』『七十一番職人歌合』が作られています。『東北院職人歌合』につきましては、二種類あります。ただし、「職人歌合」という呼び方につきましては後世につけられたものです。初めからそう呼ばれていたわけではありません。また、ここに描かれた人々を「職人」と総称したのも後世のことです。つまり、いわゆる「職人歌合」に登場する人々を何と呼ぶのかというところが大きな問題になります。ただ、便宜上ここでは「職人」「職人歌合」と使っていきたいと思えます。

この「職人歌合」につきましては一九八〇年代に歴史学、美術史、日本文学の各分野で注目され急速に学際的に研究が進められたテーマです。その中心となりましたのが網野善彦さんです。網野善彦さんは中世社会における非農業民の存在に着目し多くの研究成果を発表されてきました。その過程において中世の職人、職能人についての概念を打ち

出され検討されました。網野さん自身も、職人、職能人とご論文、ご著書によって使い分けておられ、網野さんも何と呼ぶのか熟考されていたのかと思います。網野さんの牽引力によってこの「職人」に関する研究、「職人歌合」に関する研究が大きく飛躍したといっても過言ではありません。一方でその影響力が大きい故に混乱を来した面も否めません。そのあたりについては後でお話していきたいと思います。

この「職人歌合」をめぐる研究で、網野善彦さんよりも早く「職人歌合」に注目され体系的に研究をなされたのは、美術史の石田尚豊さんです。『日本の美術』という文化庁が毎月出している本のなかで、「職人尽絵」としてまとめられました。個々の職人歌合について詳細に検討されるとともに、職人歌合について、歌仙絵から洛中洛外図、そして近世の職人尽絵に至るまでの変遷を日本美術史のなかに位置づけられました。『新修日本絵巻物全集』にも「職人歌合」が収録されています。日本文学の分野では、岩崎佳枝さんが「職人歌合」をはじめとする中世の歌合の研究から「職人歌合」について研究を進められました。岩崎さんは「職人歌合」の序文、和歌、判詞、画中詞などを丹念に

分析され、制作年代に至るまで割り出されました。一九八二年には『日本庶民生活史料集成』第三十巻の中に「諸職風俗図絵」として刊行され、「職人歌合」「職人尺絵」の画像が網羅的に公開されました。「職人歌合」に関する研究の基礎文献が整ったといえます。そして、岩波書店の「新日本古典文学大系」に『七十一番職人歌合』が取り上げられました。このように一九八〇年代に「職人歌合」が注目され、美術史、文学史の中で位置づけられると共に、図像や詞書も含め、基礎となる研究書籍が相次ぎ出版されました。一九九〇年代に入り、考古学、民俗学も巻き込んで、個々の職人に関する研究も活発に進んでいます。そうした中で、世界人権問題研究センターでは、二〇〇八年から二〇一三年の間に共同研究として「前近代における職人の賤視・差別」というテーマを設けて検討しました。この共同研究会の課題の根底には、網野さんの職人論、職能人論の再検討と見直しがありました。その成果として、「職人歌合」などの分析を通じて、中世前期と中世後期、鎌倉時代と室町時代で職人をめぐる認識の変容があったのではないかとということが確認されました。今回、このようなことを踏まえまして、そもそも中世において職人はどのような存在として把握、認識されていたのか、それはどのような変遷をとげていたのか検討します。「職人歌合」に登場する職人の描かれ方、詞書などを紹介しながら当時の公家社会における職人に対する眼差しの変化、それは単なる変化だけではなく、差別や賤視といった認識の変化についても考えていきたいと思います。

2 職人歌合の系譜

先程も申しましたように「職人歌合」は四種五作品が伝わっております。「職人歌合」の系譜を考えていきたいのですが、そもそも何故職人を歌合するのかということを考えていきたいと思います。

まず、歌合というのは平安時代以来、貴族社会の中で行われていました。平安時代には、左右に分かれ、なんでも物と物を合わせてどっちが良いか、優劣を競いました。歌を詠んで優劣を競うのが歌合です。ただし、詠み手がその場にいなくてもありますし、場合によっては引き分けということもありました。優劣を決めるのは歌壇の重鎮が務めました。時代が経ることによって、その場で衆議によって参加者によって優劣が決まるということもあったように

す。院政期になると、あらかじめ決められた題によって歌を詠むことが中心になりました。これも単に詠むのではなくて、いろいろ趣向を凝らしていきます。建久三年（一一九二）、『六百番歌合』が行われました。六百番、歌合をします。詠み手は藤原定家など当時の歌壇で有名な十二人で、百首ずつ詠みました。千二百首の歌を左右に分かれて歌合をしたので、『六百番歌合』と呼ばれます。その後、後鳥羽院によって三十人の歌人から百首ずつ詠ませる『一千五百番歌合』なども行われました。数も増えて来ると、お題も増えてきます。いろいろ珍しいものとか、新しいものなども増えてきます。そしていろいろな歌集がつくられていきます。『夫木和歌抄』という類題集、ネタを集めたような歌集も作られ、それがお手本となっていきます。その特徴として、今まで歌題にならなかつた物を対象に歌を詠みます。そして、動物や鳥や魚をはじめ人間以外のものまで歌を詠みだします。このような背景があつて、室町物語などのなかで動物を主人公とした話がでてくるわけです。また人間以外の動物や花までも歌を詠むという流れの一方で、すぐれた歌人は崇敬の対象になっていきます。万葉の歌人の柿本人麻呂、山部赤人は歌聖と呼ばれ、六歌仙、三十六

歌仙というように平安時代の優れた歌人たちは歌仙と呼ばれました。そして似絵の流行とあいまって、『佐竹本三十六歌仙』に代表されるような歌仙絵が作られました。この歌仙絵では、たとえば『時代不同歌合』というような、時代が合わない人たちも時代を超えて、左右に分かれ歌合をするというような趣向もなされました。このような多種多様な歌題、膨大な量の和歌が詠まれ、競い合い、さらに歌仙絵といつて詠み手を絵画化するといったことが行われたのが院政期、鎌倉時代です。そうした背景の中で、「職人歌合」が登場いたします。

一番早いものが建保二年（一一二四）の『東北院職人歌合』です。ここで注意しないといけないのは、これは歌合の趣向でありまして、職人の生態を主体とした和歌を職人に仮託して詠ませています。つまり詠んでいるのは貴族たちです。そして歌合の形式にしてその優劣を論じています。和歌や歌合における珍しいもの、あるいは網羅的にいろいろなものを集めるという時代背景のなかで職人歌合が登場したということも注目すべきことだと思えます。職人に仮託して詠むという趣向、実際に歌を詠んでいるのは職人たち自身ではなく様々な貴族たちが詠んでいます。貴族たち

が職人として詠んでおり、その対象は、天皇、貴族、農民以外のさまざまな職をもった人たちです。ですので、貴族たちが、天皇と貴族、農民を除く人たちに對する眼差しが反映しているのではないかと考えます。網野さんが職人歌合に注目したというのは、このようなことからではないかと思われます。

具体的に紹介いたします。『東北院職人歌合』の序文によりますと、建保二年（一一二四）に行われた歌合とあります。序文には「建保第二の秋の比、東北院の念仏に、九重の人々、男女、たかきもいやしきもこそり侍しに、みち／＼のものども、人なみなみに参りて、聴聞し侍けるに、時しも九月十三夜の月くまなかりけるに、こゝろある人は、歌をよみ連歌などして、こゝろをしましつゝ遊びけるを……」とあります。建保二年の秋の頃、九月一三日の十三夜に、東北院の念仏会があり、多くの人が集まってきた。集まってきた人たちを「みち／＼のものども」と称しています。建保二年というのは後鳥羽院政期、順徳天皇在期で、『新古今和歌集』の編纂にも重なる時期です。たくさんの和歌が詠まれ、編纂にも関わっている後鳥羽院の影響が、歌壇に強かった時期です。そうした時期に『東北院職人歌合』

が作られました。そして先ほども申しましたように、虫とか鳥などにも仮託して歌合が行われた時期で、職人にも注目して歌合を行ったのです。次に職人の姿に注目しますと、『佐竹本三十六歌仙』や『時代不同歌合』などのように歌仙絵の系譜をひいていることが指摘されています。人物は三角形を基準とした安定した構図で描かれていると言われます。五番本と十二番本があります。十二番本には、医師陰陽師／仏師 経師／鍛冶 番匠／刀磨 鋳物師／巫女 盲目／深草 壁塗／紺掻 筵打／塗師 檜物師／博打 船人／針磨 数珠引／桂女 大原人／商人 海人があげられています。

次に、『鶴岡放生会職人歌合』を紹介いたします。弘長元年（一一六一）に鎌倉の鶴岡放生会で行われた職人歌合と設定されています。判者は鶴岡八幡宮の神主で、月と恋について詠みます。一二番、二四種の職種がでてきて四八首の歌が詠まれています。序文には、「いづれの年にか、鶴岡の放生会ことに事とゝのほり、菟園の御行粧いとゞめづらかにて、一日の見物なれば、万人きをひこそる、道々の輩ども、あるは役にしたがひ、あるは友にさそはれて、やすらひくらす……」とあります。鶴岡放生会があり、その時に

道々の輩どもが集まってきたということ。「むかし宮にて、東北院の念仏、九月十三夜にあたりて、諸道の歌合ありけり、いまあづまにして……」とありますように、昔、都で東北院の念仏にあわせて九月一三日に歌合があり、それになぞらえて鶴岡八幡宮でも職人歌合をやるということが書かれています。判者は鶴岡八幡宮の神主で、詠み手は鶴岡八幡宮に関係する職人であろうと指摘されています。

「道々の輩ども、あるは役にしたがひ、あるは友にさそはれて」集まってきたということ。『鶴岡放生会職人歌合』に集まってきた人のことを「道々の輩ども」と呼び、昔あった『東北院職人歌合』については「諸道の歌合」と呼んでいることは注目すべき点です。この「道々の輩」、「諸道」といった「道」がキーワードになっていることに注目したいと思います。以上、この二点が鎌倉時代に描かれた職人歌合です。

『三十二番職人歌合』『七十一番職人歌合』は、室町時代、応仁・文明の乱以降に作られた職人歌合です。『三十二番職人歌合』は、明応三年（一四九四）に成立したと言われています。この特徴は、芸能者や宗教者が多く、職人には農人は含まれないという定義があるにもかかわらず、農人

が登場します。題も、これまでは月と恋だったのですが、花と述懐になっています。一番から一六番までは花、一七番から三二番までは述懐について詠まれています。ここで注目したいのは序文です。「やまと歌の道、都人士女の家、これをもちて花鳥のなさけをそへ、山林乞食の客、なを活計の謀とするにたれり、しかあれば、よききぬをきざるあき人も、あじかをにへるわらはべも、各月によせ恋にならずへて歌をあわせ、心ざしをあらはすたぐひ、たびかさなれり、こゝに我等卅余人、いやしき身、しなじきものから、そのむしろにのぞみて、その名をかけざること、将来多生の恨なり」と始まっています。この序文は、『古今和歌集』の真名序をふまえておられます。『古今和歌集』には、仮名で書かれた仮名序と漢文で書かれた真名序があります。この部分は『古今和歌集』の真名序をふまえています。鎌倉時代の二作品に關しましては、「みちくゝのものども」、「道々の輩ども」と呼んでいるのに対しまして、この『三十二番職人歌合』では「いやしき身、しなじきものから」となっています。この違いに注目したいと思います。また、一番勝負は「千秋万歳と絵解」です。これに関する判詞には「左歌、千秋万歳の能作は毎年正月の佳曲なれば、諸職

諸道の最初にいでて、歌合の一番にすゝめり」とあります。千秋万歳というのは正月を寿ぐ芸能だから最初にするのがふさわしい。何の最初かといいますと「諸職諸道の最初」ということです。つまりここに登場する人々のことを「諸職諸道」と総称していることに注目したいと思います。鎌倉時代の二作品は歌仙絵と同じように姿勢を正して坐っている、或いはそばにその職業がわかるような道具の様な物をおいているのですが、室町時代のものになってきますと、座っているだけではなくて、実際に何か作業をしたり、何か動作をしたりする姿が描かれています。とはいっても、歌仙絵同様、三角形を基準とした安定した構図でまとめられています。

次に『七十一番職人歌合』を紹介します。『七十一番職人歌合』の特徴は、和歌のほかに画中詞があり、職業を象徴するような口上、日常会話が書かれています。他のものと比べて動きもあります。月と恋について詠みます。七一番勝負がなされ、職業としては一四二職種、二八四首の歌が詠まれています。これが描かれたのが、岩崎佳枝さんのご研究によりますと、明応九年（一五〇〇）末で遅くとも翌年の初め頃ではないかと指摘されています。明応九年は

祇園会が再興された年になります。六月に祇園会が再興され、七月に大きな火事があり、九月に後土御門天皇が崩御し、一二月に近衛家の新しい家が建てられる、というような様々なことが起きています。そうした出来事がこの歌合に盛り込まれているため、明応九年から翌年にかけて作られたのではないかとわれています。序文には「天地ひらけし時、さかぼこのくだれるより、道を玉ぼこなづけて、よろづの道をたてり、ことに歌をやまとなづけて、わがくのことわざなりければ、神の道にもかよひ、人の心をもやはらげれば、金殿の光ことなるみぎり、をろかなる草のむしろにも心をのべけるあまり、その道をかたどりて、をのく左右をわかつて歌を合侍けり、題を月と恋を出して、衆議にて判けるなるべし、いと興ありけるにや」とあります。『三十二番職人歌合』に比べて直接的な引用ではないのですが、『古今和歌集』の仮名序をふまえています。「をろかなる草のむしろ」と自分たちのことを称していることが注目されます。また、判者がおらず衆議にて判定したということ、先行する職人歌合とは大きく異なっています。

3 道々の輩をめぐる

もう少し細かく見て行きたいと思います。「道々の輩」という言葉がでてきます。或いは「よろづの道」とか「道」がこの職人歌合のキーワードになってきます。

便宜上、職人といっておりますが、この歌合の中では「道々の輩」と称していただくことができます。「職人歌合」という呼称につきましては後世につけられたもののだということには既に指摘されており、そもそも原本はどれなのかということも問題になるのですが、江戸時代に塙保己一が編纂いたしました『群書類従』に「職人歌合」は収録されております。その奥書には「職人づくし」の歌合絵という記載がありますので、江戸時代には「職人尽歌合」などと呼ばれていたことがわかります。作成された中世の呼称ではないことを確認しておきたいと思えます。網野善彦さんの功績により、「職人歌合」の研究は飛躍的に進化したわけですが、網野さんは数多くの非農業者のことを職能人として注目して強調されました。ただ、「職人歌合」が中世に用いられた言葉ではないとするならば、そこに描かれた人たちは何と呼ばれていたのかということが問題になります。ここで注目したいのが「道々の輩」です。

「道」とは何かということですが、律令体制下の「道」というのは中国から伝来した学問体系のことです。大学寮では、「四道」と申しまして、明経道・明法道・算道・紀伝道を学ぶということが行われていました。まず『源氏物語』少女巻では、光源氏が元服した息子の夕霧をあえて大学寮に進学させて勉強させるくだりがあります。「才をも」としてこそ、大和魂の世に用ゐらるる方……とあり、大学寮への進学にあたり、才、即ち学問を基礎として大和魂即ち政治家としての心の動きが認められるのだと書かれています。つまり、道々の才、才というものが平安時代に重視されてきた考え方、学問をさしています。

網野善彦氏が一連の職人歌合の研究の中で注目されたのが、佐藤厚子さんの『うつほ物語』に描かれる「才なりの」についての指摘です。『うつほ物語』の学問について論じた佐藤厚子さんは、貴族の若者に求められたものは「学問」にも「遊びの道」にも秀でた「身の才」であったと指摘されています。『うつほ物語』に描かれる「才名のり」の形式を借りた座興は、「職人歌合」が登場する土壌を考察する上で興味深いです。宮廷の御神楽において、採物と前張の間に、「才なりの」という物真似のような余興がはさま

れます。『うつほ物語』では、宴に集まった貴族たちが、渡守のほかにも、山伏、筆結、和歌、鍛冶、渡聖、樵夫、藁盗人の「才」を演じ興じます。機知に富んだ即興性が必要とされると同時に、身をやつした即興芸を行っていました。

時代が下って鎌倉時代になりますと、「よろづの道」とかいうような言葉もでてきますし、『鶴岡放生会職人歌合』の中では「諸道の歌合」とあります。平安時代は「道」といった場合は、四道を中心とする学問でしたが、鎌倉時代になると少し意味が広がり、「よろづの道」「諸道」といった全体を通した言い方も登場します。また、室町時代のなかで非常に興味深いのは、世阿弥の『風姿花伝』のなかの一文です。「此道に至らんと思はん者は、非道を行すべからず、但、歌道は風月延年のかざりなれば、尤これを用ふべし」とあります。世阿弥は、猿楽の道を究めようと思つたら他の道を行つてはならない、つまり猿楽に専念しなさい、と説いています。ただし、歌の道は良いと言っています。道というものが、ある特定の分野を指す使われ方をしていたことがわかります。

江戸時代に入りますと、「道」は、「茶道」「花道」「芸道」というように用いられます。「道」とは、学問体系から芸

能に至るまで幅を持ちながら変遷を遂げた概念、だと言えます。時代ごとに変遷を遂げていきました。

では、「道々の輩」とは何でしょうか。一九九二年に出版されました『国史大辞典』には立項されていません。ところが、一九九七年に出版されました山川出版社の『日本史広辞典』には「道々の者」、二〇〇一年に出版されました小学館の『日本歴史大事典』には「道々の輩」と立項されています。これは網野さんの職人論の影響ではないかと思われれます。

「道々の輩」については当時のいろいろな史料にでています。『太平記』に佐々木道誉が大原野の勝持寺で花見をするというくだりがあります。この時に佐々木道誉は「京中ノ道々ノ上子ども」を一人も残さず引き連れて大原野で花見をしたという話が記載されています。「京中の道々の上子ども」とは、どんな芸能者を連れて行ったのかということですが、具体的には猿楽や白拍子、あるいは曲舞ではないかといわれています。また、『北山殿行幸記』応永五年（一四〇八）三月一五日条には、後小松天皇が足利義満の北山殿、つまり現在の金閣寺に行幸した時の記録があります。そのとき、「みちのものども」が「さるがく」を

演じたとあります。世阿弥が活躍している時代ではあるのですが、世阿弥ではなくて近江猿楽の道阿弥が演じました。つまり、南北朝から室町時代にかけて「道」「道々の者」というのは狭義の芸能・芸能者をさす言葉であることがわかります。『日葡辞書』やルイス・フロイスの『ヨーロッパ文化と日本文化』などを見てみますと、『日葡辞書』では「道の者」として「演劇とか笑劇を演ずる人」とあり、『ヨーロッパ文化と日本文化』では「演劇」「笑劇」、能・狂言と書かれています。

もう少し時代が下りまして注目したいのは、一七世紀後半に書かれました『後水尾院当時年中行事』の中からの文章です。「猿楽は宮中に入らず、但道の者にあらざるは参ること常の事也、幸若・大かくら等のまひく、またくるしからず、是も道の者にてまいらぬ事のやうに申衆もありしを、故白河二位まひくは根本唱聞師也、千秋万歳も唱聞師也正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後弥不審なく参る也」とあります。いろいろな芸能者がでてきます。猿楽は宮中に入つてはいけません。ただし、猿楽でも道の者ではないならば入ることができる。それはどうということかといいますと、大和四座の猿楽、観世・宝生・金剛・

金春の猿楽は宮中に入れません。ただし、手猿楽といって京都の町衆がやっていた猿楽は道の者ではないので宮中にはいることができます。幸若や大かしらや舞々は問題ない。幸若、大かしらというのは曲舞の一つです。舞々も道の者だから入つてはいけないという人がいるけれども、昔の白河二位の舞々は唱聞師である。千秋万歳も唱聞師である。だから問題ない。つまり、舞々も千秋万歳も唱聞師だから入ることができるということが書かれています。道の者と道の者ではないという区別があり、その区別の結果、宮中に入りできるか、できないのかの判断基準になります。これが芸能者に対する賤視の表われといえます。道の者は宮中に入ることが出来ないのです。同じような状況を紹介します。万里小路時房という公家を書いた日記『建内記』正長元年（一四二八）六月一〇日条です。（禁中）川原者（穢多之事也）参入、於御庭事被召仕之、為不浄之者、不可然処、自去石木年被停止、被召散所者（声聞師ノ事也）珍重□□、とあります。穢多である河原者が参内した。禁中の庭の石木などのことをいろいろやっていました。しかし、不浄の者なのでこれをしてはいけません。したがって、禁中での作業はやめさせた。しかし誰かがやらなくてはならな

いので、どうしたかというところ、声聞師である散所の者を召し抱えた、ということ。ここに前近代社会における大きな区別・差別があるといえます。整理しますと、「道の者」と「道の者ではないもの」とが、宮中に出入りの有無について区別されています。猿楽者は「道の芸能者」と認識され、宮中には入ることを忌避されました。それに対して、手猿楽、舞々、千秋万歳は、声聞師であり、「道の芸能者」ではないため、内裏に入ることができたことがわかります。「道の者」への明確な差別の存在が窺えます。

ところが一方で、茶道とか華道に代表される芸道とか家元制度が、江戸時代に成立していきます。ですので、道、道々をめぐる問題は、江戸時代に入って二分化されていたのではないかと考えています。

4 『三十二番職人歌合』をめぐる

『三十二番職人歌合』について、もう少し詳しく見て行きます。先ほど申しましたように、この『三十二番職人歌合』の序文は『古今和歌集』の真名序に関係があります。具体的にいいますと、「やまと歌の道、即ち和歌の道は、都に家を構える人だけではなく、山林乞食も活計もはかり

ごと、即ち生活の糧にしていた。これまでも良ききぬをきざるあき人もあじかになへるわらはべも、各々が月によせ恋になずらへて歌合をしたことがしばしばある。ここで我ら三十余人、いやしき身、しな同じきものからも歌合をしよう、だけれども後世に名をかけるようなことがあつたら何度生まれ変わつても後悔するから。しかし猿引き大夫が言うには、同じように月や恋では先人たちと比べられて良くも悪くも心労が絶えない。そこで田夫が花の前にやすむのは我々の姿なので題を花として思ったことを詠む、ということ。花と述懐が題になった」と書かれています。

これは、『古今和歌集』の真名序を踏まえています。レジュメに三点ピックアップしています。「都人士女の家、これもちて花鳥のなさけをそへ、山林乞食の客、なを活計の媒とするにたれり」というのは真名序の部分にあたります。そして、「よききぬをきざるあき人」というのは、六歌仙の一人、文屋康秀についてです。その歌風について例えるならば、歌は巧みだけれども身の丈にあっていない、商売人が良い衣を着ているようだと書かれています。通常良い衣を着ない商人が良い衣をきているようだというのです。また、「いはゆる田夫の花の前にやすむ」というの

は大伴黒主の評価を踏まえています。「大伴黒主の歌、古の猿丸大夫の次なり。頗る逸興あり。ただしその体甚だ鄙。田夫の花の前に休むが如し」とあります。仮名序では「大伴黒主は、そのさまいやし、いはば、薪負へる山人の花の陰に休めるがごとし」とあります。大伴黒主が薪を背負って花の陰に休むという様は、今日の祇園祭の黒主山の趣向です。猿引大夫というのは猿丸をもじったものであろうと思います。いろいろな歌人をもじって『三十二番職人歌合』の序文はつくられています。仮名序で「いやし」とか「鄙」とあり、同義語で使われていますが、身分的に賤しいというわけではなくて、歌語における「賤」が第一義であることを確認しておきたいと思えます。鎌倉時代の「職人歌合」には職人に仮託して歌を詠むという趣向がとられています。ここに賤しいという概念はうかがわれませんけれども、『三十二番職人歌合』になりますと「賤」がひとびとに、身をやつして和歌を詠むという趣向が採られています。『三十二番職人歌合』は先行する『東北院職人歌合』『鶴岡放生会職人歌合』を意識して歌合をしたことが伺えますが、「我等卅余人、いやしき身、しな同じきものから」と自らを賤しき身と卑下している点は先行する二作品と大きく

異なる点だと思われれます。自分たちにふさわしいように、題を花と述懐にあえてしたということも読み取れます。では、いったい誰が詠んだのでしょうか。「賤」がひとびとに、身をやつして和歌を詠む」という姿勢がうかがわれるわけですが、こうした「もどく」ことができるのは、和歌に精通した人物に関りが指摘されています。岩崎佳枝さんは、三条西実隆、近衛政家、近衛尚通といった当時の政治家・上層貴族たちの関わりを指摘されています。

また、網野さんの説では職人には農人ははいらないので、ここでは農人ができます。序文に田夫とあり、すでに農人がうたわれています。二七番の述懐で農人と庭掃が番いになっているのですが、この判定で「農耕之土民対地頭乞損亡」というのは、文明一七年（一四八五）に蜂起し、明応二年に崩壊した山城国一揆を、岩崎さんは指摘されています。「百姓閉口乎」は、この歌合において「庭掃」の勝ち、「農人」の負けという判定とともに、明応二年に山城国一揆が崩壊したことも意図しているのです。つまり、農人というのは不特定多数の農人ではなくて、山城国一揆の一揆衆たち、一揆に加わる国人層も含む人々、各地で勃発した国一揆に関わる人びと、惣村を形成する有力農民層

を想定しています。歌を詠んでいるのは、三条西実隆、近衛政家、近衛尚通と申しましたが、彼らは荘園領主でもありません。荘園領主にとって最も気になる頭の痛い農人、それは一揆を構成する有力農人層でした。武装する農人達を職人として詠んだものだといえます。ですので、序文から農人が登場する必要があったわけですが、詠み手にとつて、不特定多数の農人ではなくて有力農人層を想定していたといえます。

このように、職人歌合のそれぞれの人物像は大変魅力的ですし、画像ばかりに目を奪われがちです。また、ここに描かれている職人の特徴、分類などにとらわれがちです。しかし、「職人歌合」は職人一覧のために作成されたものではなく、「職人歌合」である以上、序文や和歌・判詞を踏まえることが大切です。そうした意図のもと、『三十二番職人歌合』の序文にこだわってみました。

まとめにかえて

もう一度整理します。職人歌合に登場する職人の描かれ方、詞書などを紹介しました。貴族社会における職人に対する眼差しの変化というものが読み取れるのではないかと

思います。

『東北院職人歌合』は建保二年という年が象徴するように、新奇性の富んだ、趣向を凝らした歌合のとして登場したものです。その趣向は、本来なら和歌とは無縁の人びとに仮託して歌合をするというものであって、賤視の意識があったかどうかはわかりません。

『鶴岡放生会職人歌合』も先行する『東北院職人歌合』になぞらえて京都ではなくて東国・鎌倉の鶴岡八幡宮で、鶴岡八幡宮に関わる人びとに仮託して歌合を催すという趣向でした。

ところが二〇〇年余りの月日を経て、室町時代に作られた職人歌合は趣が異なつてまいります。『三十二番職人歌合』「いやしき身しなおなじきものから」、『七十一番職人歌合』「おろかなる草のむしろ（愚かなる草の筵）」とあるように、登場する人々に対して賤視とまではいきませんが異なった価値観で見る眼差しがあったといえますし、また『三十二番職人歌合』は、「賤」がひとびとに、身をやつして、和歌をもどくというような趣向がとられていたことにも注意する必要があります。三十二番、七十一番はというように数にもこだわっています。それは後鳥羽院政期に、

六百番、一千五百番という膨大な数の歌合が行われたのと共通するのではないかと思えます。『七十一番職人歌合』では、判者を立てずに衆議で判定するようにいたしました。こうした背景には、和歌が広く読まれ、さらには、そこから派生して、広く連歌も詠まれるようになった時代の世相も反映していると思われます。然るべき判者を立てずとも職人同士で判定できるまで当時の職人層の知識と教養が高かったということを物語っているのではないかと思えます。こうしたことも『七十一番職人歌合』の作者たちは敏感に感じ取っていたように思われます。そうした職人歌合と「道々の輩」をどう考えていくかが、この職人歌合を考えていく上で重要だと思えます。

今回は職人歌合に絞っていますが、それぞれの職人の絵や歌も分析したり、あるいは他の絵画史料なども比較検討したりすることによって、この職人歌合が描く世界、その背景にある社会状況を読み解くことが出来るのではないかと思えます。

『職人歌合』にみる職人への眼差しの変遷

宇治市源氏物語ミュージアム 家塚智子

はじめに

1 職人歌合について

□職人歌合とは

歌合の一種。「職人」の生態を主題とした和歌を、「職人」に仮託して詠ませ、歌合の形式にして、その優劣を論じたもの。4 種 5 作品が伝わる。

- ① 『東北院職人歌合』(建保 2・1214)
- ② 『鶴岡放生会職人歌合』(弘長元・1261)
- ③ 『三十二番職人歌合』(明応 3・1494)
- ④ 『七十一番職人歌合』(明応 9・1500)

→別紙参照

「職人歌合」という呼称については、後世に付けられたもので、当初より「職人歌合」と呼ばれていたわけではない。また、ここに描かれている人びとを「職人」と総称したのも後世のことであって、当時の呼び方ではない。

□職人歌合をめぐる研究史

1980 年代に、歴史学、美術史、日本文学の各分野で注目され、急速に学際的に研究が進められた。主な作品の図像・詞書が公刊され、基礎となる研究、書籍が相次いで刊行された。1990 年代になると、考古学、民俗学も巻き込んで、個々の職人に関する研究も活発に進んでいる。

- ① 石田尚豊『職人尽絵』(日本の美術 132、至文堂、1977 年)
『新修日本絵巻物全集』二八 (角川書店、1979 年)
- ② 網野善彦
 - ・『日本中世の非農業民と天皇』(岩波書店、1984 年)
→『網野善彦著作集第七巻 中世の非農業民と天皇』(岩波書店、2008 年)に再録
 - ・『日本中世の民衆像—平民と職人』(岩波新書、1980 年)、『日本の中世の百姓と職能民』(平凡社選書、1998 年、のちに平凡社ライブラリー、2003 年)をはじめとする職人に関する著書、論文
→『網野善彦著作集第八巻 中世の民衆像』(2009 年、岩波書店)に再録
- ③ 岩崎佳枝『職人歌合』(平凡社選書、1987 年)
- ④ 『日本庶民生活史料集成 第三十巻 諸職風俗図絵』(三一書房、1982 年)
『七十一番職人歌合』(新日本古典文学大系、岩波書店、1993 年)
- ⑤ 公益財団法人世界人権問題研究センター編『職能民へのまなざし』(人権問題研究叢書 12、2015 年)

2 職人歌合の系譜

□歌合の趣向

- ・平安時代の歌合
- ・『六百番歌合』建久 3 年 (1192)
 - 建久 3 年 (1192)、藤原良経の主催、企画・出題され、翌四年秋に披讀・評定され、加判が終了。判者は藤原俊成、詠者は藤原定家・藤原家隆ら 12 人。
 - さらに『一千五百番歌合』建仁元年 (1201)
- ・『夫木和歌抄』延慶 3 年 (1310)
 - 『十二類繪卷』をはじめ「異類物」と呼ばれる室町物語との関連
- ・「歌聖」「歌仙」の繪画化 →「歌仙繪」 ex『佐竹本三十六歌仙』

□職人歌合の登場

- ・多種多様な歌題、膨大な量の和歌を詠み、競い合い、さらに「歌仙絵」といって、詠み手を絵画化することが行われたころ、「職人歌合」が登場
- ・歌合の一種。職人の生業を主体とした和歌を、職人に仮託して詠ませ、歌合の形式でその優劣を論じた。
- ・職人に仮託 →実際に歌を詠んでいるのは、職人自身ではなく貴族
貴族たちの目線、価値観が反映されている。ここに注目！

□職人歌合の概要

→別紙参照

3 道々の輩をめぐって

□道とは？ 道の変遷

律令体制 「道」 中国から伝来した学問体系
大学寮 「四道」…明経道・明法道・算道・紀伝道

『源氏物語』桐壺巻

帝、かしこき御心に、倭相を仰せて、思しよりにける筋なれば、今までこの君を親王にもなさせたまはざりけるを、相人はまことにかしこかりけりと思して、無品の親王の外威の寄せなきにては漂はさじ。わが御世もいと定めなきを、ただ人にて朝廷の御後見をするなむ、行く先も頼もしげなめること」と思ひ定めて、いよいよ道々の才を習はさせたまふ。際ことに賢くて、ただ人にはいとあたらしけれど、親王となりたまひなば、世の疑ひ負ひたまひぬべくものしたまへば、宿禰の賢き道の人に勤へさせたまふにも、同じさまに申せば、源氏になしたてまつるべく思しおきてたり。

『源氏物語』少女巻

なほ、オをもととしてこそ、大和魂の世に用ゐらるる方も強うはべらめ、

ほかに『うつほ物語』「才なりの」機知に富んだ、身をやつした即興芸

『徒然草』「よろづの道」

『鶴岡放生会職人歌合』「諸道の歌合」

『風姿花伝』世阿弥

此道に至らんと思はん者は、非道を行はずべからず、但、歌道は風月延年のかざりなれば、尤これを用ふべし

江戸時代「茶道」「花道」「芸道」

* 「道」とは、学問体系から芸能に至るまで幅を持ちながら、変遷を遂げた概念

□道々の輩

『国史大辞典』十三巻まーも (吉川弘文館、1992) なし

『日本史広辞典』(山川出版社、1997) 「道々の者」

『日本歴史大事典』(小学館、2001) 「道々の輩」

網野善彦氏の「職人」論の影響が大きいのか？

- ・『太平記』「道誉大原野花会事」(貞治 5 / 正平 21 年 (1366) 年 3 月)
洛外の桜の名所・大原野勝持寺においての佐々木道誉の花見が活写される。
道誉は、「京中ノ道々ノ上手ども」を一人も残さず引き連れたとある。
具体的は「猿楽」や「白拍子」(曲舞か)を指す。
- ・『北山殿行幸記』応永 15 年 (1408) 3 月 15 日条
後小松天皇が、北山殿に行幸した際の記録
「みちのものども」が「さるがく」を演じる。
- *南北朝期から室町時代にかけて「道」「道々」は狭義の芸能・芸能者を指す語
- ・『日葡辞書』 「道の者」「演劇とか笑劇を演ずる人」
ルイス・フロイス『ヨーロッパ文化と日本文化』 「演劇」「笑劇」=能・狂言
- ・『後水尾院當時年中行事』(17 世紀後半)
猿楽は宮中に入す、但道の者にあらざるは参ること常の事也、幸若・大かくら等のまひ／＼、またく
るしからず、是も道の者にてまいらぬ事のやうに申衆もありしを、故白河二位まひ／＼は根本唱聞
師也、千秋万歳も唱聞師也正親町院の御時幸若度々しこう申たる由申て、其後弥不審なく参
る也、

「道の者」 / 「道の者ではないもの」 宮中に入りの有無 区別 (差別)

参考

『建内記』正長元年 (1428) 6 月 10 日条石本
(禁中)川原者(織多之事也、)参入、於御庭事被召仕之、為不浄之者、不可然処、自去
年被停止、被召散所者(声聞師ノ事也、)珍重□□、

3 『三十二番職人歌合』をめぐって

□ 『古今和歌集』真名序とのかかわり

① 都人士女の家、これをもちて花鳥のなさをそへ、山林乞食の客、なを活計の謀とするにたれり、
→真名序

至有好色之家、以此為花鳥之使。乞食之客、以此為活計之謀。

② よききぬをきざるあき人

→真名序

文琳巧詠物。然其躰近俗。如賈人之着鮮衣。

→仮名序

文屋康秀は、詞はたくみにて、そのさま身におはず、いはば、商人のよき衣着たらむがごとし

3 いはゆる田夫の花の前にやすむは、我等の風体なり

→真名序

大友黒主之歌、古猿丸大夫之次也。頗有逸興、而躰甚鄙。如田夫之息花前也。

→仮名序

大伴黒主は、そのさまいやし、いはば、薪負へる山人の花の陰に休めるがごとし

★ 『三十二番職人歌合』

「賤」がひとびとに、身をやつして、和歌をもどく

岩崎佳枝氏 作者として三条西実隆、近衛政家、近衛尚通の関わりを指摘

□農人をめぐって

- ・「田夫の花の前にやすむは、我等の風体」のため、題を「花」にした。
「田夫」すなわち「農人」が登場する事が前提にある。
- ・「農人」と「庭掃」 十一番 花 二十七番 述懐
- ・二十七番 述懐
さしつどひ そんまうこはん あらまじや 百姓ぐちの 名にもたつらむ(農人)
すてやらむ 世をばいかにか すべはゞき はらふも庭の ちりの身ながら(庭掃)
農耕之土民 対地頭乞損亡 掃除之庭掃 立庭上好綺麗 共先道理 又兼風情
雖然帯猶有千金之誉 百姓閉口乎

岩崎佳枝氏

判詞にある「農耕之土民 対地頭乞損亡」とは、文明 17 年 (1485) に蜂起し、明応 2 年に崩壊した山城国一揆を想定。「百姓閉口乎」は、この歌合において「庭掃」の勝ち、「農人」の負けという判定とともに、明応 2 年に山城国一揆が崩壊したことも意味する。→判詞と現実の二重構造

まとめにかえて

『東北院職人歌合』

建保二年という年が象徴するように、新奇性の富んだ、趣向を凝らした歌合のひとつとして、作成。その趣向は、本来なら和歌とは無縁のひとびとに仮託して歌合をするというものである。賤視の意識があったかどうか、明確ではない。

『鶴岡放生会職人歌合』

先行する『東北院職人歌合』になぞらえて、東国・鎌倉の鶴岡八幡宮で、鶴岡八幡宮に關わるひとびとに仮託して、歌合を催すという趣向が明確。

『三十二番職人歌合』「いやしき身しなおなじきものから」、『七十一番職人歌合』「おろかなる草のむしる(愚かなる草の筵)」とあるように、賤視とまではいかないが、異なった価値観で見る眼差しがあったといえる。『三十二番職人歌合』は、「賤」がひとびとに、身をやつして、和歌をもどくというような趣向にも注意。三十二番、七十一番はというように、数にもこだわっている。後鳥羽院政期に、六百番、一千五百番という膨大な数の歌合を行うという、数にこだわりをみせた流れとも共通する。『七十一番職人歌合』では、判者を立てずに、衆議で判定するに至った。こうした背景には、和歌が広く詠まれ、さらには、そこから派生して、広く連歌も詠まれるようになった時代の世相も反映しているといえる。

主な参考文献

- 石田尚豊『職人尽絵』(日本の美術 132、至文堂、1977 年)
- 岩崎佳枝『職人歌合』(平凡社選書、1987 年)
- 網野善彦『職人歌合』(岩波書店、1992 年)
- 網野善彦『網野善彦著作集第 7 卷中世の非農業民と天皇』(岩波書店、2008 年)
- 『網野善彦著作集第 8 卷中世の民衆像』(岩波書店、2009 年)
- 岩崎佳枝・網野善彦ほか校注『七十一番職人歌合・新撰狂歌集・古今夷曲集』(新日本古典文学大系 61、岩波書店、1993 年)
- 公益財団法人世界人権問題研究センター編『職能民へのまなざし』(人権問題研究叢書 12、2015 年)
- 拙稿「中世茶屋考」(『立命館文学』605、2008 年)
- 拙稿「中世社会における職人へのまなざしの変遷—職人歌合を中心に—」(前掲『職能民へのまなざし』)

別紙

職人歌合の概要・序文

① 『東北院職人歌合』(建保2・1214)

「みちみちのものども」

判者：経師 題：月・恋

5 番本 5 番、10 職種、20 首

12 番本 12 番、24 職種、48 首

建保第二の秋の比、東北院の念仏に、九重の人々、男女、たかきもいやしきもごぞり侍しに、みち／＼のものども、人なみなみに参りて、聴聞し侍けるに、時しも九月十三夜の月くまなかりけるに、ころある人は、歌をよみ連歌などして、ころをしましつゝ遊びけるを、うらやましどやおもひけむ、月やう／＼山のはに入なむとするおりふし、各々今宵のなごりこそなぐさめがたく侍れ、かくて八雲の烟立はなれなば、何事をかはおもひ出にせむ、我も人の心の色をあわはして、水茎のながき世のかたみにせんとて、歌合をすゝめけり、

十二番本 (群書類従 28 雑部)

医師 陰陽師／仏師 経師／鍛冶 番匠／刀磨 鋳物師／巫女 盲目／深草 壁塗／
紺掻 鎗打／塗師 檜物師／博打 船人／針磨 数珠引／桂女 大原人／商人 海人

② 『鶴岡放生会職人歌合』(弘長元・1261)

「道々の輩ども」

判者：八幡宮神主 題：月・恋

12 番、24 職種、48 首

いづれの年にか、鶴岡の放生会ことに事とへのほり、菟園の御行粧いとどめづらかにて、一日の見物なれば、万人きをひこぞる、道々の輩ども、あるは役にしたがひ、あるは友にさそはれて、やすらひくらす、秋のなかば月のさかりなれば、雲おさまり星まれにして、南にのぞめば海濱茫茫たり、秦旬の一千余里おもひやられ、北にかへり見れば、社壇重々として漢家の三十六にことならず、爰によしづきたる翁二人いひけらく、むかし宮こにて、東北院の念仏、九月十三夜にあたりて、諸道の歌合ありけり、いまあづまにして楡柳營の敬神、八月十五夜をてらして、衆生の化度をみそなはす、かかる法会にあひて、この良辰を得たり、旧遊をしたひて、新詠を番はんといひければ、おの／＼しげき世つぎにあへりけんこちして、かづ／＼題をおもひ筆をとるに、白露点じて苗■うつり、青嵐吹て簫瑟とかすかなり、さてやがて当社神主を判者として勝負を定め、優劣をわきまへ侍りけるとなん、

(群書類従 28 雑部)

楽人 舞人／宿曜師 算道／持経 念仏者／遊君 白拍子／絵師 綾織／銅細工 蒔絵師／
曇差 御簾編／鏡磨 筆生／相撲 博勞／猿楽 田楽／相人 持者／樵夫 漁夫

③ 『三十二番職人歌合』(明応3・1494)

「いやしき身、しな同じきものから」

「諸職諸道」(一番判詞)

判者：勸進聖 題：花・述懐

32 番、32 職種、64 首

やまと歌の道、都人士女の家、これもちて花鳥のなさをそへ、山林乞食の客、なを活計の謀とするにたれり、しかあれば、よききぬをさざるあき人も、あじかをになへるわらはべも、各月によせ恋になずらへて歌をあわせ、心ざしをあらはすたぐひ、たびかさなれり、こゝに我等卅余人、いやしき身、しな同じきものから、そのむしろにのぞみて、その名をかけざること、将来多生の恨なり、今たま／＼過ぬるあとをはんことをおもふに、猿牽の大夫のいはく、もし月と恋とを題とせば、すゝみては、をくれたるにむちうち、えすゝみがたきをそりあり、しりぞきては、同類のしりじけがたきおもひあり、いはゆる田夫の花の前に前にやすむは、我等の風体なり、まさに花を題として、又おもひをのぶる一首をくはふべきをやと、衆議これをくみす、すなはちつがひをさだめ、一卷にして、勸進のひじり弁説上人の庵室にいたりて、判のこどばをもとむ、もしこれひさごのえのながくつたり、ふみならずたらのこゑの遠くきこえは、世のあざけりをはづといへども、利口滑稽のすがた、艶詞正道のたすけとならざらめか、

左歌、千秋万歳の能作は毎年正月の佳曲なれば、諸職諸道の最初にいでて、歌合の一番にすゝめり、(一番判詞)

(群書類従 28 雑部)

千秋万歳法師 絵解／師子舞 猿牽／うぐひす飼 鳥さし／大かひき 石切／桂の女 鬘捻／算をき こも僧／高野聖 巡礼／かね殿 胸たゝき／へうぼうゑ師 はり殿／渡もり 興昇／農人 庭掃／材木売 竹売／結おけし 火鉢うり／糠粽売 地黄煎うり／蓑つくり しきみ売／菜うり 鳥売

④ 『七十一番職人歌合』(明応9・1500)

「をろかなる草のむしろ」

衆議にて判定題：月・恋

71 番、142 職種、284 首

天地ひらけし時、さかばこのくだれけるより、道を玉ぼこなづけて、よろづの道をたてり、ことに歌をやまどと名づけて、わがくにのこどわざなりければ、神の道にもかよひ、人の心をもやはらげれば、左殿の光ことなるみざり、をろかなる草のむしろにも心をのべけるあまり、その道をかたどりて、その／＼左右をわかつて歌を合侍けり、題を月と恋を出して、衆議にて判けるなるべし、いと興ありけるにや、

(群書類従 28 雑部)

番匠 鍛冶／壁塗 檜皮葺／研 塗土／紺搔 機織／檜物し 車作／鍋売 酒作／あぶらうり もちみうり／筆ゆひ 籠うち／炭やき 小原女／むまかはふ かはかはふ／山人 浦人 木こり 草かり／えぼし折 扇うり／おびうり しろいものうり／蛤うり いをうり／弓つくり つるうり／ひきれうり かはらけつくり／まむぢう売 ほうろみそ売／かみすき さいすり／よろひざいく ろくろし／ざうりつくり 硫黄帯売／傘張 あしだづくり／翠簾屋 から紙し／一服一銭 煎じ物売／琵琶法師 女盲／仏師 経師／蒔絵土 貝磨／絵師 冠師 鞠括 杵造／たち君 づし君／銀ざいく 薄うち／針磨 念珠挽／紅粉解 鏡磨／医師 陰陽師／米売 まめ売／いたか 穰多／豆腐うり 素麵売／塩うり 麴うり／玉磨 硯土／盤心うり 葱うりすあひ 蔵まはり／筏士 櫓挽／枕売 量刺／瓦焼 笠縫／蛸巻きり 鞍細工／暮露 通事／文者 弓取／白拍子 曲舞々／放下 鉢叩／でんがく 猿がく／ぬひ物し 組し／すりし 量紙うり 葛籠造 皮籠造／矢細工 筋細工／蓼目くり むかばき造／金ほり 水ほり／はうちやうし てうさい／白布売 直垂うり／芋売 綿うり／薫物うり 菓うり／山伏 地しや／ねぎ かんなぎ／競馬組 相撲取／禪宗 律家／念仏宗 法花宗／連歌し 早歌うたひ／びくに にしう／山法師 なら法師／華嚴宗 俱舎しう／楽人 舞人／酢造 心たうり

自死者たちの江戸時代

— 京都東山の寺院日記から読み解く —

高橋 大樹

皆様こんばんは、高橋と申します。ただいまご紹介に頂
きましたように、日頃は大津市歴史博物館で学芸員として
勤務しておりますが、二年程前から清水寺史編纂委員を、
一年程前から知恩院史料編纂所員を務めておりまして、そ
れぞれの寺院史料の編纂や整理のお手伝いをさせていた
いております。

本日の講座は、それら二つの寺院の日記史料を読みなが
ら、テーマである「江戸時代の自死」について、つまり、
二六五年という長い江戸時代の中で、自ら死を選んだ人た
ちが歴史上どのように記録されてきたのか考えてみたいと
思います。本当は日記の原文(くずし字)を一緒に読み
進めたいのですが、時間も限られておりますので、レジュ
メには解説して読み下したものを用意しました。よろしく
ご確認ください。

はじめに

さて、皆さんは「自死」・「自殺」といえば、例えばテレ
ビなどで毎年の自殺者数について報道され、年間どの位の
方が自死を選んで亡くなられるかご存じの方もおられると
思います。昨年度(平成二八年度)は、二一、八九七人で、

平成一〇年から三万人を越えるという状況から減少してき
たといわれますが、二万人を超えているという状況が数年
報道されています。このデータは、厚生労働省が毎年公開
していますので、ホームページなどで確認することができます。

私も今後それを参照しながら、現代と江戸時代を比較し
て考えていこうと思っております。私自身、現代の自死者の
分析というのはなかなかできないのですが、男性が圧倒的
に多く、かつ年齢的には三〇歳から七〇歳の間の方が多く、
圧倒的に無職者が多いということが厚生労働省の分析で書
かれています。様々な社会学の本などを読みながら勉強を
しているのですが、実際の自死者数はもつと多いだろうと
いわれています。今は「自殺予防」という形で様々な方が
取り組まれているのですが、私も含めて歴史を勉強してい
る人たちが「自死」とどのように向き合ってきたかを調べ
てみたところ、自死・自殺の問題は、社会学とか法律、法
医学、精神医学といった分野で研究が進んでいるのですが、
歴史の分野ではどうかと見たところ、図書館のOPAC
(オンライン蔵書目録)などで調べてみるとわかるのです
が、ほとんど参考資料がでてきません。研究は非常に少な

い状況です。むしろ、人が亡くなったあとの研究は多いのです。つまり、人が亡くなってどう葬られて、お墓をどういうふうに建てたとか、民俗学や考古学の分野の研究は非常に多いのです。ところが、自分の命を絶たなければならなかった人の歴史がどのように研究されているのかというと、非常に少ないのが現状です。ただ、皆さんご存じの様に、江戸時代の武士の切腹の文化は取り上げられているのですが、庶民や武士以外の身分の人たちはどういった状況だったのかについてほとんどわかっていません。唯一、通史的に日本の自死について取扱っているのは、モリス・パンゲ氏の『自死の日本史』（講談社学術文庫、二〇一一年）です。ただ、武士の切腹を中心に、心中も含めた文化史となっていて、どちらかというと、浄瑠璃や歌舞伎を中心にした分析をなされています。

また、日本中世研究では、例えば勝田至氏が自殺者について取り上げておられるのですが、そこでは庶民というよりは、寺院の僧侶の焼身自殺や入水往生が取り上げられています。史料の残存状況によるのですが、数としても多くないようです。ただし、亡くなった人が現れて来て憑依したというような心性が確認でき、「自殺を「異常死」とみ

なす民俗的心意」があると推測されています。中世史研究における自殺に関する文献の一つとなるかと思えます（勝田至「さまざまな死」『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館、二〇〇六年（初出一九九四年））。

こうした研究状況を踏まえながら、今回は江戸時代の自死を改めて考えていこうということなのですが、死を自ら選ぶということを個人の問題のみで捉えるのではなく、江戸時代の社会とか環境、あるいは死を選ばざるをえなかった状況であるとか、そのあたりを史料から皆さんと一緒に考えていこうと思います。この自死の問題を考えようとする時、どうしても自死者を注目しがちですが、自死者の家族や周辺の人たちがどういう環境におかれていたのかという点も史料から読み取っていくことが必要だと思えます。

そこで、今回の講座では、江戸時代における自死の様相として、よく知られる心中や首つり、そして自害の実態を考えてみたいと思います。少し武士の事例も出しますが、切腹や精神文化の話ではなくて、あくまでも京都東山の清水寺や知恩院の周辺で起こった自死について考えます。つまり、浄瑠璃や文学資料ではなく、日常生活の史料（寺院

日記)の中に自死がどのように記録され、どのような対応がなされたのか、さらに自死者とその家族や周辺の人たちがどのような眼差しでみられていたのかを読み取ってみたいと思います。

というわけで、清水寺と知恩院の寺院日記に焦点を絞ってお話していきます。史料編の一枚目に写真を載せています。まず、清水寺です。江戸時代、清水寺の寺務を担当した成就院というお坊があるのですが、そこに元禄七年(一六九四)から文久年間(一八六一〜六四)までの日記が残されています。二〇〇冊程ありまして、清水寺門前で起こった出来事や、京都町奉行とのやり取りなどが記録されています。現在、これらの記録は『成就院日記』として解読されています。史料集として第二巻まで出ています。おそらく刊行が終了するのは、一〇年か二〇年後、もっと先になろうかと思えます。そしてもう一つは、知恩院の役僧による寺務日記『日鑑』です。元禄二年(一六八九)から現在まで記録されています。これも史料集として、約四〇年前から編纂が開始され、三〇巻まで出ています。

これらの寺院日記は、今回のテーマである「自死」のみならず、元禄年間から現在に至る京都の歴史を考えていく

うえで欠かせない史料です。江戸時代の研究は、武士や町人を中心とした歴史が多いのですが、江戸時代の寺院の歴史もこうした記録類から考えないといけないという研究段階にあるといえます。また、京都東山には清水寺、知恩院のほか、例えば八坂神社や建仁寺、妙法院や泉涌寺など、かなりの日記が残されておりまして、これらを読んでいくと、今日お話しする以上の東山地域の生活史がよくわかってきます。今回は、刊行された史料集の清水寺『成就院日記』、知恩院『日鑑』の中から、自死に関する記録を取り出してお話をさせていただきます。そこで、はじめに資料の表をご覧ください。表Aは清水寺『成就院日記』で、元禄七年から天明三年(一七八三)まで九〇年ほどの記録の中で自死や心中について記されている記録を一覧にしたものです。この後、記録の続く幕末まで関係記事はおそらく出てくると思います。そして表Bは、知恩院『日鑑』に出てくる自死の記録です。これも明和三年(一七六五)まで、幕末まで百年ほどの未刊行の記録を読んでいくとまだまだ事例として出てくると思われまます。ここで両者の違いですが、日記の性格上、清水寺『成就院日記』は門前のことがたくさん出てきますが、知恩院『日鑑』は、京都市中の

末寺での出来事がたくさん書かれています。少し性格がかわってきますが、どちらも京都の自死の実態を知る重要史料です。では次から具体的にみていきましょう。

1 清水寺門前・知恩院門前と心中・相對死

(1) 清水寺門前の心中(新歌舞伎の題材から)

なぜ最初に心中を取り上げたかと申しますと、この清水寺・知恩院の日記が書き始められた元禄時代というのは、心中が流行した時代です。流行し、規制されていく過程が実際に史料から見えてきます。そういうことで最初に心中を取り上げます。

取っ掛かりに、清水寺門前の心中を取り上げた歌舞伎の題材を紹介しましょう。「ひとり来て、ふたり連れ立つ極楽の、清水寺の鐘の聲、九つ心くらき夜に、捨つるこの身はいざ鳥辺野へ」。これは岡本綺堂の「鳥辺山心中」という大正期につくられた新歌舞伎のなかの一節です。舞台は江戸時代も初めのころ、寛永三年(一六二六)の京都です。後水尾天皇が御所から二条城へ行幸するにあたって江戸から將軍徳川家光がやってくるのですが、それに随行した旗本菊地半九郎が計らずも同僚の弟を切り殺してしまったこ

とから、身の置き所がなく、京都の遊女お染と心中するというシーンです。こういった心中が元禄時代から増えつつありました。皆さんも、それら心中を題材とした人形浄瑠璃で近松門左衛門の「曾根崎心中」が流行ったことでも存じかと思えます。

では、この時代、実際に心中がどれほどあったのかということは、なかなか浄瑠璃以外の記録からは見えてきません。その中で、谷口眞子氏が「殉死・仇討ち・心中」(島蘭進他編『シリーズ日本人と宗教 近世から近代へ3 生と死』春秋社、二〇一五年)という論考の中で、京都町奉行の記録類から、一年半の間に心中事件が九〇〇件起こっていたと分析されています。ものすごい数になります。それだけ元禄時代に心中が流行し、それに対応するために幕府が心中を禁止する法令を出すことが知られています。が、実際の記録類からはなかなか流行から禁止への流れを追うことが難しいのです。ただ、今回ご紹介する清水寺『成就院日記』を見ていくと、そうした流れとともに、お寺や京都町奉行がどういう対応をしたのかがわかりますのでご紹介します。

(2) 清水寺門前における心中事件

表Aの九〇年の中で心中事件は五件あります。本当はもっとあったのだろうと思います。

まず元禄一五年(一七〇二)五月二日に起こった事件から見ていきます。史料編の二頁の①です(以下、レジュメ頁・番号省略)。「今二十一日昼五つ時分、三町目笹屋権右衛門所にて抱えの茶立女ちやう(ちやう)と申す二十七歳に罷成り候者を、東寺内相(間)之町通り五条下ル大津町ゑびす屋平兵衛と申す者、ちやうを突き殺し、その身も自害仕り相果て候」と、平兵衛と遊女ちやうの心中事件を、町年寄が京都奉行所へ報告をします。京都町奉行は検使(検死役)として三名を派遣します。ここで亡くなった二人はどうなるかというと、平兵衛の死骸は親の宗林が預かり、ちやうの死骸は小兵衛へ預けられました。この小兵衛というのは茶立女、つまり遊女だったちやうの身元引受人です。このように、清水寺の『成就院日記』には誰がどこの様に亡くなって検使が行われて、亡くなった人がどの様に扱われたかがかなり細かく書いています。レジュメに経過を書いておきました。①平兵衛がちやうを殺害しそののち自害する。②町年寄から公儀(京都町奉行)へ報告。

検使(寺田・脇山・雑色)派遣。③現場となった権右衛門の家内・町人、心中者の親、請人、妻子へ聞き取り。④ちやうの死骸は請人の小兵衛、遺留品は兄長九郎(勢州中川原村)が来るまで年寄らが預かる。平兵衛は親の宗林が預かる。ここで確認しておきたいのは、心中者の死骸は、検使の後、親や関係者へ引き取られるということです。ちなみに、平兵衛は妻子がいながらにして心中を図ったことになります。これが合意の上でなのか、無理心中であったのかにわかに判断できません。

次に、宝永五年(一七〇八)閏正月一四日に起こった事例です。平兵衛と茶立女のちよが共に亡くなった事件です。経過をまとめますと、①平兵衛が脇指でちよを殺害、その後、自害を試みるも果てず(未遂に終わる)。②公儀(京都町奉行)へ報告。検使(岡村・脇山・雑色)派遣。③手疵を改め、親・請人への聞き取り。④ちよの死骸は親・請人へ引き渡す。平兵衛は、町へ預けるよう指示。ところに、平兵衛死亡。平兵衛も請人に渡すとの通達。このように、心中は果たせなかったものの、直後に死亡し、死骸はそれぞれ親・請人に引き取られたようです。先ほどの元禄一五年の事例と似たような事例です。どちらも親や関係者に

引き取られているということに注目しておきたいと思えます。

次に、享保一九年（一七三四）七月一五日の事例です。

男女の名前は不明ですが、①四町目六波羅道一丁程南で心中が発生し昼時に発見される。四町目から二条（京都町奉行所）へ通報。②検使（中村）が来て検死し、親類が呼び出されて吟味。夜丑刻に済み。とあり、これ以上のことは書かれていません。

続けて、明和七年（一七七二）五月六日の事例です。この時から、事情が少し変わります。心中者の男は素教（二条東法皇寺の僧カ、二〇歳？）、女はおの（弁天町久米屋元右衛門娘、一六〜一七歳）。経過は次の通りです。①清水寺仁王門南の端にて、素教がおのを殺害し、自害。②京都東町奉行へ通報。検使（浅賀・芝田・雑色等）派遣。③法皇寺役者納所役人（村上）・弁天町年寄を呼出して吟味。④死骸は取り捨てる様に指示。つまり、心中が発生して身元が判明し、そのあとどうなったかというところ、それぞれの死骸が関係者に引き取られることなく捨てられたというところになります。またここで興味深いのは、そのあと二人が亡くなった現場がどのように扱われたかということです。

事件発生から三日後の日記には「仁王門変死場所土三尺堀、土においては入替え、敷石等も取替えおらざりければ、石屋穢れの分をけづり取り、板柱等洗浄め塩水にて相改め、もつとも板柱もけづり改め塗直し申し」と書かれおり、亡くなった現場を浄めていることが確認できます。これはもう一つの事例を見た後に考えてみたいのですが、元禄年間から享保年間のあいだに心中に対して何か対応の変化があったと思われる。

続けて次の事例をみていきます。明和八年（一七七二）六月二二日の心中事件です。男が宇兵衛（室町六角下ル所平野屋忠兵衛甥、二四歳）、女がとみ（祇園町木屋平次郎抱茶立奉公人、二二歳）です。経過は、①榎木坂の茶見世裏の桜木に首縊の男と、道端に倒れて死亡している女を水汲み人が発見。②五郎兵衛・年寄らが出て、死骸警固。町奉行へ通報し、検使（早沢・山内・雑色）派遣。③各通りの年寄・五人組を呼出して吟味。死骸は取り捨てる。

さて、この事例では二人がどのように心中に至ったのか、その過程が少しだけ書かれています。その記録では、「とみ・宇兵衛兩人二二日の夜四ツ時過同道にて罷越し、酒を給い、裏より河原へ涼みに出候故、跡より人を付け候とこ

ろ、見失い行衛相知れ申さず故、方々相尋ね候ところ、今朝清水瀧下道に男女相果て居り候由風聞承り、見届け候ところ、右兩人に相違これ無き由につき」とあります。つまり二人はお店でお酒を飲んだ後、涼みに出たまま行方不明となり、翌朝発見されたということが判明します。ここで、酒を飲んでということが、このあとに見ていく自死の事例でもポイントになってきます。ちなみに、この事件は記録を見ると「変死」という扱いになっています。

ここまでが、清水寺の門前で起こった九〇年のうちの五件になります。本当はもっとあったと思いますが、記録上は五件です。続いて知恩院『日鑑』の記録を見て行きます。

(3) 知恩院『日鑑』にみる心中

まずは宝永二年(一七〇五)二月一八日の事件です。男は西寺町善想寺同宿(僧カ)、女は茶屋抱女(石垣町灰屋四郎兵衛方)です。詳しい経緯はわかりません。ただ、このお坊さんは学問のために関東に下向するという書置きを残して善想寺からいなくなりました。その数日後に心中しているところが発見されました。関東に下るといのは、当時浄土宗のお坊さんは関東の浄土宗寺院で勉強するとい

うことになっていましたので、おそらくそのために行くといっておきながら、四日後に心中したということがわかります。

次に、享保六年(一七二一)七月七日に起こった事件です。男は田村権八(家臣)、女はしげ(佐野屋儀右衛門養子娘)です。経過をまとめると、①祇園新地末広町八幡屋市三郎借屋にて、田村権八がしげを刺し殺し、自分も剃刀にて自害を図る。ただし権八は死なず。②検使(平川・萩野)派遣、知恩院からは加藤・道円という僧が派遣。③しげ死骸は、親に下し置かれ「勝手次第」。この「勝手次第」というのは、自由にしてよいということです。おそらく田村は請人へ預けることになったと思われる。ここまではわかりません。

続けて、享保九年(一七二四)七月一八日の事例です。西園寺・同塔頭が知恩院へ登山して報告した内容です。近所で男女が「相死」した。いずれも西園寺の旦那であったのですでに葬ったあとだった。けれども、「公儀からの仰せ」によりわざわざそれを「取り出して捨て」たことが報告されています。ここで、明らかに、享保六年と同九年のあいだに、心中に対して何かしらの対応の変化があったこ

とにお気づきの方もおられると思います。

そこで、続けて享保九年（一七二四）九月一〇日の事例を見ます。これは、源七という芝居役者の山本彦五郎下人と、しこのという宮川筋四丁目湯屋弥兵衛の妻の「相死」事件です。しのは死亡しますが、源七は生きながらえて非人身分に落とされて小屋へ送られました。なお、しの死骸は、親元に引き取られるのではなくて六波羅野に「取捨て」られます。

最後に明和三年（一七六六）三月二一日の記事です。記録を読んでみますと、「西寺町西方寺登山、去年、祇園林において心中いたし生残り候男、愚寺旦那故、除命相願い候付、江戸伺いに相成り、この間死罪に仰付けられ候、これに依り御届申上げ候旨なり」とあります。当初、西方寺が心中を図った旦那の男の助命嘆願をしましたが、それが叶わず死罪となったことがわかります。この段階では、心中は罪であったということです。やはりここでも明らかに享保年間のあいだに、心中に対する考えや対応ががらりと変わったということになります。

では、それは何かというと、幕府による心中者の取り締まりです。享保七年（一七二二）、幕府は流行する「心中」

を「相对死」と改称し、厳しい取り締まりをはじめます。

その内容は「公事方御定書」（五〇番）に記されています。どういったことが書かれているかといいますと、それは全三ヶ条になっていて、①不義で「相对死」した者の死骸は「取捨て」て吊ってはならない。また一方が存命の場合「下手人」（殺人犯）とする。②双方が存命の場合は、三日間晒して、「非人手下」（非人身分）とする。③主人と下女が「相对死」をし損じ、主人が存命の場合は「非人手下」とする、というものです。この後、享保八年以降も断続的にこの定書が出てくるのですが、享保八年の分には付帯条項がありまして、片方が存命した場合、絵草子や歌舞伎、狂言にしないようにとあります。ここで初めて心中物と呼ばれて流行になりそうな心中行為を防ぐため、幕府はそれを題材にしないようにと規制していくわけです。元禄以降、「心中」を美化し、流行させまいとする幕府側の意図が見えてきます。清水寺や知恩院のまわりで起こった心中事件もこの法令に従って厳密に対応していることがわかります。先ほどまでみた記録の中の心中事件を並べてみるとよくわかるかと思えます。

ただし、ここまで処罰の対象になった心中行為ですが、

それでもなくなりません。つまり、死を選ぶ人が江戸時代も多かったということです。享保以降の史料はまだ全て確認していませんが、心中という言葉は「相死」とか「相對死」という言葉に変わっていきます。言葉のレベルでも心中を使わせないということになっていきますが、実態としては発生し続けるということになります。

2 寺院日記にみる自死者とその周辺

さて、心中は男女が結ばれないから死を選ぶという目的が明確なのですが、記録上ではそれが詳しくは書かれていません。淡々と事件の対応が記されるだけです。ところが、心中と比べて自死の場合は、少し事情が書かれていることがあります。

さて、ここで繰り返しになります。心中を除く、江戸時代の自死を扱った研究はほとんどありません。その中で、菅原憲二氏の「老人と子供」(『岩波講座日本通史 近世』³)第十三巻、岩波書店、一九九四年)という論考が注目されます。これは、元禄期の京都に子ども、老人がどの位いて、どの位の人が死を選んでいるのかということを研究されたものです。菅原氏は、京都町奉行の町代の記録史料から貞

享四年(一六八七)から正徳元年(一七一)までの自殺や変死者の統計をとられています。それをレジューメに引用しました。表2は、左が自殺等変死の数で、中央が行方不明、右が欠落です。貞享四年、元禄八年、元禄一三年、正徳元年それぞれの数が載っています。貞享四年の自殺者数は四五人です。これは上京か下京かはわからないのですが、どちらかです。その中で、一五歳から五〇歳の人が二五人です。かなり狭い地域で四五人というのは多いと思うのですが、元禄八年が七人、元禄一三年が二人、正徳元年が二人と数にばらつきはありますが、やはり江戸時代の京都の都市部で自死を選ぶ人が多かったことがわかります。表3は、老人の自殺の要因をあげています。貞享四年は四五件のうち老人自殺は一三人いたらしく、その中で理由を探ると経済的貧困と病気が多いです。この傾向は清水寺と知恩院の記録を見ていく中でも近いものがあります。

さて、表Aをご覧くださいますと、清水寺『成就院日記』での自死事件は、九〇年間に五九件発生しています。これは心中・相對死を含めた数です。知恩院『日鑑』の方は八〇年位のあいだに四五件です。実態の数はもっと多いと思います。あくまでも記録に残っている数ということをご承

知ください。年齢を見ますと、二〇代から五〇代、たまに六〇代です。やはり働き盛りの人が死を選んでいることになりまます。発見されている場所が多いのは、清水寺の山中や門前の六波羅野周辺であつたり、山中の道筋から少し外れた所であつたりです。

では、ここから自死者がどのような経緯で亡くなつていったのかについて史料を読みながらみていきます。

(1) 清水寺『成就院日記』にみる自死(表A)

まず、清水寺『成就院日記』の場合です。史料の六頁下段の史料で、元禄一〇年(一六九七)一月五日の事例です。「一、四町目津国屋九郎三郎儀、当十月より相煩(患)い居申し候、その上両親もこれあり、子共(供)多く、身上成り申さず候につき、その儀を苦勞に致し、今朝六ツ時分自害致し候得共、相果て申さず候」とあります。つまり、この津国屋九郎三郎は自殺を試みますが、未遂に終わったようです。ですから、この記述は、九郎三郎に事情聴取した内容を含んだ記録ということになります。そこで、自死に至った状況を読み解けば、病気を患っていた、その上両親、子どももいてこれ以上暮らしていけないので死を選ん

だが死にきれなかったということになります。一連の自死者の記録を見ていて、ここまで理由を書いてあるのはなかなかありませんので、この史料は興味深いものがあります。その後の経過も読んでみましょう。「九郎三郎身上苦勞に存知し、自害致し候段御聞届け遊ばされ候条」とあるように京都町奉行に報告され、その後「疵養生致し、快気仕り候はば重て申来り候様にと仰付け候」と、もし元気になつたのであればまた報告するようにとあります。これが一月五日条なのですが、それから一六日後の一月二二日の記事には、「四町目津国屋九郎三郎、手疵快気仕り候につき、今日御公儀へ御断り申上げ候処に御聞届け遊ばされ、手疵快気の上は、御構これ無し」とあり、傷が癒えたのだつたらお咎めもすることもないということです。この事例からは、病気になつて両親もいて子どももいてという状況で生活していくことが苦しかったのであろうということが見て取れます。こうしてみても、現代と容易に比較はできないのですが、江戸時代も現代に近い状況があつたのだらうと思えます。

続いて、元禄一二年(一六九九)の事例です。これは武士の事例です。「昨十八日昼七ツ過二大仏渋谷町と清水寺

領との境谷間に、年来三十才計男自害致し未だ相果て申さず候」とあります。清水寺領と大仏渋谷町（史料編三頁の地図参照）で三〇歳くらいの男が自害したけれども生き残って発見されたということです。「渋谷町九郎兵衛と申す者見付け、清水寺門前へも知らせ申すにつき、早速欠（駆）付、両町立会様子見届け、所を相尋ね候へば、大津御蔵奉行衆の由来の由申すにつき」とあります。大津からやってきて渋谷町のところで自殺を図ったということです。そして、「その趣口上書致し、大仏渋谷町と清水寺当三町目立会い、御公儀へ御訴え申上げ候ところに、御檢使として大嶋弥助殿・寺田利左衛門殿御出、雑色沢与右衛門立会い、手疵御改め、自害人文右衛門口上御聞成され候ところに、大津御蔵奉行藤浪猪之助家来にて、生国は江州志賀（野洲カ）郡立花村の者にて御座候」ということが判明します。この大津御蔵奉行というのは、幕府領の近江国大津には代官所が置かれていまして、その隣に近江等の幕府領から納められる年貢を集約する蔵があるのですが、文右衛門はその蔵を管理している奉行の藤波の家来であったのです。記録の続きには、「すなわち奉公請人は大津松本かごかき善兵衛と申す者にてこれある由、すなわち今朝六ツ時分相果て申し

候」と、身元引受人のことや、発見された時、文右衛門はまだ亡くなっていなかったのですが、翌日亡くなったということがわかります。その後死骸は、請人の善兵衛・自害人の兄平兵衛の元に送り届けられたということです。

さて、これらの記述だけでは、文右衛門がなぜ自死を選んだのかはわかりませんが、実は渋谷町の領主であった妙法院門跡の役人の日次記に同じ事件が記録されています。そこでの経過をまとめますと次の通りです。渋谷町九郎兵衛が、脇差で切腹していた文右衛門を発見。まだこの時、文右衛門は生存し、本人が供述。瘡を患っていた文右衛門は、主人の江戸下りに際して、暇願いを出したものの認められず、七月九日の江戸下りに同行するべきところ、道中にて欠落（逃走）。そして、一六日の晩に請人の大津松本の善兵衛方へ戻った際に、主人から「文右衛門を発見次第切り捨てるように」との命令があったことを聞き、「身の置くところ御座なく」自害を選んだということになります。つまり、病気であったということ、そして自分が武士として矜持があり切腹を選んだということが、清水寺『成就院日記』と妙法院の記録をあわせることで判明するわけです。続けて宝永五年（一七〇八）七月一三日の記録です。大

津海道恵頓坂東で往来者が首縊をしている長左衛門を発見します。検使が派遣されて、このとき「書置等」（遺書）が見つかったことから身元が判明し、長左衛門の妹婿（二人）が呼び出されて吟味がなされます。その後、遺留品を受け取って死骸は清水寺墓地へ埋葬されたようです。

次は宝永五年から四〇年後の延享五年（一七四八）です。読んでみましよう。「老丁目末広屋才次郎祖母、今朝首縊り相果て候由、鼠屋八郎兵衛注進申し候故、早速左伯罷越し見分致し」とあります。左伯というのは清水寺側の役人です。続けて、「年寄権兵衛ならびに町内のもの、隣家才次郎家内之もの相尋ね候処、祖母尼名清圓と申し七十一に成り候」と、亡くなったのは七一歳の清圓という老女でした。事情聴取をしていく中で「次郎兵衛病氣前より相煩い罷在り、次郎兵衛病死以後、弥病氣勝、常に病人長々の事に御座候」ということが判明します。どうも息子であった次郎兵衛が病氣を患って亡くなり、母親である清圓が病氣がちになったということです。そして、「昨日は別て機嫌もよく酒など給、次郎兵衛後家ゆく・孫才次郎へも盃など仕り心よく見え申し候、夜中も処より機嫌よく、常より夜更まで酒給罷在り仕廻し候て」と、次郎兵衛後家と孫

にも酒を進めるなど、夜遅くまで酒を飲んでいたようです。ところが、「皆臥り候て間もなく、壬生辺火事これあり、いよいよ夜更晩に至り家内臥り候故、今朝は少し寝過ぎ候、五時過に皆々起き出し」、そこで発見されたこのことでした。このあと検使をどうしたとか役人を迎え入れたとか、検死をしたことなどがかなり詳しく書かれています。書置きなどもなかったのですが、やはり息子が亡くなったあと病氣がちになったということが書かれています。清圓がかかっていた医者にも吟味しています。ここでも病氣ということ、お酒ということがポイントになるかと思えます。

（2）知恩院『日鑑』にみる自死（表B）

では、知恩院の『日鑑』には自死記録がどう出てくるかをみていきましょう。

まず一つ目の事例です。ちなみにこれは大坂の事例です。宝永四年（一七〇七）正月に大坂の生玉寺町一乗寺念誓が自害未遂を起こしたと本山に連絡がありました。疵浅くて相果てる様子になく養生して元気になったということです。自害の事件が発生したという本山知恩院と発見したお寺のやりとりでは、このお坊さんが乱心で自害したのではない

かと書いています。本人の供述が取れない場合は「乱心」という言葉で表現されることが多いようです。実際はどうかというより、役人がそう評価・推定・断定をしたということになります。

次は享保三年（一七一八）の事例です。これは知恩院門前で亡くなった事例です。「門前石橋町森岡瀬平借屋沢田玄碩と申す医師の妻、昨夜中何時共知らず、自害致し候につき」と、医者（の妻）が亡くなったということです。経過をみますと、「検使兩人八ツ時参り、詮儀の上、早速相済み候、公儀へ死骸申請のため参り候ところ、すなわち（死骸を）下され、刀指も下され候断り、両代官登山、届これあり」と、検使がやってきて吟味が終わったあと、町奉行の方に死骸が置かれていたのを引き戻すために参って、医者の方へ渡されたということです。ここまでで話が終わればいいのですが、その後、自死にいたる理由が見え隠れします。つまり、「右ハ手前貧人、その上夫婦中に不和の様子もこれあり候由、然れども、病氣・貧人故と玄碩申し立て、相済み候由」、貧しく夫婦仲が良くなかったということなのだけれど、亡くなった理由として夫の玄碩は、病気で貧しかったという理由を申し立てたということが書かれています。

ます。夫玄碩が夫婦不和のことについて述べていないことが気になりますが、自死に至った理由が自死者の周辺で「決定」されてしまうことがわかります。

では最後に、寛保元年（一七四一）四月一七日の事例です。知恩院の山内に僧坊がたくさんあるのですが、その中に常称院というお坊があり、そこで入水があったという報告がなされています。養心という人物が病気で、縁のある知恩院山内常称院で養生していたところ、突然、井戸へ入水してしまいます。寝所にいなくて、普段は軒先に草履が置かれているのだけれどその日は井戸の前に置いてあった。そこで入水だろうということで町奉行に通報したようです。本当はそこで町奉行が出勤するのですが、町奉行が出勤するのは死骸が発見されてからです。この時、まず死骸を見つけて、井戸から引き揚げなさいというやり取りがあつて、熊手で引き揚げます。そこでようやく検使役がやってきます。最終的に知恩院の山内へ土葬されたようです。

以上、駆け足で事例をみていきましたが、こうした記録類をみていくと、自死が起こった記録以上に、その理由や対応が少なからず記述されていることがわかりました。それは、未遂者であれば本人の供述が記録に反映されること

もありますし、遺書などの書置きが残っていれば、それも記録されることがあったでしょう。ただし、何も証拠がない場合は、残された側の推測がそのまま記録されることになりません。当然、検使は事件でないかを吟味するでしょうけれども、このように、自死者が死を選んだ直接的あるいは間接的記録が、日常の日記に記されることを確認しておきたいと思えます。

(3) 自死者のゆくえ―晒し・供養・埋葬・取り捨て―さて、ここで自死者のゆくえ、つまり自死者が自死のあとどう扱われてきたのかを振り返ってみておきたいと思えます。

心中の場合は、先ほどみましたように、享保七年・八年を境にして当人たちの意向とは別に死体は捨てられます。そこで清水寺門前・山内および知恩院・末寺における自死(首縊・自害)の場合の対応を改めて考えたいのですが、身元が明らかにならなかった場合や未遂の場合、本人への事情聴取がおこなわれますのでその様子が記録されます。自死に向かった経緯では飲酒の後に自死に至る場合が結構多いです。茶屋で飲酒していた人のうめき声があるので部屋まで

行くと自死していたという事例もでてきますので、これもポイントになると思います。もう一つは、貧困・病気など経済的要因が自死につながっていく場合です。

ところで、身元不明の自死者があった場合どうするかというところ、三日間門前に晒します。そして関係者が見当たらなければ墓地・無縁塚へ埋葬されます。表A・Bに死者の名前を書いていますが、名前がわからず何歳男とか書いているのは、身元がわからなくて三日間晒した後、埋葬された人たちです。寺院の近くで自死を選んだ人は、最後に寺院で弔ってもらうということを期待した可能性が高いです。記録には最後にお坊さんが読経をあげるということもでてきますので、京都の人たちはその対応を日々みていたのかもしれません。

また、ここでご紹介しておきたいと思いますが、清水寺では皆さんもご存じのとおり、「清水の舞台から飛び降りる」が有名です。『成就院日記』は「飛び落ち」という表現で、願掛けをして飛び降りる人が記録されています。この「飛び落ち」で運悪く亡くなった人もやはり三日間晒します。晒して身元がわからない場合は無縁塚に埋葬します。三日間晒すというのは、見せしめではなくて、関係者がい

ないかどうかを確認するという事です。先ほどの心中で三日間晒すというのは意味が違ってきます。つまり、自死者も心中・相對死者も三日間晒すという点で対応は同じですが、そこに向けられる視線は変わります。心中はやっではないけない死に方ということで幕府から規制をかけられて、犯罪者に近いまなざしで見られる、死体の対処の仕方、も変わっていくということです。しかし、自死に関しては、史料を確認してきましたように、異常な亡くなり方というようには書かれていません。もちろん、その場を浄めるという行為があつたことは先に確認した通りですが。

最近の自殺予防の本などを見ていると、「今と昔を比べていくと現代においてこれほどまでに自殺を忌み嫌うのはおそらく生産的でないというネガティブなイメージ」ですが、それは現代のことで、「近代以前はここまで自殺について忌み嫌うということはないか」と書かれています（清水康之・上田紀行『自殺社会』から「生き心地の良い社会」へ）講談社文庫、二〇一〇年）。清水寺などの史料をみていきますとそういうことは確かにいえるのではないかと思います。

また、亡くなった方が、病気だったり貧困だったりする

場合は史料上でも割に記述されるのですが、死因・要因が全く分からない場合は町奉行や周辺の人たちが「狂気」という表現で原因を推測・断定していきます。これが近代に移行するにしたがって、どのように捉えられていくか、それは自死者やまわりの家族に対する眼差しと関係していくと思われれます。近年、明治時代以降の自死の歴史的研究が進みつつありますが（貞包英之・元森絵里子・野上元『自殺の歴史社会学 「意志」のゆくえ』青弓社、二〇一六年）、もう少し江戸時代の状況から詳しくみていく必要もありそうです。これは今後の研究課題です。

おわりに

繰り返しになりますが、江戸時代の自死に関する研究のみならず史料にもほとんど目が向けられてきませんでした。今回、清水寺や知恩院の史料を見て行く中で、そうした自死者に関する記録からその実態の一端をご確認いただけたかと思えます。私自身、江戸時代において死を選んだ人がどういう状況にあったのかということを丹念に見て行く必要があると痛感しました。残されている断片的な古文書や記録ではなくて、日常の事務記録を見ていくと、それが見

えてくるのではないでしょうか。このテーマを調べていく中で、今回は京都という都市部の話を申し上げましたが、例えば農村部でも自死の問題はあります。滋賀県の古文書を調べていまして、やはり対応は同じで、村で亡くなった場合も、役人が来て検使をします。私が見たことのある史料では、実況検分をリアルな絵で描いているものもありました。ただ、都市社会と村社会、それぞれの環境の違いが自死を選ぶに至る原因の違いとして表れる可能性もあります。今後、都市と農村を比較しながら考える必要もあると考えております。またそれが近代になってどのようにつながっていくのかも考えていかないといけないと思っております。

また、亡くなった人が生きている人に影響を与えるというのはどの歴史でも当たり前なのですが、亡くなった人の家訓を大事にするということが深谷克己氏の『死者のはたらきと江戸時代 遺訓・家訓・辞世』（吉川弘文館、歴史文化ライブラリー、二〇一四年）という本で説明されています。清水寺や知恩院の中で亡くなった人たちの周辺の人たちがその後、門前でどのように生きていったのか、そういう視点で「死者のはたらき」、亡くなった人が生きてい

る人に、つまり自死および自死者が社会にどういった影響を与えたのかということもみていかないといけないと思えます。

表A 清水寺『成就院日記』にみる自死関係記事
(元禄7年(1694)~天明3年(1783))

番号	和暦	西暦	月日	死因	死者	場所
[1]	元禄9年	(1696)	12月29日	首縊	とめ(伏見屋カ源左衛門女房)	御杖屋小兵衛借家
[2]	元禄10年	(1697)	正月29日	自害未遂	八助(烏節野実蔵院住持惠堂坊下男)	四丁目津国屋九郎右衛門所
[3]	元禄10年	(1697)	10月23日	首縊	某	延念寺の山
[4]	元禄10年	(1697)	10月28日	首縊	源兵衛(50才計の坊主、小川通本蓋願寺下ル町小間物屋)	中山大津道東
[5]	元禄10年	(1697)	12月5日	自害未遂	四丁目津国屋九郎三郎	(居宅)
[6]	元禄12年	(1699)	7月18日	自害未遂	文右衛門(大津御蔵奉行藤浪猪之助家来)	大仏浜谷町と清水寺領境
[7]	元禄12年	(1699)	閏9月23日	自害	長右衛門(榎木町通魁屋町東へ入ル町大和屋源兵衛下人)	三町目木瓜屋平右衛門借屋長兵衛
[8]	元禄15年	(1702)	5月21日	心中	長(三丁目笹屋権右衛門茶立女、27歳)、素ひす屋平兵衛(東寺内相之町通り五条下ル大津町)	三丁目笹屋権右衛門所
[9]	元禄16年	(1703)	3月1日	首縊	嘉右衛門(40才計、大坂あしわけ橋武丁目京屋)	下山深谷
[10]	元禄16年	(1703)	7月15日	首縊	市兵衛(烏丸通姉小路上ル伊勢屋嘉兵衛下人)	中山道瑞松ノ木
[11]	宝永元年	(1704)	8月6日	自害	福原市兵衛(24~5才、松平薩摩守殿家来村田平右衛門若党)	清水寺領内、執行・目代持地堂山の南鐘撞田
[12]	宝永元年	(1704)	10月11日	首縊	40才計男	中山海道筋より三町計東の山楢
[13]	宝永2年	(1705)	2月22日	自害未遂	丸兵衛(松原通宮川筋五町目北西角餅屋喜兵衛下男)	六波羅筋北側仁徳寺領茶の木畑
[14]	宝永2年	(1705)	4月19日	自害未遂	丸屋四郎兵衛(四町目山形屋治兵衛借屋)	居宅
[15]	宝永2年	(1705)	11月4日	自害	半介(河原町新三本木松平豊後守殿家来井川宗休下人)	本堂大錢箱の脇
[16]	宝永4年	(1707)	2月19日	自害	70才余りの男	引地谷
[17]	宝永4年	(1707)	7月14日	首縊	24~5才	中山引地の南
[18]	宝永5年	(1708)	閏正月14日	心中(未遂)	半兵衛(六坊義興院下人、28才)、ちよ(三町目折屋清兵衛方茶立女、22才)	三町目折屋清兵衛方カ
[19]	宝永5年	(1708)	3月22日	首縊	50才計男	下山深谷の松木
[20]	宝永5年	(1708)	7月13日	首縊	長左衛門(54~5才)	大津海道筋惠頓坂の東の方
[21]	宝永6年	(1709)	7月27日	自害	備後三好の次工彦兵衛(35~6才)	大谷西赤土谷畑中
[22]	宝永7年	(1710)	6月9日	首縊	54~5才の男	引地ノ南藤ヶ谷
[23]	宝永7年	(1710)	9月7日	首縊	40歳計の男	山中之道筋より三捨間程東
[24]	正徳元年	(1711)	5月25日	自害未遂	四郎兵衛(丸太町通堀川西へ入ル町総屋半左衛門手代)	六波羅野海道筋より2町間計南畑中
[25]	正徳元年	(1711)	8月26日	自害	伊兵衛(寺町通五条上ル町本屋上止兵衛甥)	六波羅野松原通より3町間程南慈心院畑地
[26]	正徳2年	(1712)	正月21日	首縊	喜兵衛(四町目柏屋妙祐借屋)	居宅2階
[27]	正徳2年	(1712)	3月28日	首縊	60才余りの男	中山盗入水之谷往還筋より3町間計西
[28]	正徳3年	(1713)	12月16日	首縊	半兵衛(30才計、三架通柳馬場西へ入ル八幡屋勘三郎手代)	中山道筋より一町西の松木
[29]	享保3年	(1718)	2月23日	自害未遂	嘉兵衛(新町通松原上ル町鴨屋平兵衛下人)	三町目老海左衛門方
[30]	享保3年	(1718)	2月29日	首縊	22~3才男	下山引地谷の水木
[31]	享保3年	(1718)	4月12日	首縊	大工左兵衛(37~8才、東洞院松原下ル町吉野屋五兵衛借屋)	下山深谷の松木
[32]	享保3年	(1718)	12月9日	自害未遂	宇兵衛(奥州仙台南町百姓八之丞侍)	(居宅)
[33]	享保5年	(1720)	2月6日	自害	弥兵衛(25~6才、江州彦根井伊掃部頭殿小役人斎藤従右衛門侍)	六波羅野堂山連より巻町程北の方谷川筋岸際
[34]	享保7年	(1722)	8月12日	首縊	道心者(40歳計)	引地墓地の野机の覆
[35]	享保7年	(1722)	10月29日	首縊	休也(四丁目総屋彦兵衛借屋の清兵衛親)	悲田院(預け)
[36]	享保8年	(1723)	4月9日	首縊	田舎侍(30歳計)	四町目角屋庄次郎借屋妙円裏屋敷
[37]	享保8年	(1723)	5月17日	首縊	そめ(三町目坂本屋小三郎借屋働人六兵衛女房、37歳)	居宅裏の竹縁欄干
[38]	享保9年	(1724)	6月18日	首縊	37~8才男	西門

自死者たちの江戸時代

[39]	享保12年	(1727)	5月11日	首縊	30才計の男	大津海道より7~8町程東の方字五僧音の松木
[40]	享保19年	(1734)	7月15日	心中	(不明)	四丁目六波羅道1丁程南の方
[41]	享保24年	(1736)	11月23日	首縊	(不明)	引地(墓所)
[42]	元文5年	(1740)	4月2日	首縊	(不明)	舞台欄干
[43]	延享4年	(1747)	7月3日	首縊	五茶坂乞食	大谷方馬町へ抜候道筋じやしさい畑(当院御領分)
[44]	延享4年	(1747)	9月27日	首縊	30才計の男(榎屋九兵衛手代喜六)	瀧之下る三丁程南の方下山の内
[45]	延享5年	(1748)	10月6日	首縊	清圓(孝丁目末広屋才次郎祖母、尼)	--
--	寛延3年	(1750)	5月1日	遺棄	子供	門前四町目西光寺門盛
[46]	寛延4年	(1751)	10月3日	首縊	六兵衛(51才、頂妙寺裏小屋頭長七下治兵衛召抱)	瀧の下三町程南の山内
--	宝暦9年	(1759)	正月8日	変死(遺体遺棄)	(不明)	--
--	宝暦9年	(1759)	4月24日	変死	男	山内瀧之南の方
[47]	宝暦9年	(1759)	5月21日	首縊	藤介(19才、堺町二条下ル丁松屋番七下人)	清水寺瀧の下る三町程東の方領分山内
--	宝暦9年	(1759)	9月15日	遺体遺棄	女子(出生2ヶ月)	本堂毘沙門堂下
[48]	宝暦9年	(1759)	12月29日	首縊	17~8才計の角前髪男	清水寺領内下山之内渋谷海道ろ巻町西
[49]	宝暦14年	(1764)	6月4日	首縊	40才計の坊主	下山
[50]	明和5年	(1768)	7月28日	首縊	20才計の男	清水寺領瀧の下る渋谷道筋南へ凡4丁計、道方東へ半丁程入込(大日山)
[51]	明和5年	(1768)	10月20日	首縊	58~9才計の男	清水寺瀧之下より武丁程南の方(大日山入口糞方)
[52]	明和5年	(1768)	12月5日	首縊	40才計の男	大日山の南山上
[53]	明和6年	(1769)	9月4日	首縊	30才計の男	榎木坂延命院敷の内
[54]	明和7年	(1770)	5月6日	殺人・自害(心中?)	20才計の男、16~7才の女	仁王門南端の間
[55]	明和8年	(1771)	6月22日	心中(首縊)	宇兵衛(堂町六角下加平野屋忠兵衛甥、24歳)、とみ(祇園町木屋平次郎抱えの茶立奉公人、24歳)	榎木坂の上の茶見世裏供料桜木、榎木坂道端
[56]	明和8年	(1771)	7月18日	首縊	長圓(四町目近江屋加兵衛借屋和泉屋孫兵衛妻やつ親、67才)	家内
[57]	安永3年	(1774)	11月29日	首縊	不明	引地の墓所
[58]	安永8年	(1779)	12月4日	首縊	40才計の男	境内地主権現社後高欄
[59]	天明3年	(1783)	12月4日	首縊	40才計の男(困窮者の妹)	上山清閑寺境渋谷海道より5間程東の方の松木

表B 知恩院『日鑑』にみる自死関係記事（元禄2年（1689）～明和3年（1766））

番号	和暦	西暦	月日	死因	死者	場所
[1]	元禄2年	(1689)	3月8日	自害	伊予国松源院(僧)	増田吉左衛門
[2]	元禄3年	(1690)	12月9日	自害	淨福寺弟子空音(道心者)	(淨福寺カ)
[3]	元禄10年	(1703)	3月18日	自害	(大坂)本笠寺(僧)	但馬(入湯)
[4]	元禄17年	(1704)	2月14日	自害・首縊	一心院衆中のうち称欣・淨西	(一心院カ)
[5]	元禄17年	(1704)	7月9日	自害	如來寺旦那の内の者	--
[6]	宝永2年	(1705)	2月17日	心中	西寺町善想寺の同宿(人)・茶屋抱女	石垣町灰や四郎兵衛の茶屋
[7]	宝永4年	(1707)	宝永4年正月	自害未遂	生玉寺町一乗寺念營	--
[8]	宝永4年	(1707)	宝永4年12月	首縊	良欣(近江八幡西光寺)	--
[9]	宝永5年	(1708)	7月22日	自害	北野淨福寺中玉林院長諸師匠伝長家仁兵衛	(北野淨福寺中玉林院)
[10]	正徳2年	(1712)	正月12日	身投	男子(寺中伝隆旦那之世侍・19才)	上善寺墓所の井戸
[11]	正徳2年	(1712)	4月28日	自害	宇治新町八嶋徳庵の侍	(淨國寺)墓所
[12]	正徳3年	(1713)	3月28日	首縊	道心者(無縁者)	淨教寺墓前
[13]	正徳3年	(1713)	9月2日	自害	淨國寺旦那大仏馬町塚屋栄一(尼僧)	--
[14]	享保3年	(1718)	7月12日	自害	沢田玄碩(医師)の妻	門前石橋町森岡瀬平借屋
[15]	享保4年	(1719)	7月1日	自害	柳原弥平次(大坂御番松平志摩守殿組)	無量寺門(弥平次旦那寺)
[16]	享保5年	(1720)	5月8日	自害	大光寺旦那	(大光寺カ)
[17]	享保5年	(1720)	9月7日	首縊	とめ(教安寺旦那椋屋伝兵衛内)	--
[18]	享保6年	(1721)	7月7日	心中未遂	田村權八、しけ(佐野屋儀右衛門養子嬢)	町内八幡屋市三郎借屋
[19]	享保8年	(1723)	3月15日	自害	權方の下女	縄手三縁寺墓所
[20]	享保8年	(1723)	6月26日	自害	栄順(江州沢山来迎寺弟子)	--
[21]	享保9年	(1724)	7月13日	自殺	念仏結衆(一人)	(上徳寺カ)
[22]	享保9年	(1724)	7月18日	相死	伝兵衛(西園寺旦那)・女(光福寺旦那)	--
[23]	享保9年	(1724)	9月10日	相死(未遂)	源七(芝居役者山本彦五郎下人)、しの(宮川筋四丁目湯屋弥兵)	三門前矢来門外石橋の上と下
[24]	享保10年	(1725)	6月14日	自害	寺町通美濃屋惣助手代功三郎(当山寺内樹昌庵旦那)	--
[25]	享保11年	(1726)	3月10日	自害	油小路松原下ル町市兵衛(悟真寺旦那)	--
[26]	享保11年	(1726)	5月15日	自害	善想寺旦那	--
[27]	享保11年	(1726)	8月7日	自害	善想寺称營	(善想寺)土蔵
[28]	享保13年	(1728)	9月28日	自害	善想寺塔頭惠蓮禮那	--
[29]	享保14年	(1729)	正月1日	首縊	宗貞(紙園新地元吉町大和屋善兵衛父、70才)	知恩院桜馬場並木
[30]	享保14年	(1729)	3月14日	首縊	27~8才の男	鐘撞堂鐘(撞)木兼せ之柵木
[31]	享保14年	(1729)	7月19日	自害	(身元不明)	本覚寺前墓場
[32]	享保14年	(1729)	9月29日	殺人・自殺未遂	安田了宅(医師)、井筒屋重三郎	四条木屋町武丁目吉文字屋さよ座敷
[33]	享保15年	(1730)	7月21日	自害	市郎兵衛親(専念寺旦那)	--
[34]	享保17年	(1732)	12月17日	殺人・自殺	摂鷗北畑西光寺笠營・弟子寛光	--
[35]	元文4年	(1739)	6月27日	切腹・身投	摂州池田柴原村安楽寺毫營	--
[36]	元文5年	(1740)	4月1日	自害	来迎寺看守智典	--
[37]	元文5年	(1740)	7月14日	自害	専念寺旦那	--
[38]	寛保元年	(1741)	4月17日	自害(入水)	兼心(知恩院山内常務院肉縁)	常務院井戸
[39]	寛保元年	(1741)	6月13日	自害	しる(智恵光院寮舎智福院旦那・上立先堀川西へ入町半兵)	--
[40]	延享3年	(1746)	7月5日	自害未遂	芸州広嶋清岸寺弟子伝海	旅館(紙屋吉兵衛方)
[41]	寛延3年	(1750)	4月29日	自害	とよ(天性寺中弁了取次旦那・河原町錦薬師上丹波屋徳兵衛嬢)	--
[42]	宝暦3年	(1753)	10月24日	身投	堺屋五兵衛母(79才)	四条河原
[43]	宝暦5年	(1755)	11月29日	自害	清八(新門前中之町和泉屋庄兵衛手代、23才)	和泉屋庄兵衛宅2階
[44]	宝暦6年	(1756)	9月5日	入水	道心者野鉢の者(6才計)	西園寺墓所井戸
[45]	明和2年	(1765)	3月27日	入水	山内先求院凉蓮	山内先求院井戸
[46]	明和3年	(1766)	3月21日	心中未遂	男(西方寺旦那)・女(不明)	紙園林

自死者たちの江戸時代

—京都東山の寺院日記から読み解く—

高橋大樹 (大津市歴史博物館)

はじめに (本講座の前提と見取り図)

■自死 (自殺) と現代社会

平成 28 年 (21897 人)。平成 10 年来、14 年連続 3 万人越え。ピーク：平成 15 年 (34427 人)。22 年ぶりに 22000 人を下回る。男性 > 女性：2.2 倍。30～69 才の各年代が割合的に多い。圧倒的に無職者。自殺の原因・背景について：「自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖」。厚生労働省自殺対策推進室公開情報 (警察庁提供の自殺統計原票データをもとに)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/jisatsu/jisatsu_year.html

■自死 (自殺) と歴史学

(1) 現代社会における自死 (自殺) への分析と対策 (法律・社会学・医学 [法医学・精神医学] など)
 ⇒歴史学では、自死 (自殺) をどうみてきたか：研究は非常に少ない。

むしろ、民俗学、考古学など、葬送・葬法・墓制研究、いわば死後の「扱い」に関する研究が進む。

近世史においては、武士層の切腹・精神文化に関する問題群へのアプローチ

⇒自死を通史的に扱ったもの＝モーリス・バンゲ『自死の日本史』講談社学術文庫、2011 年

西欧における自死問題との切り分け

(2) 中世における「異常死者」としての「自殺」[勝田 2006]

⇒經典に基づく僧侶の焼身・入水往生 (但しそれほど多くない?)。

死後の憑霊する死者、「自殺を「異常死」とみなす民俗的真意」。

(勝田至「さまざまな死」『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館、2006 年 (初出 1994 年))

※では江戸時代はどうか。死 (意識的な死) を個人的な問題ではなく、社会環境や時代的な問題、死を選ばざるを得なかった命の歴史はどうか。また、その周辺 (社会状況) や遺された家族や関係者。

■今回の講座で考えたいこと

- (1) 江戸時代における自死の様相 (心中、首吊り、自害の実態。武士層における「切腹」の文化ではなく)
- (2) 京都東山をフィールドに考えてみる。
- (3) 自死をめぐる史料の問題 (ポイントはこういった史料に自死は出てくるのか)
- (4) 自死者とその周辺、またその眼差し。

■考える材料＝寺院日記

①清水寺『成就院日記』＝成就院による寺務・公用日記 (門前での出来事、町触、門前町との往還文書)

⇒成就院による門前支配 (管理) の記録。元禄 7 年 (1694)～文久 4 年 (1864) まで 170 年分。210 冊。

②知恩院『日鑑』＝知恩院役者による寺務記録 (行事・末寺との関係)。往復書簡の控も含む。

⇒元禄年間～明治期 (以降も)

※門前管理のための寺院日記の存在。これは日常生活史料として欠かせない一級史料。その中での生と死。

[参考] 京都東山地域の寺院日記の存在。『妙法院日記記』



国土地理院 25000 分の 1 地形図より

1、清水寺門前・知恩院門前と心中・相対死

(1) 清水寺門前の心中 (新歌舞伎の題材から)

ひとり来て、ふたり連れ立つ極楽の、清水寺の鐘の聲、九つ心くらき夜に、捨つるこの身はいざ鳥辺野へ。

(岡本綺堂作「鳥辺山心中」『明治大正文学全集』第四八、昭和二年、春陽堂)

⇒大正年間の新歌舞伎。舞台は寛永3年(1626)の京都。後水尾天皇の二条城行幸のため、上洛した將軍徳川家光に随行した旗本菊地半九郎と、京都の遊女お染の心中。

■心中が流行した元禄時代(曾根崎心中とその流行)

■谷口眞子「殉死・仇討ち・心中」島薺進他編『シリーズ日本人と宗教 近世から近代へ3生と死』春秋社2015年
⇒京都町奉行の帳面に心中が900件(1年半の間で)。不義密通の男女。無理心中。(法令分析を踏まえた心中分析)

(2) 清水寺門前における心中事件

1 元禄15年(1702)5月21日(昼5つ時)(表A [8])

男: えびす屋平兵衛(東寺内相之町通り五条下ル大津町、年齢不明)

女: 茶立女ちよう(三町目笹屋権右衛門抱え、27歳)

経過: ①平兵衛がちようを殺害、そののち自害。

②町年寄から公儀(京都町奉行)へ報告。検使(寺田・脇山・雑色)派遣。

③場所となった権右衛門家内・町人、心中者の親、請人、妻子へ聞き取り。

④ちようの死骸は請人の小兵衛、遺留品は兄長九郎(勢州中川原村)が来るまで年寄らが預かる。平兵衛は親の宗林が預かる。

※心中者の死骸は、検使の後、親や関係者へ引き取られる。

2 宝永5年(1708)閏正月14日(昼7つ過)(表A [18])

男: 半兵衛(六坊義乗院下人、28歳)

女: 茶立女ちよ(三町目折屋清兵衛方、22歳)

経過: ①半兵衛が脇指でちよを殺害、その後、自害を試みるも果てず(未遂に終わる)。

②公儀(京都町奉行)へ報告。検使(岡村・脇山・雑色)派遣。

③手疵を改め、親・請人への聞き取り。

④ちよの死骸は親・請人へ引き渡す。半兵衛は、町へ預けるよう指示。ところが半兵衛死亡。半兵衛も請人に渡すとの仰せ渡し。

※心中果たせなかつたものの、直後に死亡。死骸はそれぞれの親・請人に引き取られる。

3 享保19年(1734)7月15日(表A [40])

男・女: 不明

経過: ①四町目六波羅道1丁程南で心中発生。昼時に発見される。四町目から二条(京都町奉行所)へ通報。

②検使(中村)が来て検死。親類が呼び出され、吟味。夜丑刻済み。※これ以上の詳しい経緯は不明

4 明和7(1771)5月6日(表A [44])

男: 素教(二条東法皇寺の僧か、20歳?)

女: おの(弁天町久米屋元右衛門娘、16~17歳)

経過: ①清水寺仁王門南の端にて、素教がおのを殺害し、自害。

②京都東町奉行へ通報。検使(浅賀・芝田・雑色等)派遣。

③法皇寺役者納所役人(村上)・弁天町年寄を呼出し吟味。

④死骸は取り捨てる様に指示。

⑤「変死場所」の土替え、敷石の削り取り、板柱の「浄メ」

※心中者の死骸は取り捨て。その場所は「浄メ」。

5 明和8年(1772)6月22日(朝7つ時)(表A〔55〕)

男:宇兵衛(室町六角下ル所平野屋忠兵衛甥、24歳)

女:とみ(祇園町木屋平次郎抱茶立奉公人、22歳)

経過:①榎木坂の茶見世裏の桜木に首縊の男と、道端に倒れて死亡している女を水汲みが発見。

②五郎兵衛・年寄らが出て、死骸警固、町奉行へ通報し、検使(早沢・山内・雑色)派遣。

③各通りの年寄・五人組を呼出して吟味、死骸は取り捨て。

※死骸取り捨て。男女自死に到る経緯が発覚。夜4つ時に、宮川町二丁目糸屋次兵衛方へとみ・宇兵衛がやってくる、酒を飲み、裏から河原へ涼みに出る。後から人を付けさせたものの、見失う。翌朝、男女が相果てるといふ「風聞」を聞く。

【参考】知恩院『日鑑』にみる心中

1 宝永2年(1705)2月18日(表B〔6〕)

男:西寺町善想寺同宿(僧カ)

女:茶屋抱女(石垣町灰屋四郎兵衛方)

※詳しい経緯不明。ただし、同宿僧は「学問のために関東に下向」といふ置手紙を残す。

2 享保6年(1721)7月7日(表B〔18〕)

男:田村権八(御家来)

女:しけ(佐野屋儀右衛門養子娘)

経緯:①祇園新地末広町八幡屋市三郎借屋にて、田村権八がしけを指し殺し、自分も剃刀にて自害を図る。ただし権八は死なず。

②検使(平川・萩野)派遣、知恩院からは加藤・道円が立ち合い。

③しけ死骸は、親に下し置かれ「勝手次第」となる。田村は請人へ預けカ。

3 享保9年(1724)7月18日(表B〔22〕)

経緯:西園寺・同塔頭が知恩院へ登山して報告。近所で男女が「相死」。いずれも旦那。すでに葬ったあとであったが、「公儀からの仰せ」により「取り出して捨て」たことが報告された。

4 享保9年(1724)9月10日(表B〔23〕)

経緯:源七(芝居役者山本彦五郎下人)と、しの(宮川筋四丁目湯屋弥兵衛妻)の「相死」事件。しの死亡。源七は非人小屋へ渡され、しの死骸は六波羅野に「取捨て」。

5 明和3年(1766)3月21日(表B〔46〕)→心中者の助命願ひ、叶わず。

■心中を禁止する幕府と社会

享保7年(1722)以降、流行する「心中」を「相対死」と改称し、厳しく取り締まる。

(「公事方御定書」50 男女申合相果候者之事)『徳川禁令考』後集第3)

[全3ヶ条]

①不義で「相対死」した者の死骸は「取捨」で弔ってはならない。また一方が存命の場合「下手人」(殺人犯)。

②双方が存命の場合は、3日間晒して、「非人手下」(非人身分)とする。

③主人と下女の「相対死」をし損じ、主人が存命の場合は「非人手下」とする。

※享保8年付の場合には、片方が存命した場合、絵草子や歌舞伎、狂言にしないという付帯条文がある。

←明らかに、元禄以降の「心中」を美化し、流行させまいとする幕府側の意図。

■寺院日記にみる心中から「相対死」の流れ

清水寺『成就院日記』事例①・②と③・④・⑤および知恩院『日鑑』事例①・②と③・④・⑤以前以後に、享保7年の定書の影響をみることができる。

※連続した記録の中で通時的にみていく必要性。(裏を返せば、それでも心中行為はなくなるならない)

2、寺院日記にみる自死者とその周辺

■近世社会と自死（総論的な研究は皆無）

⇒菅原憲二『老人と子供』『岩波講座日本通史 近世3』第13巻、岩波書店、1994年

元禄期京都における老人と子供が置かれていた環境についての分析。

①貞享4年（1687）～正徳元年（1711）の自殺等変死者の統計数を古記録（京都町奉行町代日記）から抽出

②自殺の要因分析（表3）：貧困と病気などが統計上みられる。

表2 事件当事者の年齢

年齢	自殺等変死(含ま未)				行方不明				欠 落			
	貞享4年 (1687)	元禄8年 (1695)	元禄13年 (1700)	正徳元年 (1711)	貞享4年 (1687)	元禄8年 (1695)	元禄13年 (1700)	正徳元年 (1711)	貞享4年 (1687)	元禄8年 (1695)	元禄13年 (1700)	正徳元年 (1711)
～3	2											
4～14	1			1				5	6			
15～30	7	1	4	7	4	6	23	66	1		2	7
X	25	4	4	1	19	8	29	8	13	2	8	3
31～50		2	5	7	1	1	5	17				2
51～	5		4	2	1	1	1	4				1
Y	5											
Z			5	3	1		2	7			1	5
合計	45	7	22	21	26	15	65	108	14	2	11	18

注1) 年齢不詳のうち、Xは15歳から50歳までの働き盛りと判断されるもの、Yは51歳以上の年齢と推定できるもの、Zは記事からは全く不明のものを意味する。
 2) 延享3年の町代日記については、事件当事者の年齢を記したものが非人行儀を除くと部かしかなく、利用できなかった。
 3) 太字の数字は、表りにその原因をとりあげた。

表3 老人自殺の原因

	貞享4年 (1687)	元禄13年 (1700)	正徳元年 (1711)
該当事件	10	4	2
経済的貧困	4	2	1
子	1	1	
病 気	5		1
老	1	1	
その他	1		
不 明	1	1	
合 計	13	5	2

注) 原因を複数あげているものはそのまま集計した。

■寺院日記に見える自死者（表A）

①『成就院日記』元禄7年（1694）～天明3年（1783）分の場合⇒59件（心中・相対死を含め）

②知恩院『日鑑』元禄2年（1689）～明和3年（1766）分の場合⇒45件（心中・相対死を含め）

※寺院日記における心中以外の自死。その状況および要因は？

(1) 清水寺『成就院日記』に見る自死（表A）

1) 元禄10年（1697）12月5日、四丁目津国屋九郎三郎の場合（表A〔5〕）

⇒10月より病気を患う。両親もいて子供も多い。「身上成らず」苦勞に感じて自害（未遂）。九郎三郎自身の心情が吐露されている。養生して疵が癒え、公儀からは「構えこれ無し」。

2) 元禄12年（1699）7月18日、文右衛門（大津御蔵奉行藤浪猪之助家来）の場合（表A〔6〕）

⇒大仏渋谷町と清水寺領境目に大津御蔵奉行家来であるという男が自害未遂で発見される。検使による吟味、藤浪猪之助家来の文右衛門だと判明。そのまま発見の翌日に死去。死骸は兄平兵衛の願いで大津へ。

⇒渋谷町側（妙法院側の史料『妙法印日記』）によれば、文右衛門自害（切腹）が明らかになり、渋谷町九郎兵衛、脇差で切腹していた文右衛門を発見。まだこの時、文右衛門は生存し、本人が供述。癪を患っていた文右衛門は、主人の江戸下りに際して、暇願いを出したものの認められず、7月9日の江戸下りに同行するべきところ、道中にて欠落（逃走）。そして、16日の晩に請人の大津松本の善兵衛方へ戻った際に、主人から「文右衛門を発見次第切り捨てるように」との命令があったことを聞き、「身の置くところ御座なく」自害を選ぶ。⇒病気や武士としての矜持。複雑な要因が重なる切腹（自死）。

3) 宝永5年（1708）7月13日、長左衛門の場合（表A〔20〕）

⇒大津海道恵頓坂東で往来者が首鑑発見。検使派遣。「書置等」の存在＝明確な自死の意識あり？
 死人長左衛門妹婿（2人）が呼び出され吟味。その後、雑物を受取り、死骸は清水寺墓地へ埋葬される。

4) 延享5年（1748）10月6日、清圓（壱丁目末広屋才次郎祖母）の場合（表〔45〕）

⇒朝に首鑑で発見される。吟味の過程で家庭事情が浮かび上がる。去年（延享4年）に、次郎兵衛（清圓息子？）が病死。以後、清圓病気がちに。首鑑直前（昨日）までは機嫌よく酒を飲んでいたが、翌日首鑑。周辺・関係者への吟味（清圓治療担当の藤本にも）

(2) 知恩院『日鑑』にみる自死(表A)

- 1 宝永4年(1707)正月、生玉寺町一乗寺念善自害未遂の場合(表B[7])(記事は宝永5年に記録される)
⇒「乱心」にて自害(未遂)。疵浅く、相果てる様子になく養生。3月に隠居願。
- 2 享保3年(1718)7月12日、沢田玄碩(医師)の妻自害の場合(表B[14])
⇒経過書のとに、自害の理由が記される。「貧人」「夫婦中に不和の様子」。その不和の様子を隠す?
- 3 寛保元年(1741)4月17日、養心(知恩院山内常称院肉縁)自害(入水)の場合(表B[38])
⇒病気で知恩院山内常称院にて養生。井戸へ入水。その後、井戸水の掻き出し。熊手にて引き揚げ。最終的には山内へ土葬。

(3) 自死者のゆくえ—晒し・供養・埋葬・取り捨て—

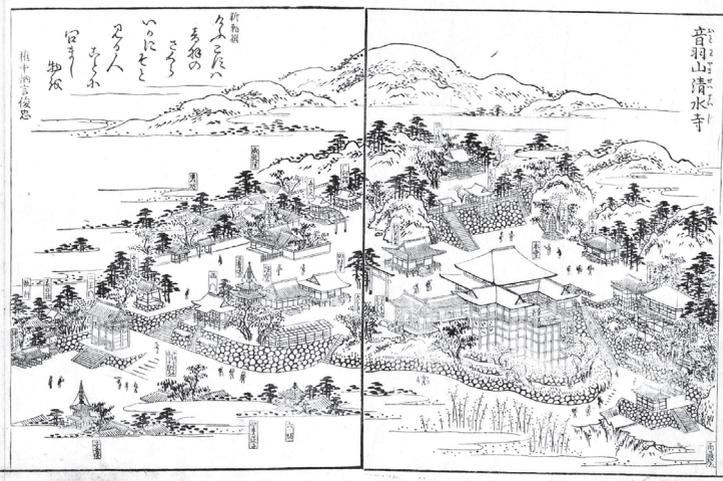
- 清水寺門前・山内および知恩院・末寺における自死(首縊・自害)
⇒身元が明らかとなった場合、あるいは未遂の場合、本人への事情聴取がおこなわれる。
自死に向かった経緯、飲酒→自死、あるいは貧困・病気など経済的要因→自死
⇒身元不明の場合、3日間晒し。関係者が見当たらなければ墓地・無縁塚へ埋葬。
※清水寺舞台からの「飛び落ち」と同じ対応。
※清水寺の対応と共通するのは、自死が行われた場所(清水寺墓地や、知恩院末寺墓地)へ埋葬。
→寺院・境内空間における自死: 弔いを期待?
↑心中・相対死者も3日間晒すという日数や対処は共通するもその眼差しは異なる?
不義密通・不名誉な死として、「辱められる生者、弔われない死者」(谷口2015)。
- (身元不明者の) 死因確定の過程: 検使や周辺関係者による推測・確定⇒貧困・病気など以外は「狂気」
⇒身体的・法的な死、それ以降の自死・自殺者、さらに遺族・周辺関係者への眼差し。

おわりに

- 江戸時代の自死を紐解く史料は少ない(とされてきた。個別分散的)。
■ ただし、寺院日記(特に門前管理に関わる記録や日誌にはその「死」があふれている)。
■ 「死者のはたらき」という視点(深谷2014)
■ 都市部と農村部における自死のあり様(統計と実態)。さらには近代との接続。

【参考文献】

- 清水寺史編纂委員会『清水寺史』(1~4巻)清水寺・法蔵館1995年~2011年
斎藤貴男『強いられる死 自殺者三万人超の実相』河出文庫、2012年(初出2009年)
貞包英之・元森絵里子・野上元『自殺の歴史社会学 「意志」のゆくえ』青弓社、2016年
清水康之・上田紀行『「自殺社会」から「生き心地の良い社会」へ』講談社文庫、2010年
瀬川正仁『自死—現場から見える日本の風景』晶文社、2016年
総本山知恩院史料編纂所『知恩院史料集(日鑑)』知恩院1974年~
高橋大樹『江戸時代の清水寺門前の生と死—心中・自死の記録を読み解く—『成就院日記』翻刻・刊行にあたって⑩』『清水』清水寺、2017年
深谷克己『死者のはたらきと江戸時代 遺訓・家訓・辞世』吉川弘文館、歴史文化ライブラリー、2014年



『都名所図会』(清水寺)

講座「自死者たちの江戸時代」レジニメ(史料編)
 ※引用史料は、すべて読み下しにしてあります。



清水寺『成就院日記』(刊行第1巻口絵より)

1、清水寺門前・知恩院門前と心中・相対死

1 清水寺門前の心中【その1】

■『成就院日記』元禄二年(一七〇二)五月二日

一、今廿一日昼五つ時分、三町目笹屋権右衛門所に抱えの茶立女ちやうと申す廿七歳に罷成り候者を、東寺内相之町通り五条下ル大津町多び才屋平兵衛と申す者、ちやうを突き殺し、その身も自害仕り相果て候につき、右の趣口上書に致し、年寄平兵衛御公儀へ御訴え申上げ候、御検使として寺田利左衛門殿・脇山治左衛門殿御出、雑色沢兵右衛門立会い、死骸御改めの上、権右衛門家内並びに町人、死人親ならびに妻子・町人ども、死人ちやう請人石見屋小兵衛、右何れも御呼出し色々御吟味の上にて、各々一札御取り御帰し候、後より両町どもに御屋敷参り候ところ、平兵衛死骸は親宗林に下され候、ちやう死骸小兵衛に下され候、すなわち相渡し、権右衛門義別奈無く候、ちやう衣類・小道具は、死人兄長九郎罷り登り候まで年寄・五人組・請人小兵衛にお預け成され候由仰せ渡され候事、右段々御公儀へ差上げ候一札とも留これ有り候、以上
午五月二十一日

2 清水寺門前の心中【その2】

■『成就院日記』宝永五年(一七〇八)閏正月一日

一、今十四日昼七つ過ぎ、六坊義乗院下人半兵衛と申す二十八歳男、三町目折屋清兵衛方茶立女ちよよ二十二歳に成り候者、す平兵衛脇差をもつて突き殺し、その身自害致し候えども、相果て申す才屋につき、御公儀へ御訴え申上げ候ところに、御検使として岡村長兵衛殿・脇山治左衛門殿御出、雑色西村直右衛門立会い、手疵御改めの上、親請人ならびに所の者ども御呼出し、段々御吟味の上一札御取り御帰る、すなわち夜明けに申すにつき、右の者どもならびに年寄、五人組御屋敷へ参

り候ところに、女ちよ死骸親請人方へ取り置き申すべき旨仰せ付けられ候、半兵衛義は未だ相果て申さず候故、町へ御預け成され候由仰せ付けられ候に罷り帰り候ところ、半兵衛相果て申し候故、又々年寄平兵衛御断りに御屋敷へ参り候、請人三郎兵衛へ相渡し申すべき旨仰せ付けられ候故、請人へ相渡し申し候、相済み申し候事
子閏正月十五日

3 清水寺門前の心中【その3】

■『成就院日記』享保一九年(一七三四)七月一日

一、四丁目六波羅道老丁程南の方にて心中これ有り、昼時分に見付け申し来り候故、当町より二条へ御断り申し候処、検使西刻参られ安祥院に居申され候節、中村市兵衛参られ候て死人相改め親類共呼出され口書等取、夜丑刻過相済み検使帰られ候

4 清水寺門前の心中【その4】

■『成就院日記』明和七年(一七七七)五月六日

一、仁王門南端の間にて、二十才計の旅者の躰に相見え候男、十六、七才の女突殺し相果て居り候段、当町老町めち相居人役人においで立合い見届け、早速東、御役所へ右当町より御訴え申上げ候、御検使朝賀卯兵衛・芝田清七・方内・松尾左兵衛立合御検使相済み候、もつとも役人罷り出で候右口配人男は、一条川東法皇寺罷り在り候素教と申す出家女は同所弁天町久米屋元右衛門娘おのち申者にて、双方とも御召し出し御吟味相済み候、右法皇寺役者納所萬首座役人村上貞右衛門、そのほか弁天町年寄五人組召し出され候、各口書指し上げ候、当町役人口書式通指届候これ有り候、死骸取り捨て仰せ付けられ候、夜七ツ時済み

■『成就院日記』明和七年(一七七七)五月九日

一、仁王門廻死場所土三尺堀、土に包いては入替、敷石等も取替えざるは、石屋磯れの分けつり取り、板柱等洗浄め塩水にて相改め、尤板柱もけ

つり改め塗直し申し候、役人見分平瀬主税・当町五人組利兵衛利右衛門罷り出で世話仕り候

5 清水寺門前の心中【その5】

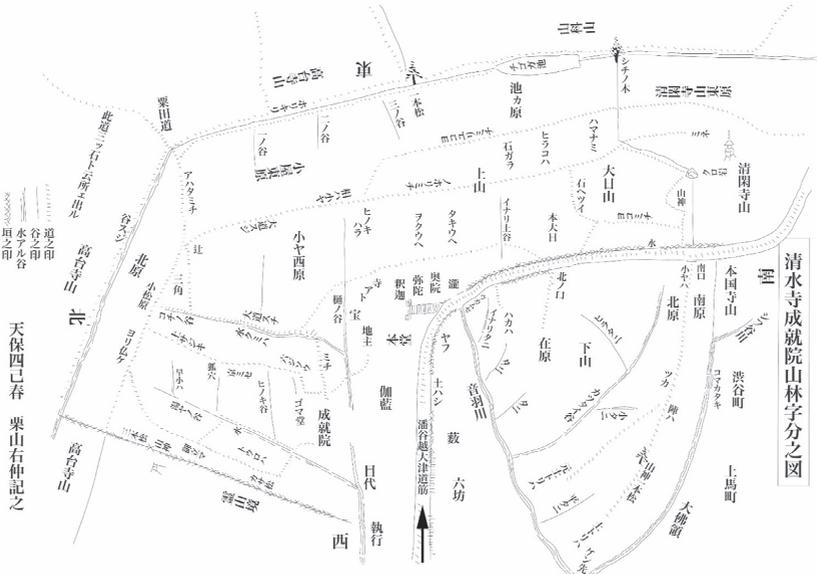
■「成就院日記」明和八年（一七七七）六月二日

一、今朝七つ時、榎木坂の上茶見せ裏供校木に、廿四、五才男緋死仕り候由、又榎木坂道端に十八、九才の女倒れ相果て居り候由水汲み共見付け候由、伴藏・門番清助兩人相知らせ、内膳早速罷り出見届け候、地方五郎兵衛・当町組年寄罷り出、死骸警固、当町より御訴え申上げ候処、御検使早沢幸太郎・山内紋右衛門・雑色津田友之進役人立合い検使相済み、人主相知れ、女は祇園町にて木屋平次郎抱え茶立奉公人とみと申す廿式歳に候もの、男は室町六角下処平野屋忠兵衛甥宇兵衛と申す廿四歳に成り候ものにつき、その通の年寄五人組等御呼び出し、

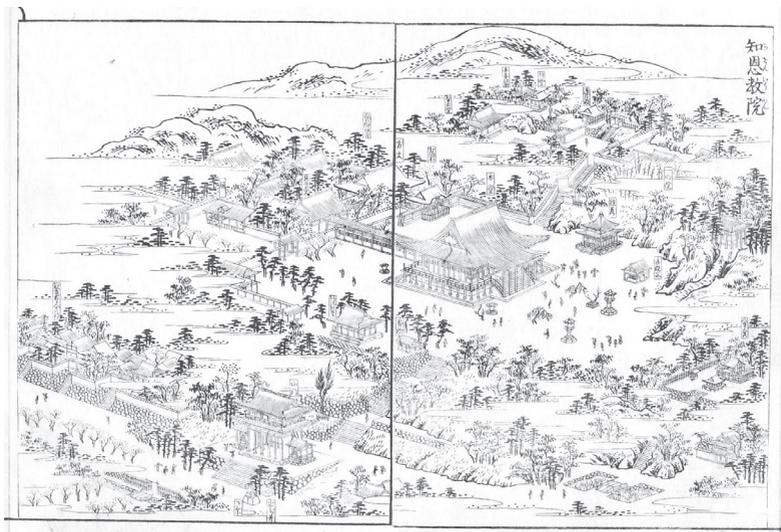
もつとも男首給場所執行内代通につき役者地藏院慈心院役者圓淨御召し一札御取り成され候、当町四丁目一札役人奥書にて指し上げ候、宮川町式丁目糸屋次兵衛方へ、右とみ・宇兵衛兩人廿二日の夜四ツ時過同道にて罷越し、酒給裏より河原へ涼みに出候故、跡より人付け候処、見失い行衛相知れ申さず故、方々相尋ね候処、今朝清水瀧下道に男女相果て居り候由風聞承り見届け候処、右兩人に相違これ無き由につき、その趣一札御取り成され、以上一札八通九つ時相済み申し候

■「成就院日記」明和八年（一七七七）六月三日

一、昨日変死掛合いの者共、東御役所へ罷り出候処、すなわち小屋頭へ相渡し候段、当町年寄吉兵衛代嘉兵衛御届申し候、諸事滞りなく相済み申し候



「清水寺成就院山林字分之図」（清水寺文書）



『都名所図会』(知恩〔教〕院)

知恩院

1 知恩院『日鑑』の中の中心(その1)

■『日鑑』宝永二年(一七〇五)二月十八日条

一、西寺町善想寺の同宿、当十四日学文問)のため関東へ罷り下り候と書置き仕り罷り出候所、昨晚石垣町灰や四郎兵衛と申す茶屋へ罷り越し、自害仕り候由、茶屋抱女も相異て候由、今日検使御座候、善想寺方には、假請状取り置き申し、公儀へその断り申し上ぐべきと申され候、

2 知恩院『日鑑』の中の中心(その2)

■『日鑑』享保六年(一七二一)七月七日条

一、朝飯後、祇園新地末吉町より使來たる、申し候は御家來田村權八町内八幡屋市三郎借や、佐野や儀右衛門養子娘しげと申す者指殺し、自分も剃刀にて自害致され候得共、いまだ權八は死申されず候、御公儀へ只今御訴え申上げ候由申來り候、これにより東福寺内南明院請人奥田平左衛門方へ、右の段、新介申遣わし候事

一、四ツ半過、検使平川孫左衛門・田村治介方内萩野七郎左衛門來たる、この方よりは加藤平八・道円兩人罷り出、段々様子尋ねこれあり、兩人申し候は、右權八義、前々より相勤め申し候書記水野加兵衛と申す者、先月より病氣にて居申し候につき、当分頼候て指置き候由、申入候所、一日にても召置かれ候得ば、御家來にて候は申し候、達て右の段申分け致し候由、

一、暮六ツ過、検使退出已後、口上書致し、諏訪肥後守殿御屋敷へ道円・請人奥田平左衛門・南明院家來林与左衛門参上

一、亥刻過、肥後守殿御屋敷にて、検使兩人その外役人中立合ひにて、權八義、平左衛門・与左衛門願いの通り、兩人へ御預け成され候間、随分手疵養生致し候様仕べく候、しげ死骸の義は、願いの通り、親共へ下され候間、勝手次第仕廻し申すべき由にて相済まし、検使兩人、道円へ申され候は、役者中より早速御届けこれあるべきの処、今にその儀なく候、今晚の義は、夜更候間、明日御届けこれあり候様、御申し

有るべき由申され候、これにより道門申し候は、御もつとも存じ候、最前より申上げ候通、権八義、当分雇の者の義、殊に今朝より拙者新地へ罷出、何角様子共、役者中へ申聞かせ、「御座なく候故、その心付も御座ある間敷と存じ候、「委細申聞へべき旨申入れ、退出

■『日鑑』享保六年(一七二二)七月八日条

一、河野豊前守殿へ、権八義御届けとして、崇泰院参上

■『日鑑』享保六年(一七二二)七月二日条

一、昨晚、南明院より崇泰院まで、林与左衛門手紙持参にて入来たる、田村権八義、手疵平癒仕り候につき、今日御願ひに罷り出候由申来り候につき、みなち道門、萩野方へ差遣わし、彼方にて聞き合わせ、罷り出候様申遣わし候所、間違これあり、道門義は罷帰、与左衛門、権八召連れ、河野豊前守殿御屋敷にて御断り申入れ、別条これなき由、与左衛門参申し候事

3 知恩院『日鑑』の中の心中(753)

■『日鑑』享保九年(一七二四)七月一日条

一、西園寺・同整頭同道登山、近所男女相死、男伝兵衛と申す者旦那ゆへ、死骸葬り候処、公儀より仰にて、取出し捨て候由これを届く、口上書來翰留にこれあり

一、光福寺登山、近所男女相死につき、女旦那ゆへ、葬り候処、是も取出し候由、西園寺方の口上書同前、來翰留にこれを記置く

4 知恩院『日鑑』の中の心中(754)

■『日鑑』享保九年(一七二四)九月一日条

一、今朝山廻り三右衛門、毎日の通り、明け六時登山仕り候処に、三門前矢来門の外、石橋の上に倒者これあるにつき、見届け候得ば、男老人手負い罷在り候、同所石橋下に女老入、是も手負い倒居り候由、増田吉左衛門をもつて訴出る、早速増田道門・須藤武右衛門罷越し、見分

を遂げるの処、式拾五、六歳計の男、三拾歳計の女、相死と見え候由これを申す、右の旨訴出し候付、光徳寺登山候様に申遣わし候処、早速登山、右男女手負の者の儀書付、二条両御奉行所へ御届けとして、増田道門罷越し、右書付、書翰留にこれを記す、追付け候として、筑後(本多)守殿道心目付山田伝左衛門、下雑色孫右衛門・書役兩人召連れ来たる、道門・武右衛門・三右衛門罷出る、右に付、常林寺・源光院罷り出、伝左衛門へ対面、常林寺申し候は、御牌前の儀、殊更勅学(額)等もこれある儀候へば、一時も早く住所相知れ候はばその方へ差遣わし申したき由を申す、伝左衛門挨拶には、仰され候趣御もつともには存候へ共、手前了簡にも致しがた候間、その段は筑後守へ申聞き、その上如何様共申付けられにて、これあるべき由申され候男女共にいまだ相果てず罷在り候付、住所の儀詮議に及び候処、男は芝居役者山本彦五郎下人源七と申す者候由、すなわち主人彦五郎罷越し、女は富川筋四丁目湯屋弥兵衛妻しのと申す者候由これを申す、これにより、源光院において、檢使山田伝左衛門・雑色孫右衛門、夜中九つ時迄罷在り、段々吟味これあり、もつとも常林寺も源光院まで罷越し、又候伝左衛門へ申し候は、先刻も御意を得候通り、御牌前の儀候へば、何とぞ住所へ差遣わし申したき由、達て申談じ候儀も如何に候へ共、又々御意を得候由これを申す、伝左衛門挨拶には、兩人居所も相知候へば、早速居所へ相渡し申すべく存じ候へ共、先刻も申談じ候通、筑後守へ申聞き、吟味相済ませ候はば早速相渡すべく由申され候、外と相違ひ御寺の儀、殊更勅学(額)等もこれある儀御座候へば、右手負の男女、場所を違ひ差置き候様にも仕べく候、ケ様の儀は、外にてはかつて罷成ならざる事候へ共、御寺の儀は格別の事候間、私了簡をもつて、ケ様にも仕べきと存じ候由申され候、右手負の男療治として医師沢田良庵・外科橋添元幸、右兩人当山より申遣わし呼寄せ、療治これあり、同日七時過、女の相果て、右段々吟味相済ませ、又候源光院まで、常林寺罷越し候処、道門・武右衛門・常林寺、右三判にて口上書これを差出す、右書付、書翰これを留記す、右の一件吟味相済ませ候已後、筑前守殿御役所へ増田道門罷越し、もつとも山田伝

左衛門・下雑色係右衛門一例(列)に罷越し、その外自害の男女掛り合の町人共大勢、二条御役所へ罷出る、夜八時過、道円罷帰る、筑後守殿にて仰渡され候は、今晚は夜も更候付、明朝御落着仰付けらるべく候由仰渡され候

5 知恩院『日鑑』の中の心中(その5)

■知恩院『日鑑』明和三年(一七六六)三月二日条

一、西寺町西方寺登山、去年、祇園林において心中いたし生残り候男、愚寺旦那故、除命相願い候付、江戸何いに相成り、この間死罪に仰付けられ候、これに依り御届申上げ候旨なり

【参考】「公事方御定書」「徳川禁令考」(原文どおり)

○五〇 男女申合相果候者之事

■享保七年極

一、不義にて相対死いたし候もの、死骸取捨、為申中間敷候

但、一方存命二候ハ、下手下

同(享保七年)

一、双方存命二候ハ、三日晒非人手下

同(享保七年)

一、主人と下女相对死致損、主人存命二候ハ、非人手下

■享保八年御書付

男女申合相果候もの之事

一、男女申合二而相果候もの之儀、双方共ニ、自今ハ死骸取捨ニ可申付候、

一、方存命候ハ、下手下ニ申付、且又此類松草紙又ハかふき狂言杯ニも

不為致、尤死骸申ひ候事停止可申付候

一、双方共ニ存命候ハ、三日晒、非人手下ニ可申付候

一、此度大坂ニ而主人と下女申合相果候もの之儀、主人存命ニ候得共、下

人之身として、主人江対し不届候間、不及下手下、非人之手下ニ可申付候、惣而此類ハ向後右之通可申付候

以上

卯一月

2、寺院日記にみる自死者とその周辺

1 清水寺門前での自死(その1)

■『成就院日記』元禄一〇年(一六九七)二月五日

一、四町目津国屋九郎三郎儀、当十月より相煩(患)い居申し候、その上両親もこれあり、子共多く、身上成り申さず候に付、その儀を苦勞に致し、今朝六ツ時分自害致し候得共、相果て申さず候故、御公儀へ御訴え申上げ候、御検使永(長)屋助右衛門殿・草川源左衛門殿御出、雑色松尾左兵衛立会い、手疵御改めの上、妻子ならびに町中召出され、御僉儀(詮議)の上、手形御取り成され候、すなわち御公儀へ召連れ候処に、九郎三郎身上苦勞に存知し自害致し候段御聞届け遊ばされ候条、疵養生致し、快気仕り候はば重て申来り候様にと仰付けられ候旨、文右衛門罷帰り相届け候、すなわち右の一巻・手形の写共これあり候、以上

丑十二月五日

一、四町目津国屋九郎三郎、手疵快気仕り候に付、今日御公儀へ御断り申上げ候処に御聞届け遊ばされ、手疵快気の上は、御構これ無き由仰付けられ候事

丑十二月廿一日

2 清水寺門前での自死(その2)

■『成就院日記』元禄二年(一六九八)七月八日

一、昨十八日昼七ツ過二大仏渋谷町と清水寺領との境谷間に、年来三拾才計男自害致し未だ相果て申さず候を、渋谷町九郎兵衛と申す者見付け、

3 清水寺門前での自死(その3)

■『成就院日記』宝永五年(一七〇八)七月三日

一、今朝六ツ過ぎ、大津海邊筋恵頓坂の東の方に、年来五拾四、五歳男首縊り相果て居申し候。往來の者見付け門前へ知らせ申すに付、御公儀へ御訴え申上げ候処に、御検使として脇山治左衛門殿・田原庄大夫殿御出。雑色松尾左兵衛立会い、死骸御改めの上、書置き等これあり候に付。死人長左衛門妹智勤兵衛(同妹智与兵衛御呼出し、色々御吟味の上)、手形取り御帰り候。跡(後)より当町三丁目年寄平兵衛、ならびに妹智共御屋敷へ参り候処に、親類共願ひの通り死骸雑物下され候由。すなわち雑物衣類の書付に判形致させ相渡し申し候、一札共留これあり候。死骸は当山墓地引地へ埋申し候事

子七月十三日

4 清水寺門前での自死(その4)

■『成就院日記』延享五年一〇月六日

一、若丁目末広屋才次郎祖母、今朝首縊り相果て候由。鼠屋八郎兵衛注進申し候故、早速左伯罷越し見分致し、年寄権兵衛ならびに町内のもの、隣家才次郎家内之もの相尋ね候処、祖母尼名清圓と申し七十一に成り候。去年次郎兵衛病氣前より相煩ひ罷在り、次郎兵衛病死以後、弼病氣勝。常に病人長々の事に御座候、家内は申すに及ばず、一家町内とも何の申分けが間敷事がつて御座なく、昨日は別て機嫌もよく酒など續。次郎兵衛後家ゆく・孫才次郎へも孟など仕り心よく見え申し候。夜中も処より機嫌よく、常より夜更まで酒絡罷在り仕廻し候て、皆臥り候て間もなく、壬生辺火事これあり、いよいよ夜更晩に至り家内駆け入り候て隣家等へ申聞き候故、丁内打寄せ見申す所「一通に相違なく候、組頭勘兵衛は四時前に罷り出、二条へ注進に参り未だ帰らず候由申し候、右随分気を付け追付け検使申参べく候間、何日の用意間違なく仕り、宝徳寺休息所口筆墨紙等も用意仕るべく候、もつとも検使候節、いずれも口上等相違なき様に仕るべき旨申越し、検使の旨を見遣し置き見え候はば早々申渡し立合うべく候由申渡す

一、首縊り検使として西小頭朝賀条右衛門・東目付中川伴右衛門・方内・村上平太八半時参られ候、平太先達て筆構竹内勘三郎召連れ、宝徳寺まで参られ候段、早速権兵衛方申納め候につぎ、池上左伯罷り出挨拶致し、御検使を待請け、程なく両使三年坂へ見え候由の由遠見のもの申来り候故、大日堂の前まで出向き案内致し、直に末広屋へ参られ、死骸見分の上、縊り候細帯をとき下へおろし、蒔の上に置き、頭巾着物をぬかせ丸裸にして細に見分、前後打返させ見申され、衣類のうち書付等有無改め申され、書付も疵もこれ無候、改め済み、それより寝所夜着ふんふるわせ見申され候へとも書付などこれ無し、居間戸棚等は丁内のものとく改め候得共、何の書付もこれ無く、それより皆宝徳寺へ参られ、後家ゆく孫才次郎・末広屋次郎右衛門、その外然るべ

き隣家町内の者共（こ）とく呼出し、委細吟味の上、一札申付けられ候、孫娘老人膳所の家老本多登方へ奉公仕り、呼に遣し候へ共いまだ参らず候、團圓病氣療治致され候三丁目藤本快翁呼出され、病氣の様子尋ね一札取り申され候、右見分につき、馳走が間敷儀仕らざる段丁内より一札取り申され候、筆構はか取り申さず候故、竹内平次を呼に遣し、彼是書物暮六時過ぎ相済み、いづれも印形仕り候、書物出来候間、時刻（口）これあるうち、升屋喜兵衛と宜しく申し袖のうちに徳利を入れ、酒肴忍びに持参、勝手へは隠密に致し、三人衆へ座敷にて出し申し候、筆構へは宝徳寺にて夜食酒勝手にて出し申し候、夜五ツ時相済みし、いづれも帰られ候、死骸下され候願ひには明朝六時参り候様に申付け置かれ候、帰られ候時左伯又大日堂の前まで送り申し候、右一札御当院へは明日指出し候はずなり、檢使へ御使僧例の通り遣され候義海房相勤め候、口上は時節の口上にて過さる儀につき御苦勞御挨拶として御使僧申入れられ候趣なり、供七助、左伯供藤吉、町内火の元等念入り候様に申付け、夜五時過ぎ左伯罷歸る

一、変死の様子左伯罷歸り御前へ申上げ候

1 知恩院『日鑑』の自死（その一）

■『日鑑』宝永五年一月三日書状（六六）

一筆啓上せしめ候、然らばその地玉寺町御乗寺念書、去年正月頃自害候得共、淺疵にて相果つべき様子にもこれ無きに付、養生仕り罷り在り、三月隠居の願ひ、各々迄申し出候段、御申し候、すなわち免許、早速後任仰せ付けらるべきの処、本山御無仁、御住持御入院の後も、御存知の如く、段々打ち続き御用等取り込み、その上念養願等もこれあり、方々以て只今まで無住差し置き候、永々の儀候矣、その許公儀へも相達せられ、差し置かれ候様にと存じ候、近々後住も仰せ付けらるべく候、そのため此れ（こ）とく候、恐々謹言

二月廿三日

大坂四ヶ所

御役者中

■『日鑑』宝永五年八月二日書状（二七〇）

申渡覚

念書

一乗寺隠居

去年正月廿七日、乱心いたし、剃刀をもつて自害仕り候得共、淺疵故、相果らず候付、即刻組中立ち合ひ、公儀へ相達し、檢使を請け候付、方々露頭、大坂中の人口取沙汰、善悪共宜しからず候付、疵平癒次第、急度隠居仰せ付けらるべく候処、遮りて三月中隠居の願ひ申し出候付、願の通り仰せ付けられ候、併しながら狂惑致し居り候故歟、彼是異変に及び、遅々仕り候付、早速糾明の御沙汰これあるべきの処、御慈悲をもつて宥め差し置かれ候得共、いよいよもつて不届重畳候付、当四月召し寄せ、不届の訳委細申し聞かせ、追付後任仰せ付けらるべきの段申し渡し候処、大坂へ罷り帰る、彼是難渋仕り、本山の敵命を軽んじ、住持請待として、罷登候様に申し遣わし候旦那共へも、何角申し妨げ候段、明細相聞え候、方々つて本寺を蔑ろにし、我侶の働、甚だ不届至極候、これに依り、急度仰せ付けらるべく候へ共、猶更憐愍の上をもつて、退寺仰せ付けらる者なり、

本山

子八月二日

役者

2 知恩院『日鑑』の自死（その二）

■『日鑑』享保三年七月三日

一、門前右橋町森岡漸平僧室沢田玄碩と申す医師の妻、昨夜中何時共知らず、自害致し候に付、檢使兩人八ツ時参り、詮儀の上、早速相済み候、公儀へ死骸申請のため参り候所、すなわち下され、刀指も下され候断り、兩代官登山、届これあり、
右ハ手前貧人、その上夫婦中に不和の様子もこれあり候由、然れども、病氣・貧人故と玄碩申し立て、相済み候由

3 知恩院「日鑑」の自死(その3)

■「日鑑」寛保元年四月一八日条

- 一、大坂役寺源光寺・専念寺、組九品寺・大信寺、西福寺隠居嘆蒼ならびに見利、御召により登山、
- 一、右の面々へ申談じこれあるべきの処、昨夜中、山内常称院肉縁養心義、井戸へ入水致し候趣に付、公边相訴え、旁取り込み候故、月番・山役罷り出、大坂役寺へ対面これあり、今日申し談じこれなき旨にて、いずれも退出す、
- 一、山内常称院、書付をもつて相届け候は、当任肉縁養心と申す者、病氣に付き養生として、当月十日に常称院へ罷越居り申し候処、今朝寢間に居り申さず候故、院内相尋ね候得共、居所相知れ申さず候、然る処、右養心寝所の縁側にこれあり候草履、院内井の端に御座候得ば、も入水仕し候哉、水深く候故、相知れ申さず候、この段御訴え申上げ候旨なり、書付来簡にこれあり、右に付、早速御奉行へも相訴え然るべき旨申渡す、すなわち当院添簡相渡す、
- 一、東御役所馬場讃岐守殿御役所へ常称院参上、右養心の儀につき訴書一通、当役所添簡これを持参す、当番与力山田吉助へ申入れ候処に、吉助申され候は、是は投身の様子相知れ申さず候事なれば、早速検使も遣わし難く候、先づ披露におよぶべき旨にて、立入り申され、暫時ありて、吉助罷出られ候て、訴えの趣御聞届け成され候、然しながら、死骸相知れず候ては、検使も遣わし難く候間、死骸をとくと見届け候て、明日明六時訴え出候、検使は明日遣わさるべき旨なり、右吉助応対の席に、萩野七郎左衛門も立合い居り申され、吉助内談の事もこれある様子なり、常称院は方内部屋へ参り候所に、七郎左衛門申されるは、死骸相知れず候ては検使も遣わされ難き由に候、惣て井戸はまりのものへ、水をかい出し、死骸を取上げ候事に候間、今晚中にも水汲上げ、死骸も取上げ然るべき旨なり、明日は未明に右の様子御訴えこれあるべき旨申され、早速罷帰り候故、常称院これを申し候事
- 一、右に付、早速水かい出し、死骸取上げ、急度番人を附け、相守り候様

に、なお又常称院へ申渡し候事

■「日鑑」寛保元年四月一九日条

- 一、昨夜中に常称院相訴え候は、養心死骸の儀、夜中水かい出し候得共、水湧きつよく御座候故、かい出しがたく候故、熊手にてさかし候へ、相守り候旨これ居けるにつき、然らばその旨、明十九日未明に、御役所へ相訴え候様申渡し置き候処に、今朝明け六時、東御役所得常称院参り、書付をもつて、右死骸取上げ候段御訴え申上げ候処、御聞届け成され候由、後刻検使遣わさるべき旨仰渡され候由、常称院これを届く、すなわち右の書付持参なり
- 一、九時過、検使として、東御役所同心小頭山田与左衛門、西御役所より同心目付守山佐右衛門、ならびに雑敷湯淺六郎左衛門および筆工三人来たる、常称院において、養心死骸これを相改む、須藤新左衛門立合い、もつとも常称院も罷り出候外、組中寺内よりも見え候事、死骸改相済まし、養心寢間等も検使見分これあり候て、宿坊通照院へ右検使の面々相越され候につき、すなわち月番山善寺・山役両院罷り出、挨拶に及び退候事、その後、常称院ならびに弟子寛岡・下人兩人呼出し、様子相尋ねられ候所、委細常称院申述べる、右吟味おわりて、役者中へ御目にかけたくと申すにつき、三ヶ寺共に罷り出候処、常称院呼出し吟味致し、委細申し候趣、ケ様くにて御座候、各様にも御承知成さるべく候、随て御当山の儀、殊には當時、頭も万事念入申され候事、その上、御役者中にも右吟味の趣御承知成され候段、かつ養心事、常称院肉縁の儀御聞届けの趣、口上書に成され、御差出成さるべく候、これは頭万事念入り候につき、私共念にて御座候旨、検使兩人申聞かされ候につき、御意を得候、然しながら、外に肉縁これある儀、まずは生国等の儀は、面々存せず候、常称院申述べ候通り、昨今面々共承り申事故、しかと面々より書付進り候儀は致しがたく候、養心事、常称院肉縁と申す儀は兼ねて承届け居り候間、右肉縁に紛れこれ無き儀と、各御吟味の趣承知の旨、書付進むべき旨申談ず、なるほど左様成さるべきと申し候につき、その趣相認め、兩人へ相渡候処、これにて

宜しく御座候間、各様には御引取り成さるべく候、兩人儀は、此上常
称院口書取り、退出申すべき旨なり、右常称院口書等、印形迄相済、
退出の御、又々山役罷り出、挨拶に及び、退出候事、検使も退出なり
一、東御役所へ常称院ならびに下人伝兵衛・須藤新左衛門罷越し候処、養
心死骸片付け申すべく候、もつとも火葬には仕る間敷、土葬仕り候様
にと、申渡され候事
右一件、委細別記ニこれあり候事、もつとも一封にして、当用箱二入
置候者なり

■『日録』寛保元年四月二〇日条

一、常称院罷り出、一昨日水死仕候養心義、今晚山上へ土葬ニ仕りたき旨
これを届く、仍て地藏谷へ葬り、急度印仕置き候様申渡す

1920年代、水平社・ヒョンピョンサ衡平社との交流を進めた在日朝鮮人

— 全国水平社の姉妹団体・関西朝鮮人聯盟を中心に —

塚崎昌之

私は主に戦前期の大阪の在日朝鮮人史を研究しています。研究に当たって二つのことに注意を払っています。少し前までは民族解放運動、労働運動を闘った共産主義者、ボル派といわれる人々の評価が高く、いわゆる「親日派」とされ、日本人と関係を作りながら社会を改良しようとした人たちなどの評価は低く、研究対象にすらならなかったことが多かったのです。しかし、在日朝鮮人の定住化指向が高まっていくなか、祖国解放というよりはいかに大阪や京都で生活を切り拓いていくかという生活擁護闘争という面が見逃せないということで、私はそちらの方に重点を置いて研究をしていることが一つです。もう一つは、在日朝鮮人史の世界は在日朝鮮人だけで成り立つものではなく、日本人との関係の中で社会が作られていくことです。日本人と朝鮮人との関係の結び方、結ばなかったことも含めて—ある面ではボル派の方が結ばなかったというのが私の感覚ですが—そういった二つの面から研究を進めてきました。その中のテーマの一つが今日の水平社と衡平社との交流ということになります。

なお、発表中の引用部分や固有名詞などにおいて、「鮮人」、「日鮮」、「内鮮」、「支那」など差別的な意味を含む言

葉がでてきますが、そのまま使用することをお断りしてきます。

はじめに

二〇一六年五月に、奈良の水平社博物館所蔵の「水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連帯の記録」がアジア太平洋地域ユネスコの記憶遺産に登録されました。水平社と衡平社の交流の記録です。その登録されたものは今、水平社博物館のホームページで自由に閲覧できます。今日お話しする第三回全国水平社大会協議会提出議案や、米田富の手帳などが登録されて注目されています。

「白丁^{ベクチヨン}」というのは、朝鮮で最下位に位置づけられた被差別民です。起源に関してはよくわかりません。朝鮮王朝では、屠畜、食肉商、皮革業、骨細工、柳細工（編笠、行李等）などの職業に就かされました。法的には一八九四年に解放されていますが、差別がずっと続くことは日本と同じです。一九二六年の朝鮮総督府の調査では、「白丁」は約四万人弱です。衡平社自身は、公には四十万人と聞いていましたが、それは多すぎると思います。総督府の調査では、牛に関係する職業が四八・八%ということで、朝鮮王

朝からの流れを引き継いでいると言えます。現在、「白丁」という身分は、朝鮮戦争時での国土荒廃による移動と近代化による社会変動によって消滅したとされ、表向きの差別はないと言われています。けれども、上原善広さんが、実際に現地で調査をして、二〇〇六年に『コリアン部落』という本を出し、やはり食肉業とかに対する差別があると記しています。また、今でも差別用語として罵倒するときに「白丁野郎」というような言葉が残っていますし、今は韓流スターなどの左利きがカッコイイなどといわれるようになったようですが、屠殺の時に左で刃物を持つということ、以前は左利きが嫌がられたという話を聞いたことがあります。

衡平社は、一九二三年四月二四日、慶尚南道晋州^{チンジュ}で結成されました。その前年の三月三日に全国水平社が結成されているのですが、その影響があったのかどうかは議論の分かれるところです。違うのは、水平社は自分たち自身の手で解放を、ということですが、衡平社は、「白丁」だけでなく富裕な一般社会運動家たちとの協同で作られました。結成は日本でもいろんなところで紹介されているのですが、水平社関係で初めて紹介したのは平野小剣が関係する関東

水平社の『関東水平運動』七月一五日号です。在日朝鮮人関係では、東京のボル派朝鮮人学生が結成した北星会が当時は共産党系の色合いが強かった『進め』で紹介しています。

1. 水平社と衡平社との交流の開始

一九二四年四月二五日に全国水平社から衡平社第二回大会に祝辞がありました。

「衡平社同人諸君、吾等水平社同人と諸君との間にあるものは只一つの狭い海峡だけである。吾等は此の僅かに百二十二哩の海峡が如何に吾等の固い、そして暖かい握手を阻げるに無力であるかを、無自覚なる人間冒険者の眼前に見せつけねばならない。

そして吾等は所謂精神的奴隷制の領域を突破せんとする人類の旗持として選ばれたる民であることの喜びを共にして進軍しやう。

衡平社同人諸君、人間礼賛の佳き日のために、水平社同人は衷心より諸君の清栄を祈り第二回大会の開催を祝す。

一九二四年四月廿五日 全国水平社
衡平社第二回大会御中」

水平社宣言に非常に近い内容で祝辞を送っています。

それに対して、衡平社は大会で決議を出して、応答をしました。

「水平社同人諸君、我々衡平社同人ハ諸君ト共ニ手ヲ握リ、事務ノ連絡ヲ取り、我々ガ期待スル新社会建設ニ向ツテ突進シヨウト思ツタ、併乍ラ我々ハ諸君ト握手スル機会ヲ得ナカツタコトヲ遺憾トスル。

今般弊社第二回大会ノ時、熱誠ヲ尽シタル祝辞ヤ祝電ヲ下サツタコトヲ感謝スル、又今年三月京都ニ於テ開カレタ貴社ノ大会ノ時、我々ノタメニ感激ナル決議ヲシテ下サツタコトニ付テ、我々ハ満腔ノ熱誠ヲ以テ感謝致シマス。今回弊社第二回大会ニ於テ左ノ如キ決議ガアリマシタ。

決議

我ガ衡平運動ト其目的ガ同一ナル水平社ト握手シ、運動ノ連絡ヲ図ルコト。

水平社同人諸君、我々ハ国境ヲ超越シ世界同胞主義ニ立脚シテ、我々ノ理想社会ヲ建設シヨウデハナイカ。

諸君ノ熱アル御援助ヲ祈ル

一九二四年 『メイデー』

衡平社聯盟総本部

「全国水平社聯盟本部御中」

これについては評価が分かれます。肯定的評価としては、池川英勝さんが「水平社側のミスや思想的制約をみせながらも、被差別民同士の困難な連帯行動は明らかに存在していた。」としています。また、朝鮮通信使の研究をされた辛基秀^{シンギョウ}さんが、「一九二三年春から五年間の衡平社と水平社の交流・連帯の歴史は世界の人権闘争の歴史に燦然と輝くものである。」と非常に高い評価をしています。金井英樹さんも「差別という受難の辛苦を他に押しつけるのではなく、自らの解放をかちとることで、平等社会の実現を志向する運動を展開した。それはまた、被差別者の自己解放の意識と行動を高めただけでなく、一般大衆への平等意識の深化をもたらしたのであり、二一世紀の人権文化を形成する先駆けともなった。」という高い評価です。秋定嘉和さんは、「日本の水平社との連帯的意識のもとに発足し、しばしば、連帯を、双方ともに望んでいたにもかかわらず、その内容の結実にいたらなかった歴史をもつ」と中間的評価を下していると思います。

これに対して、非常に厳しい評価をしている方が二人います。一人は金静美^{キムシヨウミ}さんです。彼女は水平社内部の朝鮮人

差別を非常に問題にしている方です。水平社に誤謬があった、差別されるものが差別していたということを大著で表しています。その中で、水平社は抑圧民族と被抑圧民族を捉えようとしていなかった、朝鮮独立の課題を排除したままだったということを強調しています。朝鮮の独立運動を推進する事が真の連帯だと捉えたのです。金静美さんは、一九二四年の謝詞は偽物だと結論付けています。「祝辞」の筆者は、抑圧民族と被抑圧民族の関係を正面から捉えようとせず、「衡平社同人諸君、吾等水平社同人と諸君の間にあるものは只一つの狭い海峡だけである」と書き、「狭い海峡」という地理的な断絶のみを語っている。「祝辞」と「謝詞」の交換は虚構であったが、「祝辞」の内容そのものも日帝の植民地支配の問題を回避して、「人間礼賛の佳き日」を語っている。「朝鮮独立の課題を排除したまま朝鮮人差別を解消しようとすることは、客観的には、日本帝国主義者の『内鮮融和』政策に加担することである。朝鮮独立の実現を第一義としない朝鮮民衆と日本民衆の『連帯』の本質は、『日鮮融和』であり、それは、日本の朝鮮植民地支配を維持強化する役割を結果として果たすことになる」としています。

もう一人は藤野豊さんです。水平社を美化することだけでいいのか、それは御用学者のやることだ、と水平社を批判的に捉えなくてはならないとしています。「全水は朝鮮人民との連帯を求めているようであるが、けっして独立運動に対する連帯ではない。あくまで、朝鮮人内部の白丁に対する差別や、日本政府の朝鮮人への差別政策・日本人の朝鮮人への差別感に対する反対にとどまっている。すなわち、全水は朝鮮人差別の問題を日本帝国主義の植民地支配の問題としてはとらえられず、日本人全般の朝鮮人に対する民族的差別観念のみにもとづく問題としてとらえている。そこには、当然ながら朝鮮人の「民族自決」への理解はなく、朝鮮人はあくまで「鶏林同胞」なのであった。…こうした全水の朝鮮問題への認識の弱さは、その部落問題認識のレベルを如実に反映していたのである。」

私の感覚でいうと、金静美さんも藤野さんもまず水平社批判ありきで、その結論に「現実」を合わせようとしているところがあるのではないか。逆に肯定的評価する側も、中味を調べないで評価しているところがあるのではないか。そういう意味では、コインの裏表のようなどころがあるようです。至らない部分もあるし、評価できる部分もあるだ

ろうし、それをきちんと調べていかなくはなりません。中味を精査せずに評価だけしていたという面があったと思うのです。さきほどの祝辞なども、誰がいつ頃、どのように作成・推進したのか、どういう関係で連絡を取り合えたのか、などがあまり調べられていませんでした。その上で、植民地支配を重く捉えなかったのは何故なのか、といった視点が必要です。結論じみたことをいいますと、今日お話しする人たちは、アナ系、アナ的発想の強い人たちです。となると、当然国家権力は人々を抑圧するものと捉えていますから、運動の中では独立には重きを置いていません。そういった推進者が誰だったかわからなかったことで批判があったのだらうと思います。

私は二〇〇七年の『水平社博物館紀要』に「水平社・水平社との交流を進めた在阪朝鮮人」を書きましたが、その後の研究としては、徐知怜^{ソヂリョン}さんという桃山学院大学に留学していた方の博士論文で「植民地朝鮮における衡平運動の研究―日本の水平運動の観点から」という、向こうの新聞や総督府資料による研究があります。

2. 水平社と在阪朝鮮人の連帯の開始

さきほど、一九二四年の大会の祝辞のやりとりを読みましたけれども、その前はどうかだったのかを考えます。すぐに水平社と衡平社の連帯ができたわけではありません。さきにできたのは水平社と在阪朝鮮人との連帯でそこから話は始まります。

その連帯に大きな役割を果たしたのが、木本凡人、本名は木本正胤という人です。思想的立場は基本的にはアナキストですが、後には転向して国家主義者になります。ただ幅の広い人で、ボル派とも交際がありました。最初の運動のきっかけは、大正中期の天王寺の住友別荘解放運動です。ただこれも、自分の家から天王寺駅に行くのに住友別荘があり大回りをしないといけないという思惑もあったようですが。それによって、天王寺公園拡張を勝ち取ったものの、甲号特別要視察人となります。一九二一年二月に、赤十字は戦争のものだとして、平和を示す青十字社を設立します。それとともに部落解放運動に乗り出します。一九二一年三月一三日に、天王寺公会堂で部落解放問題を扱った「民族史講演会」を開催して、水平社結成にかかわった若者たちに大きな影響を与えます。木本は天王寺公園北側で菓種商、

「征露丸」の販売をしていたのですが、その自宅兼事務所
に泉野利喜蔵、米田富、平野小剣、西光万吉、松田喜一、
阪本清一郎、駒井喜作らが出入りしていました。レジュメ
4頁の写真の右側が自宅跡です。水平社の裏の発生場所と
いっても良いようなところです。彼は全国水平社結成大会
で婦人代表として演説した岡部よし子と同居していました。
木本凡人と岡部よし子は夫婦だったと書かれたりしていま
すが、それは違います。ずっと最後まで浅香という女性と
暮していますので、本当に同志だったという気がしていま
す。全国水平社結成後は、彼は部落民が自らの力で解放を
切り開く道をつけたので外側からの働きかけは必要ない、
と陰ながらその活動を見守ることとして、次は朝鮮人の差
別の撤廃にあたる決意をしたといわれています。

岡部よし子という人は、視点が広くて見直さなくてはな
らない人だと思えます。部落・女性・朝鮮人・台湾出身者
の差別を結んで考えた人です。一九二二年二月、醒光婦人
会を結成し、「婦人解放演説会」を開催します。無産女性・
水平社関係者など二〇〇〇名が集まったと言われています。
最初に演壇に立ったのが元康和ウオウカンホという朝鮮人女性です。彼
女は朝鮮人・女性の二重差別を訴えました。このインパク

トが強かったのか、大阪朝日新聞は「鮮人解放演説会」と
報じました。この時無産女性の「女給」とかタイピストた
ちが演説をしました。三月の水平社結成大会には、婦人代
表として、岡部よし子が演説をしています。五月には異端
者同盟主催の「婦人労働問題演説会」が開かれて朝鮮人や
「台湾人」も演説しています。そこでの岡部よし子の演説
では、水平社・朝鮮人・「台湾人」の連帯について話をし
たと言われています。六月の「婦人労働問題演説会」でも
元康和が演説しています。

一九二二年というのは、社会運動にとつて非常に大きな
意味を持った年です。全国水平社だけではなく、日本共産
党や日本農民組合が結成されますし、大阪ですと大阪救済
事業調査会が大阪社会事業調査会となりました。同情の視
点で上から救ってやるというのではなく、社会連帯主義、
相互救済を視点に据えたのです。その中で、朝鮮人の運動
が本格的に起きるのもこの年です。一九二二年七月に朝鮮
人協会が設立されます。その中心人物が今日の話の核心の
一人になる李善洪イサンホンです。主要な活動は、相互扶助、差別事
象に対する糾弾です。自治組織である「朝鮮村」の設立結
成をします。運動を下から積み上げるといふアナ的発想法

が強い団体です。李善洪は木本凡人とは近くに住んでいないと同じ業種商で、交流がありました。おそらくこの朝鮮人協会を作るのにも木本凡人の協力があったのではないかと思います。同じ月に東京の留学生によって信濃川虐殺調査会が結成されます。これが在日朝鮮人社会主義運動のスタートとなります。

李善洪の人物については資料Aにあります。最終的に彼は上からの改革に転向して、四回総選挙に出て落選するのですが、三回目にはかなりの得票を得ます。戦前の大阪で最も有名な朝鮮人といえます。最終的に「親日派」として戦争協力をしていきますが、それでも朝鮮文化をいかにして守っていくかということを入れていました。

一九二二年一月一日、大阪朝鮮労働同盟会の結成大会が開催されます。これについても従来は評価が高かったのですが、調べてみますと、大阪の朝鮮人労働者が結成したものではありませんでした。コミンテルンに業績を認められたボル派の東京朝鮮人留学生が結成した北星会と、当時はボル派の思想に傾いていた西尾末広ら日本労働総同盟大阪聯合会のメンバーが、自分達の「指導」下に入る朝鮮人労働組合組織の確立を急ぎ、結成を画策したもので、大

阪で活動した形跡のない人々たちを寄せ集めて来て執行部をつくったものでした。それに対して李善洪たちは大阪在住の朝鮮人の動きを無視して、強引に結成を図ったことに對する抗議をしに行きました。その混乱の中で結成大会が流れます。それをボル派は李善洪らを「御用を務めた」だとかいろいろ宣伝します。このときに木本凡人が泉野利喜蔵・米田富を参加させて、朝鮮人協会の李善洪・朴興奎・金東赫ヒョクらに紹介しています。話は前後しますが、この前月の一月に、李善洪らは日本各地の朝鮮人団体を糾合する「日本在住朝鮮人総聯合会」の結成を準備しています。これを妨害したのはボル派の北星会ではないかと思われまゝ。二月一日の大阪朝鮮労働同盟会結成の混乱の中で李善洪も逮捕されますが、翌々日の三日に秘密裏に大阪朝鮮労働同盟会は結成されます。

それに対抗しなければならぬということで、李善洪らは三日後の一月六日に、アナ派を含めた朝鮮人の大同団結団体として関西朝鮮人聯盟を設立します。内務省警保局の「水平社運動状況（大正十一年二月五日調）」には「水平社は従来朝鮮人との間に何等の關係あるを認めざりしが、最近大阪に於て在留朝鮮人が「関西朝鮮人聯盟」を組織せ

んとするや、水平社幹部にぞくするもの之に参加し、将来極めて注意を要すべき状態を現わすに至れり。…一二月六日同地南区日本橋筋四丁目三〇番地朝鮮人協会事務所に打合会を開催、会する者約三十名、木本は水平社幹部泉野利喜蔵・千崎富一郎（米田富の本名）の両名と共に出席し、会名を前記の如く定むることに協定し、木本の起草に係る「水平社」に則りたる左記宣言・綱領・決議を朗読し、次で泉野は起つて「鮮人解放運動は水平運動と其の趣意を同じうするものなるを以て、本会は我水平社の姉妹団体として大いに提携努力せんことを望む」旨を述べ、米田は「朝鮮人は我等部落民と同祖同族なること、不断の努力を以て多少の犠牲を払うとも飽く迄目的貫徹に進むべきこと」を力説せり」とあります。ですから泉野、米田は一日のボル派との争いを見ても、木本凡人の影響があるとはいえ李善洪らを選択したということです。宣言については議論を呼ぶものがありました。「我々はもとより朝鮮人が独立しようとして滅亡されようと関係も考慮も要しない。我々は今更朝鮮が独立したからって、我々朝鮮の無産民として幸福を期待するには余りに苦い経験を持ち過ぎて居る」とあります。これは朝鮮独立を否定している、反動的な内容であると言

われてきました。しかし、これはアナ的発想のものです。宣言の最後は「おお人の世に熱あれ 人間に光あれ」とあります。綱領・決議にしましてもほぼ水平社宣言と内容は同じです。官憲側からしたらこれは水平社の姉妹団体であるということですが。宣言・綱領もアナキズム的傾向が強く、木本凡人が原案作成したものと思われまふ。朝鮮独立を否定したのではなく、権力による朝鮮独立政治的運動を否定したものです。米田富の回想では「これ（関西朝鮮人聯盟の宣言等）はこちら（水平社）が事実上指導したのですから多分、こちらの影響はあると思います。記憶はありませんが。」とあります。秋定嘉和さんはこれについて「差別の同質視が、部落民に朝鮮渡来民説によってなされていること、また、民族独立の問題が無視されていること、人類平等連帯観ともいべき人間主義的国際観が基底になっていることなどに注目すべきである。綱領・決議をみても水平社と同じ人間的・経済的平等と差別糾弾の思想が、社会主義の影響を受けているといつても今日のような思想でうけとめられておらず、むしろ大正デモクラシーの思想状況にあることを示す文章である。」と論評されています。米田が「同祖同族」という言い方をしたことについては、

この当時、ボル派の高橋貞樹も「部落起源」を「恐らくは古代の被征服民族にして賤業を課せられた奴隷が時代の経過とともにエタ族」となったとしており、平野小剣も「エタ」民族観の所有者で「エタ」民族解放運動を主張しています。そういった捉え方の中で「エタ」族と朝鮮民族が「同祖同族」という表現を使ったということだと思います。当時の思想的状況だとそうなんだと思います。

関西朝鮮人聯盟は『新鮮日報』という機関紙を出します。これをバックアップしたのが先駆者同盟です。会員が木本凡人・西前雅文・竹本英一・大串孝之助などアナキストの一二名です。西前と竹本を編集人に送り込んでいます。また、朝鮮人協会総務の金東赫宅で米田も発刊の相談にのっています。ここでも在阪朝鮮人、アナキスト、全国水平社の関係が見て取れるのではないかと思います。

3. 全国水平社大会と朝鮮人協会・関西朝鮮人聯盟

一九二三年三月の第二回大会には朝鮮人側から、朝鮮人協会三役（会長李善洪・副会長朴興奎・総務金東赫）が参加しています。そして、木本凡人を通じて大阪のアナキストたちが多く入場しています。ボル派である大阪朝鮮労働

同盟会・東京北星会からは祝電のみでした。水平社側は朝鮮人との関係ができたということで、「水平運動ノ国際化ニ関スル件」を決議します。提案理由「国際的ニ劣等人種トシテ差別待遇ヲ受クルモノ：我国ニ於ケル朝鮮人亦然リ」ということで、朝鮮人への差別問題を初めてとりあげます。泉野利喜蔵が「水平社ト朝鮮人ノ提携ニ関スル件」を緊急動議で提出します。「現今我カ官憲ハ水平運動并ニ朝鮮独立運動ニ対シ苛酷ナル圧迫ヲ加ヘ居レルガ、吾ガ水平社ノ主張ハ正義人道ニ立脚シ差別待遇ノ解放ヲ叫ブニ在リテ、朝鮮人ノ主張スル処ト相合致スルガ故ニ将来朝鮮人ト合体シテ相共ニ人類解放運動ノ目的ヲ達成セムトス」。これは議長保留となります。

この大会について京都府警察部長が報告しています。「本年二月一六日大阪市に於ける第二回水平社大会準備委員会終了後、最高幹部秘密会に於て今後朝鮮人との連絡を必要となすものありとて種々協議したる形跡あり。」とされ、さらに「大阪府甲号木本正胤は水平社同人と最も接近し、同社幹部清原一隆事西光万吉・同千崎富一郎事米田富一郎等と親交あり、従来水平社宣伝演説会開催の都度直接間接之に援助を与え来りしものなるが、本年二月十七日、

大阪市に於て全国水平社第二回大会準備委員会を開催せる際、大阪府甲号木本正胤方に水平社幹部約五名宿泊せる事実あるの外、水平社幹部は常に木本と相往来し其の指導を受け居れり。本年二月一九日A B C^{アボツホ}倶楽部（木本等の組織に係る思想団体）主催演説会開催に当り、水平社同人平野重吉（警視庁甲号）・野口一郎（滋賀県思想要注意人）等登壇、過激の演説をなし臨監警察官に中止を命ぜられたる事実あり。」とされています。こういった人々が木本の周辺にいました。これらの動きを踏まえて「前記木本は二月十九日李善洪・朴興奎・金東赫（大阪府要注意）等を訪問、大会当日必ず出席する様頻りに勧誘し」た結果、李善洪らは参加していくことになったのです。

一九二四年三月の第三回大会は、普通選挙をどう考えるのか等で対立した大会といわれるのですが、その一方で水平社が朝鮮問題に最も積極的に取り組んだ大会です。朝鮮人側は崔善鳴が関西朝鮮人聯盟の理事として出席し、演説を試みます。朝鮮に関わる三つの決議の可決後、在留朝鮮人からの祝辞の朗読があったとされますが誰のものかは不明です。ただ、平野小劍の報告に「朝鮮衡平社から東京労働同盟の金氏を通じて水平社に厚意を寄せた」というのが

あるので、東京の朝鮮労働同盟会が祝辞をだしたのかもしれません。崔善鳴は、当時はアナキストで、一九三〇年代に『協同組合運動』を発刊するなどしたインテリです。彼は、衡平社と水平社をつないだ重要人物です。彼の生まれ故郷には衡平社の分社が生まれているので、身近なところに差別があつて運動を意識していたのではないかと思われまます。この大会では、朝鮮に関わる三つの決議を可決しました。「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」、「内地ニ於ケル鶏林同胞ノ差別撤廃運動ヲ声援スルノ件」、「鮮人取扱ニ関シテ政府ニ警告スルノ件」です。

まず「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」ですが、『大正十三年六月 水平運動ノ概況（第四九特別議会議会資料）』（内務省警保局）によると、「三、社会主義者並朝鮮人トノ関係：朝鮮人トノ関係ヲ観ルニ目下大阪ニ於ケル「関西朝鮮人聯盟」（朝鮮人ノ解放団体）ハ其ノ組織ニ当リ水平社幹部等ノ策動ヲ受ケタルモノニシテ爾後水平社ノ姉妹団体トシテ相当連携ヲ有スルモノナルカ其ノ後第三回水平大会ニ於テ朝鮮衡平社ト連絡ヲ図ル事ヲ可決シタリ両者今後ノ提携ハ注意ヲ要スルモノト思料セラル」とあります。衡平社との連絡に関西朝鮮人聯盟が関わっていたことをうか

がわせませす。翌年の『大正十四年一月 最近ニ於ケル在留

朝鮮人情況』（内務省警保局）では「大正十三年三月二、

三日京都ニ於テ開催ノ第三回全国水平社大会ニ際シ同ジク
木本正胤ヲ介シ要視察人朝鮮人崔善鳴ガ出席シ演説ヲ試ミ
タルガ大会ニ於テハ将来平衡平社ト提携スベキヲ決議シタル
ヲ以テ崔善鳴ハ其ノ連絡提携ニ関シ木本ト秘密会合ヲ為シ
且平衡平社本部トモ打合セタルヤノ情報ニ接シタルモ目下ノ
処未ダ公然提携シテ運動ヲ共ニセントスルガ如キ傾向ヲ認
メズ」と、木本凡人・崔善鳴が平衡平社への祝辞の作成・連
絡の中心であったことがわかります。また、最初に示した
祝辞の「人間礼賛の佳き日の為め」などの文言は、朝治武
さんの研究でも言われているように平野小剣が作成に関わっ
ていたことを示すものでしょう。この三者で祝辞のやりと
りの関係を作ったことが読み取れます。

「内地ニ於ケル鶏林同胞ノ差別撤廃運動ヲ声援スルノ件」、
これは九州水平社からの「彼等ハ白丁ヲ虐メテアルノダカ
ラ彼等ニ白丁ヲ虐メテハナラヌト警告文ヲ発シタイ」とい
う条件をつけて可決します。どういふふうに警告するの
かという「朝鮮内の白丁を差別せぬ様朝鮮人協会へ要求す
る条件を可決す」とあり、ここでも李善洪たちが水平社と

の関係の中心になっていくことがわかります。

「鮮人取扱ニ関シテ政府ニ警告スルノ件」は、この緊急
動議が出る伏線があります。この第三回大会直前の二月二
二日の警察による李善洪殴打事件です。李善洪宅での電気
盗用の誤解問題から、抗議した李善洪を三名の戒署巡査が
衆人環視の中で袋叩きにした事件です。李善洪や多数の朝
鮮人協会員が戒署に押しかけ、交渉しますが誠意がないと
いうことで、二三日夜、李善洪宅で朝鮮人協会の支部団体
関係者五十名が集まり、①戒署が謝意を表すこと、②暴行
三巡査を免職すること、③「日鮮融和」の講演会を警察側
が開催することの三要求を決定します。関東大震災のとき
の虐殺事件も差別が根本問題と認識し、関西各府県の警察
部が雇用主に厳重な朝鮮人雇入れ名簿を作らせていること、
朝鮮人が日本名を名乗らなければ家を借りられないといっ
たことについての講演会を行えとしました。二三日午後九
時から翌朝午前三時まで代表委員七名が戒署長と交渉し、
警察では二七日までに何らかの回答をすると約束して一同
を引き取らせます。二六日深夜に警察側が三要求の全部を
入れることで一度解決したと思われましたが、警察側は摂
政が西下中のために警備が手薄なことを理由に、「内鮮融

和」の講演会開催の日時が決定できませんでした。これに業を煮やしたのか、李善洪、朴興奎他三名が上京して首相、内務大臣、警保局長への陳情をすることが決定されます。ただ、この東京への陳情予定が報告されると警察の態度が一変します。自分たちのメンツがたたないということでしょうか。それまでの交渉相手は大阪府の警察部長代理だったのですが二九日、最終的に朝鮮人協会側と面談した警察部長の見解は、それまでの経緯は自分の預かり知らないこととして、まともにかけた交渉条件を反古にしてしまつたということです。その後の行動の話は後にします。

この年の四月二七日は、「排日移民法」に反対する水平社の臨時大会が開かれます。それに関西朝鮮人聯盟が祝辞を送りました。司会の米田富が朗読しています。祝辞の中で気を使ったのか、「日本帝国カラ侮蔑サレテ居ル」としていて日本人から侮蔑されているとはしていません。この大会では檄文を衡平社に送ることも可決しています。これが実際に送られたどうかは確認できていません。ただこの後、関西朝鮮人聯盟の活動の記録は見られなくなります。雑多な団体の寄せ集めなので朝鮮人聯盟として一致して行動するということの困難性が一つと、崔善鳴がアナキズム

運動に純化したいということで別の団体を作り、李善洪も朝鮮人協会の活動に戻っていったために空中分解したのだと思います。

4. 一九二四年、朝鮮人運動への水平社の協力

一九二四年、水平社は積極的に在日朝鮮人運動に協力していきます。先ほどの講演会を警察が反故にしたという話ですが、関西朝鮮人聯盟理事の崔善鳴が上京します。平野小剣の手引きで首相・内相・警保局長を訪問、陳情する計画でした。前年に平野も陳情をしていますので自分の経験をもとに手引きしたということです。実際には首相秘書官、内相秘書官、警保局長、内鮮課長に面会しました。警保局長とは震災時の朝鮮人虐殺をめぐって大激論になり、糾弾書突きつけて退席します。この様子を聞いた平野が第三回埼玉水平社大会で「支那、朝鮮人並びに諸外国人に対し侮蔑的意思を以て絶対に唱許せざる事」ということを可決します。

崔善鳴は帰阪後すぐに関西朝鮮人聯盟本部の協議会に経過報告をします。その場で大阪での報告演説会の開催を五月に計画しました。「一、政府は鮮人虐殺の真相を発表す

ること、二、在内地鮮人労働者の救済政策を確立すること、三、警官の朝鮮人に対する侮蔑的扱を徹底的になくすこと」の三項目を要求項目としてあげます。ただし、この直後に関西朝鮮人聯盟が消滅しますのでこの演説会は開催された形跡はありません。ただ、崔善鳴は違う形で同じような演説会を開いたことは後に出てきます。関西朝鮮人聯盟は四月九日に済州島民大会を開きます。済州島出身の朝鮮人が主催ということですが、実際には崔善鳴が関西朝鮮人聯盟、水平社に応援を求めて開催したものです。済州島民が「陸地」朝鮮人、特に相愛会から差別されることに対する糾弾演説会でした。相愛会は後に衆議院議員となる朴春琴パクチュンギムらが作った親日融和団体です。朝鮮人労働者から会費を取って企業に斡旋し、その統制、労働争議の鎮圧にあたりました。多くの朝鮮人から「日本の番犬」、「労働者の搾取者」と忌み嫌われました。木本凡人もこの集会に参加しています。四月二一日、第四回三重県水平社大会へ関西朝鮮人聯盟から祝辞が送られています。これ以降、関西朝鮮人聯盟としての活動は発見できていません。水平社の姉妹団体とみなされていた団体が消えてしまったことになりました。しかし、これで水平社と衡平社、在阪朝鮮人の連帯が終ったわけでは

ありません。

これを受け継いだのは朝鮮無産者社会聯盟です。崔善鳴が作りました。済州島のアナキスト高順欣コスンシンが来阪して、彼と崔善鳴がアナキズムに純化した団体として結成しました。六月二八日に「朝鮮人問題演説会」を開催します。これは先ほど言った五月に開催しようとしていた集会と同じ中味で開きました。朝鮮無産者社会聯盟が主催で、木本凡人が後援しました。日本人の参加者が多かったと言われています。朝鮮人三〇〇名、日本人四〇〇名、内水平社員は三〇名が参加しました。大阪向野の絲若柳子が演説します。絲若柳子は木本凡人の影響が強い人です。震災時の虐殺朝鮮人の追悼及び批判と朝鮮人待遇問題批判等を論議しました。これを遠島哲男が『同和通信』で紹介しているのは、おそらく米田富らの関係からと思われる。八月五日には「朝鮮人言論圧迫弾劾集会」が開かれます。これも水平社が応援していますが、日本労働総同盟も応援しています。それだけでなく、ボル系・アナ系・民族主義者・クリスチャンらが大同団結して開いた集会です。一九二三、四年前半頃までは朝鮮人のボル派とアナ派は大阪で争っているのですが、この一九二四年後半から二五年にかけて、水平社、

衡平社、在日朝鮮人が一番活発に活動した時にはあまり対立がないのです。この集会を米田富が見に来て手帳に様子をメモしています。「八月五日午後七時 朝鮮六団体の主催にて朝鮮人言論集會圧迫弾劾演説會を開く 警官の圧迫愈々急（中止、検束） 圧迫に依りて逆に朝鮮人運動を促進し得ば御慰み」と感想を記しています。一月にも同じような集會が持たれています。最も、日本人と朝鮮人の連帯が活発だった時期といえます。

この一九二四年は、水平社関係の機関誌も朝鮮問題をかなり取り上げます。『愛国新聞』は三重県水平社と日農三重県聯合会の合同機関紙ですが、中心の上田音市は当時、木本凡人と親交があったという事で一番熱心に取り上げています。そのほか『防長水平』、『ワシラノシンブン』これは木本凡人と親交のあった難波英夫が主幹です。『自由』は関東水平社の機関紙で平野小剣が編集です。こういった水平社関係の機関誌のなかで朝鮮問題をとりあげたのは、ボル系というよりは木本凡人や平野小剣が関係しているものが多かったということです。

5. 一九二四年、水平社関係者と衡平社との交流

先程の祝辞に戻ります。祝辞を送った時、実は水平社と同じように白丁関係者だけで団体を作るという動きができており、衡平社は分裂していました。二月に路線対立が表面化し、三月に衡平社聯盟総本部と衡平社革新同盟に分裂します。両者は四月二五日の衡平社一周年の大会を別々に開催します。衡平社聯盟総本部は、晋州に本部を置いて、今まで通りの形でやっています。思想は社会主義的運動路線に懐疑的です。水平社が祝辞を送ったのはこちらです。平野小剣らを弁士として招請する予定ということで、崔善鳴が多分関係していたものと思われま。それに対して、衡平社革新同盟はソウルで大会を開いて、^{チャンジビル}張志弼らによって白丁のみで構成しました。それと共に社会主義的運動路線を志向します。この当時、立命館大学経済科生で大分水平社幹部の猪原久重が参加したといわれます。こちらはボル派の援助で水平社に記念講演を依頼したということですが、金静美さんがこのときの謝詞が偽物だったといっているのですが、彼女は誤解しています。衡平社聯盟総本部が晋州で大会をしていることを知らなかったように、ない大会に送っているんだから作ったに違いない、

勝手に作り上げたんだという誤解です。この時は二つのルートがあつたということで、第三回水平社大会の決議で動いたのは、崔善鳴、木本凡人、平野小剣ですから、祝辞がいったのが衡平社聯盟総本部だったのは、必然的なことだったのです。七月に『斥侯隊』（北星会機関紙）で宋奉瑀が「時評―危機におちいった衡平運動」を書いていますが、北星会にとっては分裂を歓迎したとまではいいませんが、革新同盟を支援し、影響力を増大したいという思惑はあつたでしょう。水平社は猪原久重に分裂の調査を命じ、その結果、「吾が水平社は今後革新同盟との間に連絡を執る筈である」と修正を図ろうとします。ところが、『日本労働年鑑（大正十四年版）』によると、衡平社が分裂するのはよろしくないで調停を図ることになります。その時に、「大阪の水平社が調停をなしつゝありと伝へられた」とあります。なぜ、大阪府水平社が調停するかということですが、水平社が直接、衡平社と接触するのは難しいので、泉野たちのメッセージを崔善鳴や李善洪ら大阪の朝鮮人が仲介に入つて伝えることが期待されたのではないかと思われまふ。この働きかけの効果があつたかどうかはわかりませんが、八月に結果として一つに戻ります。この時は水平

社代表と称して遠島哲男が参加・演説しています。

その後、衡平社と水平社は具体的に行き来するようになります。九月に衡平社執行委員の金慶三が訪日します。彼が交流したのは、平野小剣、米田富、栗須七郎、遠島哲男といったボル派とは一線を引いた人物です。一〇月五日には、平野小剣の影響力の強い群馬県水平社秋季大会で金慶三が衡平社について講演しています。平野小剣も朝鮮に関する講話を行っています。米田富の手帳に「衡平運動」というメモが四ページにわたつて残されています。この中に金慶三の名前も載っており、この渡日の際に行動を共にして金慶三の話をももしたものと推測されます。

こうやって一九二四年の後半は動きまふ。ただし二四年の最後に朝鮮人との交流に水をさした「遠島スパイ事件」が起こります。同和通信社の遠島哲男が警視庁に水平運動の情報を流す代わりに金を貰つていたことが発覚します。平野、米田、南梅吉等が、同和通信社支局員という形で金をもらつて情報を遠島に提供し、泉野利喜蔵も関係したとされました。これによつてかなり厳しい処分がでます。南梅吉、平野小剣が除名され、米田富は謝罪します。米田は奈良の組織が非常に強かつたので除名まで至らなかつたの

でしょう。朝治武さんは、これは当時としてはあまりにも重すぎる処分ではないか、ボル派の青年同盟の意図的な動きによってこれだけの処分がでたのではないかと推測しています。これで、在阪朝鮮人や衡平社との交流のパイプの中心となった平野小剣・米田富の影響が全国水平社に及ばなくなりそうです。全国水平社をつうじての交流がこの後は衰退していきます。祝電は行き来しますが、後は個別の運動が中心となっていきます。

6. 一九二五年の水平社と衡平社の交流

七月にソウルを中心に朝鮮で大水害が発生します。八月には朝鮮醴泉^{イェチヨ}で醴泉青年会と労農会による衡平社襲撃事件が発生します。八月二二日に朝鮮水害罹災同胞救済演説会が大阪市内の日本橋四丁目五階倶楽部で開催されます。アナ系が中心なのですが、大阪の水平社を巻き込んで救済委員会をつくります。その中で醴泉の襲撃事件に対する緊急動議を行っています。朝鮮では総督府の報道管制が実施されていた中にも関わらず、在阪朝鮮人の関係もあって迅速な対応をとれたのだと思われます。もう一つ特筆できるのは、大阪で唯一のアナ派であった富田林の新堂水平社の活

動です。北井正一が活動の中心で栗須七郎と深い関係がありました。七月から八月にかけて「社会問題夏期講習会」を開催します。崔善鳴と高順欣を講師に招きます。それをうけて、『大阪水平新聞』一九二五年九月一五日号では、新堂居住の松谷功が「先づ自らの優越感を除け」と部落居住の朝鮮人への差別を問題にして「吾等部落民は共に賤民として、弱小民として悲惨な地位にある朝鮮の同胞に斯くの如きの感じを与へたことを深く悲しまなければならぬ」、「鮮人に対するに一種の優越感を以て、賤視的態度を執ると云ふ、この事實は明かに支配階級の征服行為を、無意識裡に是認し補助しつゝあるのではないか。」と訴えかけます。ただ新堂部落でのこうした活動も、北井正一が在郷軍人会員差別発言関連で逮捕されてしまいますので一九二六年になると下火になってしまいます。このようにおおむねアナ系の人たちが、衡平社と朝鮮人・水平社の交流の中心を担っていました。

7. 一九二六年以降アナ系の活動の衰退と一九二八年の水平社と衡平社の交流の終焉

一九二六年以降は、在阪朝鮮人の活動において、アナ系

の人たちの活動は完全に衰退していき、ボル系が強くなっていきます。水平社自身も遠島事件以来、松田喜一らボル派が力を持つようになって主導権を確立します。ただし、一九二八年の三・一五事件で松田喜一、西光万吉、木村京太郎らが逮捕され勢いを失います。衡平社から水平社への働きかけは続きますが、水平社からの衡平社への働きかけ、また日本在住の朝鮮人に対する支援は減っていきます。

一九二八年には大変問題になる事が起きます。衡平社が全国水平社に対し一九二八年四月の衡平社第六回大会への代表派遣を要請します。水平社は愛媛水平社の徳永参次中央委員を正式派遣します。大会二日目、徳永が「一心同体トナリ迫害ニ対抗スル必要アリ」と水平社との提携の必要を説き、その後の議論の末に水平社との提携を可決します。ところが、翌日の三日目、徳永が次のような祝辞を述べます。「天皇陛下ハ一視同仁ト仰セラレタ」、「衡平社員ト水平社員トガ互ニ握手シテ共ニ日本帝国ノ国勢ヲ四海ニ発揮スル様ニ努力サレムコトヲ御願ヒシマス」。これは物議をかもしそうになりますが、臨監警察官の制止により、議論はできませんでした。結局、一九二八年の四月の大会以降は人的交流が途絶えて祝電などだけの交流に限定されます。

その祝電といっても、ボル派の水平社解消派が衡平社解消派に出した激励の祝電が多く、結局途絶えて行きます。その後、衡平社の急進的な勢力が逮捕されて妥協的な融和主義団体へと変質していつてしまいます。結局、一九二四年、二五年が水平社と衡平社・在阪朝鮮人の交流のピークでかろうじて二八年まで続き、途絶えていくというのが全体的な流れです。

8. 一九二六年以降も朝鮮人の支援を続けた水平社関係者・

地域

ただ、一九二六年以降も個人的、地域的に朝鮮人の支援を続けた水平社関係者もいます。一九二四年、二五年に交流を持った人たちがそれ以降も続けたということです。泉野利喜蔵は堺の今池の朝鮮人「不法占拠」解消問題に力を尽くしますし、失業救済事業でも朝鮮人たちと共闘し、支援を続けます。北井正一は新堂を離れますが、浪速区・西成区の皮革産業に関わって組合を作ります。共産党系ではない、右派に近いような無産政党系です。その組合にはたくさんの方々が入っていました。京都の崇仁地区の履物・皮革産業に朝鮮人が従事するケースはほとんど無かったの

ですが、大阪ではしています。特に西成は日本人より朝鮮人の方が多い状況でした。この違いがなぜ生まれるのかということは、これから研究していかなくてはなりません。

あと、北井正一と深い関係にあった栗須七郎です。彼も朝鮮人と共闘しています。彼は一九三〇年に総選挙に出ています。その時はハングル投票が認められていませんでした。それにも関わらず、最初にハングルで看板を作ったのは栗須七郎でした。その影響があつたかどうかはわかりませんが、この看板が出た直後に、それまで認められなかったハングル投票が突然認められます。彼はその後、西浜の住居に朝鮮人の子どもたちを書生として住まわせて、「水平道舎」をつくります。戦時下でもこういった活動をしていました。米田富も 李善洪・崔善鳴との付き合いは続きます。

おわりに

従来評価の高かったボル系ですが、いかに効率よく運動をして革命に近づくかという、近代的発想というか、結果を重視するものでした。個別具体的な闘争よりは早く結果をださないといけないというところがありました。ですから、朝鮮人の個別の問題や水平社と衡平社の問題などスロー

ガンではあげても具体的な行動は伴わなかったのです。それに対してアナ系の人々は、差別に対する怒りとか被差別の共感を行動に移すという、人間としての生き方、プロセスを重視しました。それが生活感情を伴う運動になったと思います。目の前にいる同じように差別されている人たちと手を結び合いながら運動することによって新しい動きを作りだす、自分たちもまた学んでいこうという姿勢もありました。また、多様なものを結び付けて行こうという視点がありました。ただ、それが一九三〇年代になると国家主義や大アジア主義に転向していってしまうということで、これについては詳しく研究しないといけないと思っています。

戦前の大阪と朝鮮人② 戦前、大阪で四回の総選挙に 出馬した李善洪の生涯

―「共生」社会を求めた朝鮮人の挫折―
塚崎昌之



1932年の総選挙に立候補
したときの李善洪（36歳）

1932年1月28日大阪朝日新聞夕刊2面

一、戦前期、大阪で最も有名な
朝鮮人・李善洪

現在、李善洪の名前を知って
いる人間は少ない。しかし、戦
前期においては、第四師団長と
して一年だけ大阪に赴任した朝
鮮王朝最後の皇太子であった李
垠は別として、李善洪は大阪に
住んだ朝鮮人の中で最も著名な
人物であったといつてよい。

李善洪は二五年以上に及ぶ大
阪での生活において様々な活動
を行った。一九二〇年代には、
アナキスト的な思想を持ち、朝
鮮人協会を組織し、その会長と
して多くの新聞記事に登場し
た。一九三二年から一九四二年
までの間にいずれも落選はした
が、四回の総選挙に立候補した。
アジア太平洋戦争開始時には、

建前上は全在
阪朝鮮人から
組織された大
阪協和協会の
委員長代行
として、在阪
朝鮮人のトップ
に立ち、戦
争協力を行っ

た。

従来の彼に対する評価は、戦
前期の在日朝鮮人運動史の代表
的著作である岩村登志夫氏の
『在日朝鮮人と日本労働者階級』
（一九七二年）で朝鮮人協会を
「御用団体」と規定したことや、
一九四〇年代の「親日派」の姿
から、一貫して民族を売った反
動的な人物の代表であるかのよ
うな評価が下されてきた。だが、
それは断片的な情報からの判断
でしかなく、彼に対するまとも
な研究はなされてこなかった。

確かに彼は、一九三〇年代以
降、「融和」主義者・「大アジ
ア主義」者の面を際立たせた。
しかし、朝鮮人協会の活動が華
やかかりし一九二〇年代には全
く違った側面が存在していた。

二、大阪朝鮮労働者同盟会の創
立と李善洪の立場

一九二二年一月一日、大阪
最初の朝鮮人の労働組合とされ
る大阪朝鮮労働者同盟会の創立
大会は混乱のうち解散を命じら

れた。岩村氏はその原因を作っ
たのは、「御用団体」朝鮮人協
会会長の李善洪だとしたが、こ
の混乱は、ボル系（ボルシェビ
キ系統＝共産党系）の東京のイ
ンテリ朝鮮人、ボル系の大阪の
朝鮮人、アナ系（アナキズム系
＝無政府主義系）をはじめと
してボル系についていけない大
阪の朝鮮人、そして朝鮮人を自
分たちの運動に利用しようとし
た大阪のボル系の日本人、この
四者の主導権争いから生まれた
のが真相であった。

そして、ボル系の大阪朝鮮勞
働者同盟会の成立と同時に、そ
こから排除された人々が、それ
に対抗して二月六日、関西朝
鮮人聯盟を成立させた。李善洪
が名誉顧問を務めた。この発会
式には、この年の三月に成立し
た部落解放を目指す全国水平社
の主要創立メンバーであった泉
野利喜蔵・米田富も参加し、両
者を姉妹団体とする連帯の演説
を行った。また、聯盟の宣言・
綱領も全国水平社のもを見習
ったものであった。泉野・米田

は二月一日の労働者同盟会の発会式にも参加している。李善洪が起こしたとされてきた「混乱」を目の当たりに見たはずであるが、ボル系の人間たちではなく、李善洪らとの連帯を選択したのであった。

三、一九二〇年代・朝鮮人差別への糾弾

李善洪は一九〇五年、全羅南道の木浦に近い村に生まれ、一九一七年、二才のときに来阪、朝鮮船売りとなった。その後、東京に出たが、また大阪に戻り、大阪中央郵便局通信事務員として勤務した後、薬種商となった。一九二〇年に、彼の大阪での「内鮮融和」の演説に感激した高知県出身の日本人女性本井芳居との間に恋愛が芽生え、結婚、二人の娘をもうけた。

一九二二年七月に成立し、李善洪が会長を務めた朝鮮人協会や先述の関西朝鮮人聯盟は、朝鮮人の団結を大切にし、自分たちの力で「下」から朝鮮人が差別されることの無い社会を勝ち

取っていくという団体であった。主な活動は、①警官の朝鮮人に対する差別的・暴力的な扱いや教育現場での子どもたちへの差別などに対する糾弾闘争、②無料宿泊所の経営や職業紹介、自治組織「朝鮮村」構想などの相互扶助活動、③モルヒネ中毒患者撲滅運動などの犯罪防止活動などであった。モルヒネ中毒患者撲滅運動など、課題によつてはボル系の朝鮮人と共闘することもあった。

また、李善洪は朝鮮人内部の問題にも眼を向け、瀋州島民への差別反対集会や御用団体・相愛会への糾弾集会の支援も行つた。

この当時、彼の回りでは崔善鳴、李春植、高順欽といったアナキストたちが活発に活動を行い、全国水平社とのつながりも深めた。一九二〇年代、李善洪は少なくとも三回の検束を受けるなど、警察の要視察人であった。そして、一九二〇年代半ばまで、特に一九二三年、二四年、二五年の大阪の朝鮮人運動をリ

ードしたのは、従来いわれどきような労働者同盟会のようなボル系の間人ではなく、李善洪・崔善鳴をはじめとしたアナキストやアナキストシンパの活動であった。

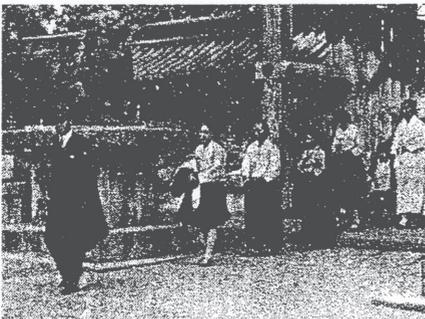
四、一九三〇年代・総選挙への立候補

一九二七年以降、労働者の組織化の失敗、計画の壮大さに比べての力量・資金不足、ボル系の朝鮮労働総同盟の隆盛、権力の弾圧等の原因から、

彼らの活動は急速に沈滞、孤立していく。一九三〇年代に入ると、朝鮮人協会の活動は権力に接近、右旋回を始める。

「満州」事変から日中十五年戦争が開始されると、平等を勝ち取る近道は、日本人社会を糾弾することではなく、日本人社会に貢献し、朝鮮人の存在意義を日本人に認めさせる

ことに変化していく。李善洪は「内鮮融和」を政治的に解決するために、大阪で最も朝鮮人人口の多かった東成区（現東成区・生野区）を中心とした大阪第四区からの総選挙への立候補を決心した。一九二〇年代の糾弾的な運動では変わろうとしなかつた日本人に対し、政治という「上」からの力を利用することが、差別の無い世の中を作り出す強力な武器になると考えたのであろう。



「必勝祈願」に向かう李善洪（左端）と紅・青・黄などのチマチョゴリを着る朝鮮人女性たち
1932年2月11日 大阪朝日新聞朝刊 大阪市内版



1936年の総選挙の応援にかけつけた崔承喜
1936年2月9日大阪毎日新聞朝刊5面



李善洪の長子善子が激励辞を書く。ハンブルのものもある
1936年2月8日 大阪朝日新聞朝刊 大阪市内版

最初の総選挙立候補は一九三二年、三六才のときのことであった。この選挙は、朝鮮人からの投票を期待し、運動員も朝鮮人が中心であった。チマチョゴリを着た女性たちが町に出て必勝祈願を行い、また、演説会の演壇に立った。選挙演説も朝鮮語が半分であり、朝鮮人であることを全面に打ち出した選挙であった。

しかし、現実には、朝鮮人有権者が全員、李善洪に投票したとしても、当選得票数の四〇％弱でしかなく、日本人の得票なしに当選は望めなかった。運動資金も約三千元を集めるのがやっとであり、日本人候補者の平均の四割にしかならない貧乏選挙であった。供託金も、日本人の手助けによって締切り直前にや

つと供託できたほどであった。同じ一九三二年の総選挙で東京から立候補し、当選を果たした相愛会の幹部・朴春琴は、最初から朝鮮人の投票を期待せず、日本人を買収するために十万余円を使用したとも言われる。一九三六年、一九三七年と選挙を進めることに、運動員も日本人が多くいるなど、日本人にすりよつていく。それとともに選挙資金も潤沢になっていった。「大アジア主義」の主張もエスカレートしてい

く。一九三七年の選挙では、当選した朴春琴（一九三六年は落選）よりも、二千票以上多くの得票を得たが、落選した。

五、朝鮮文化へのこだわり
妻が日本人であり、一生を日本で暮らすつもりであった彼は、朝鮮独立に関心が薄かった。彼が一貫して求め続けたのは朝鮮人が差別されない日本社会であった。彼は確かに権力者側を使う「内鮮融和」という言葉をよく使った。しかし、それを朝鮮人の日本人への「同化」で解決しようとしたわけではない。一九三〇年代になつても、彼はチマチョゴリにこだわり、朝鮮

語にこだわり、朝鮮の祭りを行い、朝鮮仏教を信仰した。

一九三三年五月には、大阪で初めての朝鮮風のお祭りを主催したことが大阪時事新報に報じられている。その祭りは「朝鮮の御神輿―同地固有のブルボン行列」とされ、「七八十人の男女は美しく着飾つて数隻の船に乗込み午前七時鶴橋運河を出発水上を練つて十一時頃中之島公園に到着する予定」であった。おそらくクエングワリやチャングといった鉦や太鼓も打ち鳴らした賑やかなものであったに違いない。

「半島の舞姫」崔承喜との交友も持ち、ベルリンオリンピックのマラソンで優勝した孫基禎の大阪での歓迎会にも出席した。彼が理想としていた社会は、お互いがその立場・違いを認め合う、今で言う「共生」社会であったかも知れない。

六、一九四〇年代・戦争協力と死
日中全面戦争が激化する中、

●発行日 2004年6月1日
●発行人 鄭早苗
●編集 鄭早苗・井上正一・河東吉・高敬一

●発行 (社) 大阪国際理解教育研究センター
Sai 2004 summer/autumn 30

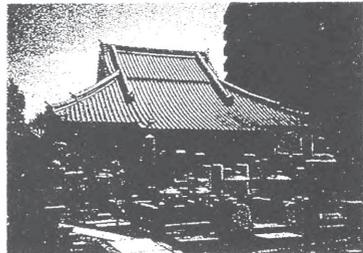
「一祝同仁」の下における平等社会を主張し、天皇賛美を強めていく。一九四一年、アジア太平洋戦争が始まると、大阪協和協力会を結成し、代行委員長として、全在阪朝鮮人約三十六万人に対して「皇民化」運動を押し進める立場に立った。現在の大韓民国民団大阪府地方本部となっている北区中崎の地に、朝鮮人の「練成道場」として協和会館の設立計画を推進することも行った。

李善洪の四回の選挙の得票率の変遷

年	得票	得票率	最低当選者	朝鮮人有権者	供託金	備考
一九三二	二〇二〇	一・七%	一四八八二	五七二六	縮切ギリギリ	ハンゲル投票三一票、朴春琴得票率一〇・二% 得票のうち、四〇〇票が日本人 朴春琴は七九一五票で当選 同選挙区の辛泰嶽は八七五〇票、非翼賛候補
一九三六	五四三五	三・六%	二一九六〇	一一〇〇〇	一週間後	
一九三七	一〇〇〇九	七・五%	一七七四〇	一三〇〇〇	初日	
一九四二	六一五九	二・三%	三〇六九九	?	?	

ていたインテリであったが、彼も「転向」して、積極的な戦争協力を行っていた。李善洪は一九三七年の得票数の六割に止まり、同じく落選した辛泰嶽にも敗れる惨敗であった。しかし、彼等二人の得票を足しても、一九三七年の李善洪の得票率に大きく及ばなかった。李善洪らの思惑とは異なり、朝鮮人の戦争協力は、結局、戦争の中に埋没してしまい、日本人の評価の対象とはならなかったのである。

この選挙の後、李善洪は大阪協和協力会の運動からも退き、ひっそりと暮らしたようである。そして、戦争の結末を知ることなく、一九四四年九月、東住吉区針中野の長屋で生涯を閉じた。四九歳であった。彼は一



寿法寺（天王寺区四天王寺2丁目）
李善洪の墓は本堂の右手にある



寿法寺にある 李善洪の墓

生、金とは無縁な生活を送った。「日本の番犬」といわれた相愛会を取り仕切り、東京で二回の衆議院議員当選を果たした朴春琴は、不動産業や朝鮮での鉱山業で多くの収入を得ており、その裕福な生活とは、明らかに違ったものであった。

李善洪も武田英雄と創氏改名をしたが、この名前で公の場で活動した記録は一切、残っていない。また、敗戦直前の一九四五年五月、次女が四天王寺近くの寿法寺に建てた墓には「慶州李氏公善洪墓」と刻まれている。

Sai 2004年夏秋 第51号

1920 年代、水平社・衡平社との交流を進めた在日朝鮮人
— 全国水平社の姉妹団体・関西朝鮮人聯盟を中心に —

塚崎昌之

はじめに

- ◎2016 年 5 月 「水平社と衡平社 国境を越えた被差別民衆連帯の記録」
 - アジア太平洋地域ユネスコ（国連教育科学文化機関）記憶遺産登録
 - =第 3 回全国水平社大会協議会提出議案（1924 年 3 月）、米田富手帳等 5 点
 - 水平社博物館のホームページに公開

◎「白丁」とは—朝鮮で最下位に位置づけられた被差別民

▽起源—?

- ▽朝鮮王朝—屠畜、食肉商、皮革業、骨細工、柳細工（編笠、行李等）以外の職業に就くことの禁止

▽1894 年—法制的には解放

▽1926 年朝鮮総督府の調査

- ・「白丁」—8211 世帯、3 万 6809 人
 - …実際には 5 万人程度か？
- ・職業 牛に関係する職業—48.8 パーセント（獣肉販売業 27.8% + 屠畜、製革、製靴など）
 - 農業—25.2%、柳器製造—10.6%、飲食店や「低級」旅館の経営—5.8%

▽朝鮮戦争時と近代化による社会変動によって消滅したとされ、表向きの差別はない…

しかし

- 上原善広『コリアン部落』ミリオン出版、2006 年（2014 年『韓国を旅する』で再刊）差別用語、左利き…

◎衡平社とは

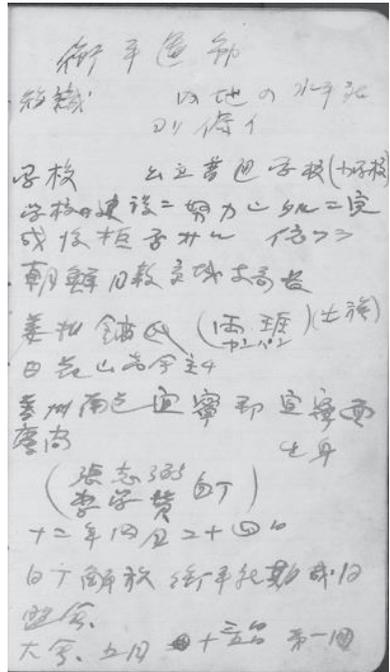
▽1923 年 4 月 24 日

慶尚南道晋州で結成

白丁（張志弼）+ 富裕な一般社会運動家（姜相鎬）

7 月 15 日—関東水平社『関東水平運動』—平野小剣が影響力

『進め』6 月号、孫永極（北星会）「朝鮮の水平運動—衡平運動の主義と其趣旨書」を転載



1. 水平社と衡平社との交流の開始

◎1924年4月25日—全国水平社から衡平社第二回大会に祝辞—資料⑤G

「衡平社同人諸君、吾等水平社同人と諸君との間にあるものは只一つの狭い海峡だけである。吾等は此の僅かに百二十二哩の海峡が如何に吾等の固い、そして暖かい握手を阻げるに無力であるかを、無自覚なる人間冒険者の眼前に見せつけねばならない。

そして吾等は所謂精神的奴隷制の領域を突破せんとする人類の旗持として選ばれたる民であることの喜びを共にして進軍しやう。

衡平社同人諸君、人間礼賛の佳き日のために、水平社同人は衷心より諸君の清栄を祈り第二回大会の開催を祝す。

一九二四年四月廿五日

全国水平社

衡平社第二回大会御中

◎1924年5月1日—水平社に対する衡平社第二回大会決議—資料⑤G

「水平社同人諸君、我々衡平社同人ハ諸君ト共ニ手ヲ握リ、事務ノ連絡ヲ取り、我々ガ期待スル新社会建設ニ向ツテ突進シヨウト思ツタ、併乍ラ我々ハ諸君ト握手スル機会ヲ得ナカツタコトヲ遺憾トスル。

今般弊社第二回大会ノ時、熱誠ヲ尽シタル祝辞ヤ祝電ヲ下サツタコトヲ感謝スル、又今年三月京都ニ於テ開カレタ貴社ノ大会ノ時、我々ノタメニ感激ナル決議ヲシテ下サツタコトニ付テ、我々ハ满腔ノ熱誠ヲ以テ感謝致シマス。今回弊社第二回大会ニ於テ左ノ如キ決議ガアリマシタ。

決議

我ガ衡平運動ト其目的ガ同一ナル水平社ト握手シ、運動ノ連絡ヲ図ルコト。

水平社同人諸君、我々ハ国境ヲ超越シ世界同胞主義ニ立脚シテ、我々ノ理想社会ヲ建設シヨウデハナイカ。

諸君ノ熱アル御援助ヲ祈ル

一九二四年 『メイデイ』

衡平社聯盟総本部

全国水平社聯盟本部御中

◎その評価—肯定的評価

▽池川英勝氏—朝鮮での衡平社関係の膨大な新聞史料を収集

「朝鮮衡平運動の展開過程とその歴史的性格」（『アジアの差別問題』1986年所収）

「水・衡両団体の交流は本格的なものとなる前に消滅し、理論的交流にはいたらなかったといえよう。だが、水平社側のミスや思想的制約をみせながらも、被差別民同士の困難な連帯行動は明らかに存在していた。」

▽辛基秀氏 『白丁』差別とそのたたかい」（『アリアン峠をこえて』1992年所収）

「水平社と衡平社の連帯」（『解放教育 284号 1992年所収）

「衡平社と水平社の交流」（『朝鮮の「身分」解放運動』1994年所収）

「朝鮮の人権闘争—衡平社の結成 水平社との交流・連帯を中心に」

（『アジア市民と韓朝鮮人』所収、1993年）

「1923年春から5年間の衡平社と水平社の交流・連帯の歴史は世界の人権闘争の歴史に燦然と輝くものである。」

▽金井英樹氏「朝鮮の被差別民と衡平社運動 水平社との交流ノート」

(『水平社博物館紀要』2号所収2000年)

「水衡連帯の試みは交流が始まった段階で惜しくも潰えたが、両者のはたした歴史的役割は多大である。ともに、差別という受難の辛苦を他に押しつけるのではなく、自らの解放をかちとることで、平等社会の実現を志向する運動を展開した。それはまた、被差別者の自己解放の意識と行動を高めただけでなく、一般大衆への平等意識の深化をもたらしたのであり、二一世紀の人権文化を形成する先駆けともなった。」

▽高淑和氏「日帝下・衡平社の研究」(『部落問題研究』110号1991年所収)

▽井口和起氏「朝鮮の衡平運動と日本の水平運動」(『部落』571号1993年所収)

◎その評価—中間の評価

▽秋定嘉和氏「東亜日報にみられる朝鮮衡平運動記事(一)～(三)」の「解説」

(『朝鮮学報』第60、62、64輯所収、1971、72年)

「朝鮮衡平社運動—日本の水平社運動と関連して—」(『近代と被差別部落』1993年所収)

「朝鮮衡平社運動—日本の水平社運動と関連して—」

「衡平社運動は、朝鮮の被差別民「白丁」の差別撤廃運動であった。それは、日本の水平社との連帯的意識のもとに発足し、しばしば、連帯を、双方ともに望んでいたにもかかわらず、その内容の結実にはいたらなかった歴史をもつ。」

◎その評価—批判的评价

▽金静美氏「衡平運動の過去と未来」(『差別とたたかう文化』13号、1984年所収)

「朝鮮独立運動と衡水連帯の試み」(『朝鮮の被差別民衆』1988年所収)

「朝鮮独立・反差別・反天皇制—衡平社と水平社の連帯の機軸はなにか—」

(『思想』786号、1989年12月号所収)

「衡平運動の過去と未来」

「『祝辞』の筆者は、抑圧民族と被抑圧民族の関係を正面から捉えようとせず、「衡平社同人諸君、吾等水平社同人と諸君の間にあるものは只一つの狭い海峡だけである」と書き、「狭い海峡」という地理的な断絶のみを語っている。「祝辞」と「謝詞」の交換は虚構であったが、「祝辞」の内容そのものも日帝の植民地支配の問題を回避して、「人間礼賛の佳き日」を語っている。」

「朝鮮独立と衡水連帯の試み」

「水平社の創建の一年後、朝鮮で衡平社が創建され、双方から連帯が試みられたが、朝鮮の被差別民と日本の被差別民のこの試みは、きわめて初歩的な段階にとどまり、実らなかった。」

「日本の被差別部落民に対する差別と、朝鮮人に対する差別を同質のものとして、朝鮮独立の課題を排除したまま朝鮮人差別を解消しようとすることは、客観的には、日本帝国主義者の『内鮮融和』政策に加担することである。朝鮮独立の実現を第一義としない朝鮮民衆と日本民衆の『連帯』の本質は、『日鮮融和』であり、それは、日本の朝鮮植民地支配を維持強化する役割を結果として果たすことになる。」

「朝鮮独立・反差別・反天皇制—衡平社と水平社の連帯の機軸はなにか—」

「植民地の民衆と帝国主義国の民衆の真の統一戦線は、植民地の解放を主軸とすることによつてのみ形成されう…」

▽藤野豊氏 「全国水平社の創立とその思想」(『水平社運動史論』部落解放研究所、1986年所収)

「全水は朝鮮人民との連帯を求めているようであるが、けつして独立運動に対する連帯ではない。あくまで、朝鮮人内部の白丁に対する差別や、日本政府の朝鮮人への差別政策・日本人の朝鮮人への差別感に対する反対にとどまっている。すなわち、全水は朝鮮人差別の問題を日本帝国主義の植民地支配の問題としてはとらえられず、日本人全般の朝鮮人に対する民族的差別観念のみにもとづく問題としてとらえている。そこには、当然ながら朝鮮人の「民族自決」への理解はなく、朝鮮人はあくまで「鶏林同胞」なのであった。…こうした全水の朝鮮問題への認識の弱さは、その部落問題認識のレベルを如実に反映していたのである。」

⇒しかし、これらのいずれも「連帯」に関する資料の少なさや資料の曲解からの解釈が目立つ

また、なぜ水平社と衡平社の連絡ができたのか？

植民地支配を重く捉えなかったのか？ }といった視点などが無い

◎その後の研究の深化

▽塚崎昌之「水平社・衡平社との交流を進めた在日朝鮮人—アナ系の人々の活動を中心に」

『水平社博物館研究紀要』第9号、2007年所収—日本側史料を中心

▽徐知怜氏「植民地朝鮮における衡平運動の研究—日本の水平運動の観点から」

桃山学院大学博士学位論文、2011年—新聞記事、総督府史料による衡平運動一覧表

※金仲燮・水野直樹氏監修『朝鮮衡平運動史料集』解放出版社、2016年—京城地方法院検事局文書

2. 水平社と在日朝鮮人の連帯の開始

◎木本凡人(本名:木本正胤)と差別問題

▽思想的立場—基本はアナキスト—ボル派とも幅広い交際

▽大正中期 天王寺の住友別荘解放運動→天王寺公園

⇔甲号特別要視察人

▽1921年2月 青十字社を設立—平和を示す

→部落解放運動に乗り出す

▽1921年3月13日 天王寺公会堂で部落解放問題を扱った

「民族史講演会」を開催

→水平社結成にかかわった若者たちに大きな影響を与える

→天王寺公園北側の薬種商(「征露丸」)の自宅兼事務所に

泉野利喜蔵、米田富、平野小劍、

西光万吉、松田喜一、阪本清一郎、駒井喜作らが入り

▽全国水平社結成大会で婦人代表として演説した岡部よし子と同居 木本凡人自宅跡と当時の階段

▽全国水平社結成後—部落民が自らの力で解放を切り開く道をつけたので、外側からの働きかけは必要ないと陰ながらその活動を見守ることとし、次は朝鮮人の差別の撤廃にあたる決意をしたといわれる



◎岡部よし子の果たした役割—部落・女性・朝鮮人・台湾出身者の差別を結ぶ

▽1922年2月 醒光婦人会を結成

「婦人解放演説会」—醒光婦人会主催、無産女性・水平社関係者など2000名
最初に演壇に立ったのが元康和—朝鮮人・女性の二重差別を訴える
大阪朝日新聞は「鮮人解放演説会」と報じる

3月 水平社結成大会—婦人代表として演説

5月 「婦人労働問題演説会」—異端者同盟主催、1200名

某朝鮮人・某「台湾人」が演説

岡部よし子の演説—水平社・朝鮮人・「台湾人」に言及

6月 「婦人労働問題演説会」—醒光婦人会主催、堺300名

元康和が演説



『大阪朝日新聞』1922年2月19日
前列右端が元康和
その左が山内みな（赤衛社）
その左が岡部よし子（醒光婦人会）
その左が佐藤愛子（新社会社）

◎1922年7月 朝鮮人協会の設立

▽李善洪が中心人物（いつ会長になったかは不明）

▽主要な活動=相互扶助、差別事象に対する糾弾、自治組織である「朝鮮村」の設立結成
→アナ的発想法

▽李善洪は木本凡人とは家も近く、同じ業種商

※同月—信濃川虐殺調査会結成—朝鮮人社会主義運動が本格的に開始

◎李善洪とは—資料①②A

▽1895—1944年、全羅南道の木浦付近の出身、中学卒？

◎1922年12月1日 大阪朝鮮労働同盟会の設立

▽従来は評価が高かったが、大阪の朝鮮人労働者が結成したものではない

▽コミンテルンに業績を認められたいボル派北星会の東京朝鮮人留学生と、当時はボル系の思想に傾いていた西尾末広ら日本労働総同盟大阪聯合会のメンバーが、自分達の「指導」下に入る朝鮮人労働組合組織の確立を急ぎ、結成を画策したもの

▽李善洪の「妨害」行為は従来言われてきたような権力の手先とは考えられず、大阪在住の朝鮮人の動きを無視して、強引に結成を図ったことに対する抗議

▽この前月の11月に、李善洪らは日本各地の朝鮮人団体を糾合する「日本在住朝鮮人総聯合会」の結成を準備—ボル派の妨害で破綻か？

▽このときに木本凡人が泉野利喜蔵・米田富を参加させ、朝鮮人協会の李善洪・朴興奎・金東赫に紹介

◎1922年12月6日 関西朝鮮人聯盟の設立

▽大阪朝鮮労働同盟会に対抗するため、アナ派を含めた朝鮮人の大同団結団体として李善洪らが設立

▽宣言・綱領—アナキズムの傾向が強く、木本凡人が原案作成か—資料③B

朝鮮独立を否定したものではなく、朝鮮独立政治的運動を否定

※米田富の回想（師岡祐行『米田富と水平社のこころ』）

「これ（関西朝鮮人聯盟の宣言等）はこちら（水平社）が事実上指導したのですから多分、こちらの影響はあると思います。記憶はありませんが。」

※秋定嘉和氏「初期水平社運動資料の一断面」

「差別の同質視が、部落民＝朝鮮渡来民説によってなされていること、また、民族独立の問題が無視されていること、人類平等＝連帯視ともいべき人間主義的国際観が基底になっていることなどに注目すべきである。綱領・決議をみても水平社と同じ人間的・経済的平等と差別糾弾の思想が、社会主義の影響を受けているといっても今日のような思想でうけとめられておらず、むしろ大正デモクラシーの思想状況にあることを示す文章である。」

▽泉野利喜蔵・米田富が出席・発言

- ・泉野利喜蔵「鮮人解放運動は水平運動と其の趣旨を同じうするものなるを以て、本会は我水平社の姉妹団体として大いに提携努力せんことを望む」
- ・米田富「朝鮮人は我等部落民と同祖同族なること、不断的努力を以て多少の犠牲を払うとも飽く迄目的貫徹に進むべきこと」

→泉野・米田は以前の同盟会の設立会の混乱を見た上で、李善洪・朴興奎との付き合いを選択

※高橋貞樹『特殊部落一千年史』で「部落起源」を

「恐らくは古代の被征服民族にして賤業を課せられた奴隷が時代の経過とともにエタ族」
平野小剣も「エタ」民族観の所有者で「エタ」民族解放運動を主張、身分闘争第一主義

※1923年4月関西朝鮮人聯盟の機関紙『朝鮮日報』の発刊—資料⑥L

先駆者同盟が強力なバックアップ＝西前と竹本を編集人に送り込む

↳会員＝木本凡人・西前雅文・竹本英一・大串孝之助などアナ系の12名

朝鮮人協会総務の金東赫宅で米田も発刊の相談にのる



泉野利喜蔵



米田富



平野小剣

3. 全国水平社大会と朝鮮人協会・関西朝鮮人聯盟

◎第1回大会（1922年3月）

- ・岡部よし子が婦人代表として演説

◎第2回大会（1923年3月）

▽朝鮮人側

- ・朝鮮人協会三役（会長李善洪・副会長朴興奎・総務金東赫）が参加
- ・木本凡人を通じて大阪の社会主義者（大串？、石田正治らアナキスト）とともに入場券を公布
- ・ボル派である大阪朝鮮労働者同盟会・東京北星会からは祝電のみ
- ・朝鮮人の出席は約10人とされる

▽水平社側

- ・「水平運動ノ国際化ニ関スル件」を決議
提案理由「国際的ニ劣等ノ人種トシテ差別待遇ヲ受クルモノ…我国ニ於ケル朝鮮人亦然リ」
- ・泉野利喜蔵が「水平社ト朝鮮人ノ提携ニ関スル件」を緊急動議で提出（木本凡人提案）
「現今我カ官憲ハ水平運動并ニ朝鮮独立運動ニ対シ苛酷ナル圧迫ヲ加ヘ居レルガ、吾ガ水平社ノ主張ハ正義人道ニ立脚シ差別待遇ノ解放ヲ叫ブニ在リテ、朝鮮人ノ主張スル処ト相合致スルガ故ニ将来朝鮮人ト合体シテ相共ニ人類解放運動ノ目的ヲ達成セムトス」
一議長保留

▽京都府警察部長中野邦一稿『水平社に対する今後の対策について』（1923年）一資料③C

「木本正胤は、予てより大阪府編入甲号特別要視察人李善洪・同乙号朴興奎と気脈を通じ居りし処、昨年十二月一日大阪市民館に於て大阪朝鮮人労働同盟（ママ）組織大会当日、木本は水平社員泉野利喜蔵・米田富一郎（ママ）を紹介し、兩人又一場の挨拶的演説をなしたる以来、水平社对在阪要視察鮮人との提携をなせり。」

※内務省警保局『水平社運動状況』大正一一年一月五日調・大正一二年三月二十五日調

▽『大正十三年三月調 水平運動の情勢 京都府』一資料③D

「第二回大会ニハ密カニ木本正胤ヲ通シテ在阪主義者、要視察鮮人等ニ入場券ヲ交付セシ為、左記要視察人ノ入場ヲ見タルコト後ニテ判明セリ。…大阪府鮮甲号李善洪、大阪府鮮乙号朴興奎、大阪府要注金東赫…」

※同様なものに『全国水平社第二回大会状況報告』（1923年3月・京都府警察部）

◎第3回大会（1924年3月）一水平社が朝鮮問題に最も積極的に取り組んだ大会

▽朝鮮人側

- ・崔善鳴が出席、演説を試みる
- ・主な祝辞には朝鮮人団体の名前はなし
- ・三つの決議の可決後、在留朝鮮人からの祝辞の朗読があったとされるが誰のものかは不明
平野小剣報告「朝鮮衡平社から東京労働同盟の金氏を通じて水平社に厚意を寄せた」
金氏一金鐘範？＝彼らはボル派
※崔善鳴－1889年・江原道襄陽郡襄陽面生まれ（1926年衡平社襄陽分社結成）
当時はアナキスト、1930年代に『協同組合運動』を発刊するなどインテリ

▽水平社側

- ・朝鮮に関わる三つの決議を可決
「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」（群馬県水平社提出）一平野小剣が詳細な説明
「内地ニ於ケル鷄林同胞ノ差別撤廃運動ヲ声援スルノ件」（奈良県小林水平社提出）
「鮮人取扱ニ関シテ政府ニ警告スルノ件」（山田孝之次郎・緊急動議）

▽「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」

- ・『大正十三年六月 水平運動ノ概況（第四九特別議会議会資料）』（内務省警保局）一資料③E

「二、社会主義者並朝鮮人トノ関係

…朝鮮人トノ関係ヲ観ルニ目下大阪ニ於ケル「関西朝鮮人聯盟」（朝鮮人ノ解放団体）ハ其ノ組織ニ当リ水平社幹部等ノ策動ヲ受ケタルモノニシテ爾後水平社ノ姉妹団体トシテ相当連携ヲ有スルモノナルカ其ノ後第三回水平大会ニ於テ朝鮮衡平社ト連絡ヲ図ル事ヲ可決シタリ両者今後ノ提携ハ注意ヲ要スルモノト思料セラル

＝衡平社との連絡に関西朝鮮人聯盟が関わっていたことをうかがわせる

→「朝鮮ノ衡平運動ト連絡ヲ図ルノ件」に基づいての行動

- ・『大正十四年一月 最近ニ於ケル在留朝鮮人情況』（内務省警保局）一資料④F

「大正十三年三月二、三日京都ニ於テ開催ノ第三回全国水平社大会ニ際シ同ジク木本正胤ヲ介シ要視察人朝鮮人崔善鳴ガ出席シ演説ヲ試ミタルガ大会ニ於テハ将来衡平社ト提携スベキヲ決議シタルヲ以テ崔善鳴ハ其ノ連絡提携ニ関シ木本ト秘密会合ヲ爲シ衡平社本部トモ打合セタルヤノ情報ニ接シタルモ目下ノ尠未ダ公然提携シテ運動ヲ共ニセントスルガ如キ傾向ヲ認メズ」

＝第二回衡平社大会への祝辞に結びついた可能性大

木本凡人・崔善鳴が連絡の中心一平野小剣もからむ可能性

▽「内地ニ於ケル鶏林同胞ノ差別撤廃運動ヲ声援スルノ件」

- ・九州水平社

「彼等ハ白丁ヲ虐メタルノダカラ彼等ニ白丁ヲ虐メハナラヌト警告文ヲ発シタイ」

→九州側の意見を包括して可決

→九州水平社『水平月報』（1925. 3）には

「朝鮮内の白丁を差別せぬ様朝鮮人協会へ要求する条件を可決す」と記載

▽「鮮人取扱ニ関シテ政府ニ警告スルノ件」

- ・この緊急動議が出る伏線

＝第三回大会直前2月22日一警察による李善洪殴打事件

李善洪宅での電気盗用の誤解問題から、抗議した李善洪を3名の戒署巡査が衆人環視の中で袋叩きにした事件

→李善洪や多数の朝鮮人協会員が戒署に押しかけ、交渉するも誠意なし

23日夜、李善洪宅で朝鮮人協会の支部団体関係者五十名が集まり、三要求を決定

- ① 戒署が謝意を表すこと
- ② 暴行三巡査を免職すること
- ③ 「日鮮融和」の講演会を警察側が開催すること

関東大震災のときの虐殺事件も差別が根本問題と認識
関西各府県の警察部が雇用主に厳重な朝鮮人雇入れ名簿を作らせている
朝鮮人が日本名を名乗らなければ家を借りられない

→警察当局の朝鮮人に対する取締りが苛酷かつ差別待遇があるのを問題視

23日午後9時から翌朝午前3時まで代表委員7名が戒署長と交渉

警察では27日までに何らかの回答をすると約束して一同を引き取らせる

26日深夜に警察側が決議書の全部を入れることで一度解決したと思われた

ただし、警察側は摂政が西下中のために警備が手薄なことを理由に、「内鮮融和」の講演会開催の日時が決定できないとした

その後の委員の協議

李善洪、朴興奎他3名が上京して首相、内務大臣、警保局長への陳情計画

今回の事件を陳述

政府に今後度々「内鮮融和」の講演会開催を要請

朝鮮人が安心して日本に居住できるようにしてもらいたいと陳情

→この東京への陳情予定が報告されると、警察の態度が一変

それまでの交渉相手は大阪府の警察部部长代理

29日、最終的に朝鮮人協会側と面談した警察部部长の見解

それまでの経緯は自分の預かり知らないこととし、まとまりかけた交渉条件を反古

事件は両者の意見の衝突からの喧嘩

三巡査が免職される如きは全く誤り伝えられたもの

◎臨時大会（1924年4月）一反「排日移民法」

▽関西朝鮮人聯盟が祝辞を送付、司会の米田富が朗読

祝辞 関西朝鮮聯盟ヨリ

「吾々ハ朝鮮人ナルカ故ニ日本帝国カラ侮蔑サレテ居ル今度日本人ハ有色人種ナルカ故ニ米国カラ排斥サレル之レハ単ニ日本人ノミノ問題ニ非ラス全亞細亞民族ニ対スル侮辱ナリ 颯起セヨ全国水平社同人諸君益々奮闘ヲ乞フ

千九百二十四年四月廿七日」

『「外務省記録」3-8-2(339-14)「米国民法案ニ対スル排米情報」全5分冊のうち第2分冊』

特秘第7508号1924年4月28日大阪府知事申中川望「対米問題水平社大会ノ件」・別紙八号

→日本帝国は敵とし、水平社とは連帯する思想を表す

▽概文を水平社に送ることも可決

※この後、関西朝鮮人聯盟の活動の記録は見られなくなる

→崔善鳴がアナキズム運動にシフトを動かしたためと思われる

※李善洪は6月10日の日米国際問題極東民族大会で移民法に対し熱弁をふるう

国粋会や矯風会の林歌子らと演壇に立つが、李善洪の熱弁が観衆に感動を与える

4. 1924年、朝鮮人運動への水平社の協力

◎「鮮人取扱ニ関シテ政府ニ警告スルノ件」の具体化

▽3月末一関西朝鮮人聯盟理事・崔善鳴が上京—資料⑥M

平野小剣の手引きで首相・内相・警保局長を訪問、陳情計画

→実際には首相秘書官、内相秘書官、警保局長、内鮮課長に面会

警保局長と大激論、糾弾書を突きつけ、退席

▽4月3日—第3回埼玉水平社大会

・「支那、朝鮮人並びに諸外国人に対し侮蔑的意思を以て絶対に唱許せざる事」可決

・その後、平野小剣、米田富の演説

▽崔善鳴は帰阪後すぐに関西朝鮮人聯盟本部の協議会に経過報告

▽5月中旬—大阪で報告演説会の開催を計画—資料⑥N

・要求項目

- 一、政府は鮮人虐殺の真相を発表すること
 - 二、在内地鮮人労働者の救済政策を確立すること
 - 三、警官の朝鮮人に対する侮蔑的扱を徹底的になくすこと
- この演説会は開催された形跡なし

◎関西朝鮮人聯盟の活動の終焉

▽4月9日—済州島民大会—資料⑥O

- ・済州島朝鮮人主催—実際には崔善鳴が関西朝鮮人聯盟、水平社に応援を求めて開催
- ・済州島民が「陸地」朝鮮人、特に相愛会から差別されることに対する糾弾演説会
※相愛会は後に衆議院議員となる朴春琴（パクチュングム）らが作った親日融和団体
朝鮮人労働者を企業に斡旋し、その統制、労働争議の鎮圧
多くの朝鮮人から「日本の番犬」、「労働者の搾取者」と忌み嫌われる
- ・木本凡人も参加、無届集会ということで崔善鳴とともに検束

▽4月21日—第四回三重県水平社大会への関西朝鮮人聯盟からの祝辞—後述

⇒これ以降、関西朝鮮人聯盟としての活動は発見できず

◎朝鮮無産者社会聯盟の活動と水平社

▽6月1日—「朝鮮無産者社会聯盟創立協議会」—資料⑤H

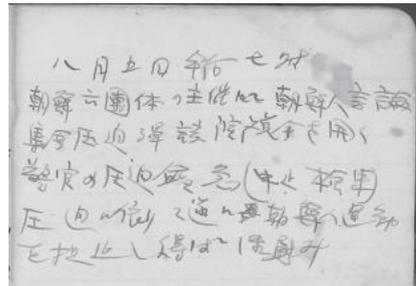
- ・済州島のアナキスト・高順欣が来阪
- ・崔善鳴とアナキズムに純化した団体として結成

▽6月28日—「朝鮮人問題演説会」

- ・朝鮮無産者社会聯盟主催、木本凡人後援、朝鮮人300名、日本人400名、内水平社員30名参加
- ・大阪向野の絲若柳子が演説—絲若柳子は木本凡人の媒酌で7月に下阪正英結婚予定
- ・震災時の虐殺朝鮮人の追悼及び批判と朝鮮人待遇問題批判等の問題を論議
=5月中旬に予定されていた演説会の内容に近い
- ・開始から50分で解散に追い込まれる
- ・遠島哲男の『同和通信』152号が事前にこの集会を紹介—米田富らの関係か

▽8月5日—「朝鮮人言論圧迫弾劾集会」

- ・崔善鳴、朝鮮無産者社会聯盟が中心
- ・ボル系の大坂朝鮮労働総同盟、民族主義の影響が強い朝鮮人留学生団体である大阪学友会、元々は朝鮮人クリスチヤンの団体であった三一青年会等6団体が主催
→日本共産党に対する弾圧による日本労働総同盟の右傾化、北星会主要メンバーの帰国により、1924年半ばに大阪の朝鮮人団体の大同団結の動きが生まれる
- ・朝鮮人500名、日本人700名参加



米田富手帳「…圧迫に依りて逆に朝鮮人運動を促進し得ば御慰み」

- ・李善洪にも開催の協力を依頼
- ・水平社、日本労働総同盟が応援
- ・朝鮮独立、総督政治の否認にも言及したため、解散に追い込まれる
- ・米田富の手帳にこの集会の様子がメモ

▽11月14日－「第一回殖民地解放大演説会」（神戸）

- ・三一青年会主催
- ・水平社30名、日本労働総同盟会員50名参加
- ・木本凡人と接触

◎水平社関係の機関紙と朝鮮問題

▽『愛国新聞』－三重県水平社・日農三重県聯合会合同機関紙

中心の上田音市は当時、木本凡人と親交

- ・3月21日号－「朝鮮の小作人は木の根や土を食ふ」
朝鮮小作人の窮状の原因－日本への米移出政策
- ・5月1日号－4月21日開催「第四回三重県水平社大会に際して送られし朝鮮人の祝辞」
関西朝鮮人聯盟からの祝辞を掲載－資料⑤K
その直ぐ下段に平野小剣、関東水平社聯盟の祝辞も掲載
－掲載されている祝辞はこの二つのみ
- ・6月11日号－大阪府水平社の下阪正英が「正義を叫び得る者」
見開き2ページでアメリカの排日法案の件を通じて、日本の韓国併合を批判
下阪は木本凡人の影響が大きい
- ・7月21日号－絲若柳子（下阪の妻）「○○の人々へ」（○○は朝鮮が入ると思われる）
見開き2ページで6月28日の「朝鮮人差別撤廃演説会」の報告と相愛会批判
4月9日の済州島民大会にも参加した可能性
- ・9月11日号－「衡平運動」（3面1ページ）、「水平社と衡平社の握手」（4面）
衡平社の趣旨書も含め、衡平運動の紹介
4月の衡平社大会に対する祝辞・謝辞を紹介

▽『防長水平』－山口水平社

- ・9月号－「賤民より選民へ」
絲若柳子が『愛国新聞』7月21日号に寄稿した文章の全文を掲載

▽『ワシラノシンブン』－主幹難波英夫－朝鮮で6年間記者、木本凡人と親交

- ・8月1日号－シノ崎潮二「朝鮮より」
朝鮮での早魃を伝える
- ・9月1日号－社説「牛馬や鶏と同じに大事な者」
朝鮮人虐殺に対する反省と日本民衆と朝鮮人民衆との階級的連帯への志向を主張同じ号で
- ・同号－「公平会生る」
南梅吉が結成に絡んだ融和団体・公平会の発会とその檄文の一部を紹介
部落民や「台鮮」同胞の差別から一般の日本人が米国の排日を抗議する資格の有無を問う

▽『自由』－関東水平社機関紙、平野小剣編集同人

- ・8月号－難波英夫「思い出づるまゝ…朝鮮の若き人々へ」

総督府の「共存共栄」政策を批判

- ・9月号—時事新報記者・吉井浩存「衡平運動を訪れて」—吉井は平野小剣と小学校同級生
7月下旬のソウルの革新同盟本部への訪問記

▽『水平新聞』—全国水平社聯盟本部

- ・創刊号（6月号）—衡平社との連帯記事

⇒木本凡人・平野小剣が関係するものが多い

5. 1924年、水平社関係者と衡平社との交流

◎衡平社の分裂

▽1924年2月10日、11日の衡平社全朝鮮臨時大会で路線対立

→張志弼らが開催を要求か？

3月12日に張志弼らが衡平社革新同盟を開催、衡平社聯盟総本部と分裂

▽4月25日、衡平社一周年の大会を別々に開催、両者ともに水平社との連携に関心

▽衡平社聯盟総本部—晋州

- ・構成員＝白丁以外の一般知識人も含む
- ・思想＝社会主義的運動路線に懐疑的
- ・水平社が祝辞を送る
- ・平野小剣らを弁士として招請する予定

▽衡平社革新同盟—ソウル

- ・構成員＝張志弼らによって白丁のみで構成
- ・思想＝社会主義的運動路線を志向
- ・立命館大学経済科生で大分水平社幹部の猪原久重が参加
水平社の綱領を説明しつつ、衡平社との連帯を訴え
- ・東京の北星会（ボル派）の白武らの援助で水平社に記念講演を依頼

⇒

衡平社聯盟本部—崔善鳴—平野小剣一派
衡平社革新同盟—北星会—水平社

→派遣はどちらも実現せずに、衡平社聯盟本部への祝辞、謝辞に止まる

崔善鳴が衡平社聯盟本部との人脈を持っていたのではなかろうか？

▽7月発行『斥候隊』（北星会機関紙）第7号—宋奉瑛「時評—危機におちいった衡平運動」

▽全国水平社—ソウル滞在の猪原久重に、分裂の調査を命じる

- ・7月20日『水平新聞』第二号—資料⑤I

「吾が水平社は今後革新同盟との間に連絡を執る筈である」と修正を図る

- ・『日本労働年鑑（大正十四年版）』—資料⑤J

「大阪水平社の衡平社内紛調停—六月、晋州衡平社対京城衡平社革新会との紛擾に対して大阪の水平社が調停をなしつつありと伝へられた」

→なぜ、大阪府水平社が調停するか？

→大阪府水平社が直接、衡平社と接触するのは難しく、朝鮮人の仲介が期待されたのでは？

▽7月下旬—吉井浩存は革新同盟本部に張志弼を訪問

- ・平野小剣、米田富の紹介状、平野小剣の写真を持参

- ・猪原久重が、張志弼の傍らで運動の助成をしていた
- ▽8月－大田で衡平社聯盟本部と衡平社革新同盟が対立を解消するための衡平社統一大会が開催
- ・水平社代表と称して遠島哲男が参加・演説

◎衡平社と水平社の行き来

▽衡平社執行委員の来日

- ・9月－衡平社執行委員の金慶三が訪日
 - 平野小剣、米田富、栗須七郎、遠島哲男と交流
- ・10月5日－群馬県水平社秋季大会で金慶三が衡平社について講演
 - 平野小剣も朝鮮に関する講話を行った
- ・米田富の手帳に「衡平運動」というメモが4ページにわたって残される－1枚目
 - 金慶三の名前も載っており、この渡日の際の金慶三の話をもメモしたものとも推測される

▽10月－下関水平社執行委員長下田新一、関門水平新聞金重誠治らが、衡平社視察にソウル訪問

▽12月－朝鮮に移住した水平社同人によって朝鮮水平社が組織

- ・大山時雄方に本部を置き、富沢清助を執行委員長
- ・直後に富沢清助が水平社に連絡を取るために京都に入り、全国水平社委員長南梅吉と会見
- ・翌年3月にソウルで水平社・衡平社の聯合大会を開催することを画策
- ※大山時雄－平野小剣と同じ福島県で生まれ、京城高等商業に在学
 - 1924年には朝鮮エスペラント聯盟創立に参加し、朝鮮各地でエスペラントを教えている
 - 1925年には朝鮮エスペラント学会を創立し、学会長
 - エスペラントとアナキズムは近い関係

◎水平社－朝鮮人の交流に水をさした「遠島スパイ事件」

▽1924年10月－「遠島スパイ事件」発覚

- ・同和通信社の遠島哲男が警視庁に水平運動の情報を流す代わりに金を貰っていたことが発覚
- ・平野、米田、南梅吉等が、同和通信社支局員という形で金をもらい、情報を遠島に提供
- ・泉野利喜蔵も関係したとされた
- ・遠島一朝両国の「水・衡合併」運動の名目で多額の金銭で買収し、植民地支配に利用

▽12月－関係者の処分

- ・府県水平社委員長会議－南梅吉、平野小剣を除名
 - 米田富を謝罪

⇒在阪朝鮮人や衡平社との交流のパイプの中心となった平野小剣・米田富の影響が全国水平社に及ばなくなる

6. 1925年の水平社と衡平社の交流

◎相互の大会への祝電

- ▽4月 衡平社第三回大会に水平社が「最後まで闘おう」の祝電を送る
- 5月 全国水平社第四回大会に衡平社が祝電を送る

◎大亜細亞聯盟構想

- ▽5月26日 関東水平社委員長村岡静五郎、群馬県水平社小林綱吉らが中心となった構想
 - 日本、中国、朝鮮、インドからなる国際的差別撤廃運動を行う大亜細亞聯盟を組織

第一回懇談会を開催－朝鮮の衡平社、中国、台湾から参加
→6月10日に発会式をあげる予定も実現せず
構想の立ち上げには平野小剣が関係か？

◎衡平社訪問

▽8月 中西伊之助と奥むめおが衡平社中央総本部の招待でソウルを訪問

・中西－料亭で衡平社本部員の他、金若水、孫永極等の北星会のメンバーも参加して会談
→水平社・衡平社の共同戦線を提唱

・奥むめお－別の場所で朝鮮人婦人団体との会合

・衡平社運動を自己の共産主義運動に利用したいというボル派の北星会の思惑か？

※中西伊之助－労働運動→朝鮮で新聞記者→プロレタリア作家（朝鮮を題材にした小説も）
当時はアナキズム→労農派に接近している頃
戦後は、日本共産党の代議士（2期）

※奥むめお－1920年の新婦人協会の設立に3人の理事の一人として参加

女性の政党結社への加入及び政治演説会への参加を禁止する「治安警察法」第5条
の改正に活躍した

1923年には職業婦人社を設立、『職業婦人』を発刊

1930年代前半に「働く婦人の家」を通じて崔善鳴とつながりを持つ

◎朝鮮大水害事件・醴泉衡平社襲撃事件への連帯

▽7月17日 ソウルを中心に朝鮮で大水害が発生

▽8月11日 朝鮮醴泉で醴泉青年会と労農会による衡平社襲撃事件が発生

▽8月22日 朝鮮水害罹災同胞救済演説会が大阪市内の日本橋四丁目五階倶楽部で開催

- ・主催：高順欽、大串孝之助が中心となった朝鮮大水害罹災同胞救援団
- ・後援：大阪府水平社、文明批評社、先駆者同盟、在日本朝鮮労働総同盟大阪聯合会
※在日労総大阪聯合会は発会直後で、このときの委員長はアナ派であった魚波
- ・印刷物を大串と崔善鳴が用意
- ・弁士：大阪府水平社、鉄工労働組合－木本凡人も参加
- ・大阪府水平社の緊急動議－醴泉青年会と労農会に対する抗議文

→満場一致で可決

＝朝鮮では総督府の報道管制が実施されていた中であって、迅速な対応

▽9月1日 『新聖潮』第一号でも醴泉衡平社襲撃事件を報道

※『新聖潮』－米田富の故郷である奈良県五條町大島で発行

▽9月19日 朝鮮水害罹災同胞救済第二回演説会を開催－高順欽、大串孝之助らが中心

▽水害事件に対する救援の呼びかけ

『愛国新聞』、第二次『水平新聞』、『解放新聞』、『同愛』、『新聖潮』でもなされる

◎アナ派新堂水平社の活動

▽新堂水平社（河内水平社）

- ・大阪府水平社でのアナ派の拠点
- ・北井正一が活動の中心－栗須七郎と深い関係
- ・部落出身ではないが大串孝之助が居住

－崔善鳴は大串らアナキストが作った文明批評社の雑誌『祖国と自由』の同人
▽7月～8月－全5日の「社会問題夏期講習会」を開催－資料⑦R

- ・3日目の講師が崔善鳴とともに朝鮮無産者社会聯盟を結成した高順欽
「衡平社運動について」
- ・最終日の講師が崔善鳴

「合併後に於ける朝鮮無産階級解放運動の歴史」
朝鮮無産階級と「水平社との提携を力説」

※資料⑦Rは、講師と講演題名が入れ代わっていると可能性もある

▽『大阪水平新聞』1925年9月15日号

- ・「運動消息 新堂水平社より」と題し、7月の夏期講習会を報告
- ・同じ面に、新堂居住の松谷功が「先づ自らの優越感を除け」と部落居住の朝鮮人への差別を問題
「吾等部落民は共に賤民として、弱小民として悲惨な地位にある朝鮮の同胞に斯くの如きの感じ
を与へたことを深く悲しまなければならない」
「鮮人に対するに一種の優越感を以て、賤視的態度を執ると云ふ、この事實は明かに支配階級の
征服行為を、無意識裡に是認し補助しつゝあるのではないか。」

→新堂部落でのこうした活動も1926年になると下火

4月に北井正一らが在郷軍人会員差別発言関連で逮捕、獄中生活

⇒おおむねアナ系が、衡平社と朝鮮人・水平社の交流の中心を担う

7. 1926年以降アナ系の活動の衰退と1928年の水平社と衡平社の交流の終焉

◎在阪朝鮮人の活動

崔善鳴、高順欣らの活動の衰退、李善洪の運動の変質

- ⇔
- 「ボル系の活動の活発化－労農党との結びつき」
 - 「普通選挙法－日本在住朝鮮人の参政権が劇的に拡大－政治運動への傾斜」
 - 「大阪では内鮮協和会による「救済」活動が順調に進展」

◎水平社運動におけるアナ・ボル論争主導権争い

▽遠島事件以来、松田喜一らボル派が力を持つようになる

1925年5月の第4回大会で、主導権を確立

→1928年3・15事件で松田喜一、西光万吉、木村京太郎らが逮捕、勢いを失う

◎1926年4月 衡平社第四回全国大会

▽衡平社日本支社から三名の代表が出席

(この時点で衡平社日本支社が存在したかどうかは不明である)

◎1926年5月 全国水平社第五回大会(福岡)

▽京都府水平社(アナ派・反ボル派が強い)から衡平社と一層の連絡促進をはかる提案

▽衡平社から金慶三が出席、その後、各地の水平社の状況を巡回

▽1月に起こった三重県木本町での朝鮮人虐殺事件について報告

◎1927年4月 衡平社第五回大会

▽日本の水平社との提携を議論するが保留

- ・李東煥の意見

「内地ノ水平運動ハ既ニ階級打破ノ目的ヲ遂行シ進シテ組織的活動ニ入り驚クベキ発達ヲ為シツ
ツアルニ反シ衡平運動ハ未タ日浅ク何等成績ノ見ルヘキモノナク…提携ハ時期尚早ナリ温カキ
連絡ヲ保持シテ将来ニ俟ツヘシ」

▽朴好君が水平社に派遣され、一年間、日本に滞在

▽衡平社創立五周年記念祝賀会

- ・九州水平社の松本清が祝辞、官憲に中止を命じられる

◎1927年4月 全国水平社中央執行委員会

▽李東煥が出席、「朝鮮の衡平運動の適當なる指導者の派遣を希望」

◎1927年12月 全国水平社第六回大会（広島）

▽衡平社代表として金三奉が参加、祝辞

◎1928年4月 衡平社第六回大会

▽衡平社が全国水平社に対し代表派遣を要請

→水平社が中央委員会で徳永参次中央委員・愛媛水平社を正式派遣

- ・1日目、徳永の祝詞の通訳が不当として祝辞中止

徳永、水平社情勢報告

- ・2日目、徳永が「一心同体トナリ迫害ニ対抗スル必要アリ」と水平社との提携の必要を説く

→その後の議論の末に水平社との提携を 58 票対 12 票で可決

静岡県水平社本部、浜松水平社解放聯盟が祝文を送る

- ・3日目、第六周年記念式での徳永の祝辞

「天皇陛下ハ一視同仁ト仰セラレタ、〔衡平社員ト水平社員トガ互ニ握手シテ共ニ日本帝
国ノ国勢ヲ四海ニ發揮スル様ニ努力サレムコトヲ御願ヒシマス」

⇒物議をかもしそうになるが、臨監警察官の制止により、議論はできず。

全国水平社聯盟、全国水平新聞社、全国水平社関東聯合会本部が連名で、共産主義者
を批判する祝辞を送る

◎1928年5月 全国水平社第七回大会（京都）

▽衡平社代表として李東煥が祝辞

- ・朝鮮青年同盟曹沃鉉（曹沃鉉－同志社予科3年生）、在日労総中央執行委員崔賢洙、
- ・京都朝鮮労働組合代表鄭基正（鄭輝世）も参加した模様－いずれにボル派

▽「朝鮮衡平社提携ノ件」が提案されるもアナ・ボルの抗争で流会となり、議論されず

方針（一）朝鮮衡平社への代表派遣

（二）衡平社と緊密なる共同闘争を図るため代表者会議の開催

（三）大会の名を以て「メッセージ」の発表等を提案審議する

⇒この後、人的交流はとだえ、祝電などの交流に限定されるようになる

※その後の衡平社の動き

1928～31年 急進派と穏健派の反目

1931～33年 衡平社解消問題

1933年、衡平青年前衛同盟事件での急進勢力逮捕

1934年 大同社に改称＝妥協的な融和主義団体へと変質

8. 1926年以降も朝鮮人の支援を続けた水平社関係者・地域

◎泉野利喜蔵

▽今池朝鮮人「不法占拠」解消への関わりー資料①S

- ・1929年6月 堺の今池朝鮮人「不法占拠」バラックが問題化

12月 対策委員会設置

大阪朝鮮労働組合泉州支部
右派無産政党の社会民衆党の油谷虎松市議員
中間派無産政党の日本大衆党の泉野利喜蔵市議員ら

油谷・泉野両市議員は市長と会見

市長から「考慮しておかう」という答弁を引き出した。

今池近くの錦小学校で「今池町朝鮮人立退き問題批判演説会」を開催

油谷・泉野両議員や無産団体代表が弁士

堺市社会事業協会が篤志家に寄付を乞い、約30戸を新築し、移転する方向を打出す
⇒寄付が集まらず、長い間放置

1932年11月、昭和天皇来阪時にも強引な撤去は行われず

- ・1934年11月 泉野の地元の耳原（舳松支部）に内鮮協和会住宅がやっと完成、移転

木造平屋建て4棟20戸の住宅と木造平屋50坪の隣保館

※1933年ー耳原周辺に231世帯約1,100人の朝鮮人が居住

▽失業救済事業

- ・1930年11月 失業救済事業に関し、60名で堺市長に陳情し、市長から金一封を贈与

金達桓らの泉州一般労組（舳松に本部）

全国大衆党堺支部

泉野利喜蔵がいた水平社舳松支部

が共關

◎北井正一

▽1930年前後 家業の不振から新堂を離れ、大阪市内の西浜に移住

- ・皮革産業に関わる

▽1931年3月 北蛇草の野本パイプ工場の朝鮮人職工を含む職工の解雇から争議

- ・北井正一の関わる労農派系の関西労働組合総聯盟の組合員が中心
- ・「民族的差別撤廃」を要求事項に掲げ、北蛇草全体のパイプ工場のゼネスト計画
- ・当時、崔善鳴は北蛇草に居住、関係した可能性が高い

▽1933年1月 関西労働組合総聯盟大阪皮革労働組合が結成

- ・組合長北井正一
- ・自宅に組合事務所と全国水平社大阪府聯合会の事務所が併置
- ・多くの被差別部落民や在日朝鮮人を結集
結成時の10人の執行委員のうち2名が朝鮮人
- ・顧問には朝鮮人問題に理解を示した水平社の栗須七郎が就任
- ・大会では「民族的封建的差別撤廃に関する件」が可決

※1937年 西浜を含む浪速区の住宅不良地区

朝鮮人履物工・皮革工が男女合わせて123人居住
 日本人は989人—朝鮮人が約11%を占める
 被差別部落を含む隣接する西成区の住宅不良地区

朝鮮人履物工・皮革工が253人
 日本人162人—朝鮮人が61%を占める
 両方を合わせると朝鮮人が約25%

▽1934年1月 朝鮮人400名からなる阪南労働者自助会が大阪皮革労組と合体
 全協を脱退した朴永根らが西成朝鮮人皮革労働者にナット労働者等を含めて結成
 →4月に関西労働組合総聯盟大阪一般化学労組になる

※京都崇仁地区の履物・皮革産業に朝鮮人が従事するケースはほとんど無かったと言われる

◎栗須七郎—北井正一と深い関係

▽1925年8月 堺で居住権確立、悪家主退治の朝鮮人大会
 共催—大阪朝鮮労組、朝鮮青年同盟、新幹会支部、新党準備会支部、借家人同盟支部
 司会—金達桓—左派ではあるが、後に共産党、全協とは一線を画す
 応援弁士—栗須七郎

▽1929年5月 衡平社機関紙『正進』創刊号
 栗須七郎著『水平宣言』を朝鮮語に翻訳、刊行することを予告

▽1930年1月 衆議院選挙大阪第二区に無産大衆党から立候補
 立看板20枚の内の10枚をハングル表記
 →ハングル東京に否定的であった内務省が、直後に一転してハングル投票を認める

▽1933年1月 関西労働組合総聯盟大阪皮革労働組合が結成—多くの朝鮮人を結集
 組合長北井正一、顧問栗須七郎

▽1930年代半ば～戦時下 西浜の住居の長屋「水平道舎」に朝鮮人の子どもを書生として面倒を見る
 鄭承博（1923～2001年、在日朝鮮人作家）らが居住
 長屋＝大阪府水平社の発祥の地



「水平道舎」1940年頃撮影
 前列中央は栗須七郎
 その左が妻元枝
 右が娘文子
 後列右端が鄭承博

◎米田富

▽1932年2月？ 李善洪・崔善鳴が米田富と面会
 水平社博物館に残されていた米田富所蔵の名刺に二人の名刺が存在

(住所からこの頃のもの)

李善洪が最初に総選挙に立候補したときのものか？

◎平野小剣

- ▽1926年6～7月 ソウル、衡平社訪問
全国水平社結成当時の幹部で唯一、衡平社を訪問
- ▽同愛会『同愛』1926年9月号
「朝鮮衡平社を訪ねて—鮮満旅行記の一説—」
- ▽関東水平社聯盟『人類愛』第二輯 1926年
「朝鮮衡平運動の概観」
※関東水平社聯盟—アナ系

◎中西伊之助

- ▽同愛会『同愛』1926年6月号
「先づその罪を謝せ—部落民問題の核心—」—朝鮮問題にも触れる
- ▽『社会問題講座附録科外講話・雑録・図表』1927年6月
「朝鮮解放運動概観」—衡平運動に触れる

◎京都田中部落

- ▽1928年2月—権友会京都支会—田中水平社青年会館で設立大会開催
- ▽同月—官憲糾弾朝鮮人大会—田中夜学校で開催

◎大阪では

- ▽南王子部落、西郡部落などでも朝鮮人との交流
- ▽その一方で、1936年—西淀川区東之町（加島）「部落共同浴場」への朝鮮人入浴拒否問題なども

おわりに

二〇一七年度

差別の歴史を考える連続講座 講演録

発行日 二〇一八年三月三十一日

編集・発行 京都部落問題研究資料センター

京都市北区小山下総町五の一

京都府部落解放センター三階

電話 〇七五(四一五) 一〇三二二